新 旧 対 照 条 文 健康保険法等の一部を改正する法律案

◎ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)(平成十八年十月施行)

(第一条関係) (傍線の部分は改正部分)

一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外する。	下である。 一章 (略) 第一章 (略) 第一章 (略) 第一章 保険給付 第一節 (略) 第二節 療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費 第一節 (略) 第三節 (略) 第三節 (略) 第三節 (略) 第三章 (略) (8) (改正案
一 療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問する。	国次 第一章~第三章 (略) 第一章~第三章 (略) 第一章 保険給付 第二節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給 第二款 療養の給付及び入院時食事療養費、特定療養費及び療 第二款~第四款 (略) 第五章~第十一章 (略) 附則	現

併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給

二~九(略)

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整

第五十四条 児一 用療養費、 より療養の給付又は入院時食事療養費、 の支給は、 族訪問看護療養費、 する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。 時金の支給を受けたときは、 療養費、 同一の疾病、 被保険者に係る家族療養費 家族移送費、 訪問看護療養費、 負傷、 死亡又は出産について、 その限度において、 家族埋葬料又は家族出産育児 移送費、 (第百十条第七項におい 入院時生活療養費 埋葬料若しくは出産育 行わない。 次章の規定に 保険外併 、て準用 一時金 家

(他の法令による保険給付との調整)

第五十二 害補償法 らに相当する給付を受けることができる場合には、 労働者災害補償保険法 若しくは家族埋葬料の支給は、 傷病手当金 生活療養費 一年法律第百二十一号)若しくは同法に基づく条例の規定によりこれ 又は例による場合を含む。 五条 (昭和二十六年法律第百九十一号。 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、 埋葬料、 保険外併用療養費、 家族療養費 (昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員災)又は地方公務員災害補償法 同一 療養費、 の疾病、 家族訪問看護療養費、 訪問看護療養費、 他の法律において準用し 負傷又は死亡について、 行わない。 家族移送費 (昭和四十 移送費、 入院時

保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定によりこれらに相当するは家族訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しく2 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養2

看護療養費及び移送費の支給

二~九 (略)

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整

第五十四条 きは、 護療養費、 より療養の給付又は入院時食事療養費 の支給は、 族訪問看護療養費、 する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。 その限度において、 移送費、 被保険者に係る家族療養費 同一の疾病、 家族移送費、 埋葬料若しくは出産育児 負傷、 行わない。 死亡又は出産について、 家族埋葬料又は家族出産育児一 (第百十条第七項におい 特定療養費、 時金の支給を受けたと 療養費、 次章の規定に 、て準用 訪問/ 一時 金 家

(他の法令による保険給付との調整)

第五十五条 養費、 受けることができる場合には、 を含む。 法 六年法律第百九十一号。 の支給は、 (昭和二十二年法律第五十号)、 若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付 療養費、)又は地方公務員災害補償法 同一の疾病、 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、 訪問看護療養費、 負傷又は死亡について、労働者災害補償保険 他の法律において準用し、 行わない。 移送費、 国家公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第百二十一 傷病手当金若しくは埋葬料 又は例による場合 (昭和二十 特定療

二十三号)の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる | 給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法(平成九年法律第百 | 養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支 | 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療 |

給付を受けることができる場合には、 行わな

3 費 は負傷について、 養又は療養費の支給を受けたときは、 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、 家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、 保険外併用療養費 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で 療養費、 訪問看護療養費、 その限度において、 移送費、 入院時 同一の疾病又 行わない 家族療養 生活 療養

険給付の方法

第五十六条 いても、 を含む。 ればならない。 時金、 家族埋葬料及び家族出産育児 同)の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給につ 出産手当金、 様とする 入院時食事療養費、 訪問看護療養費、 第百条第一 家族療養費、 項 移送費、 (第百五条第1 一時金の支給は、 入院時生活療養費、 家族訪問看護療養費、 傷病手当金、 一項において準用する場合 その都度、 埋葬料、 保険外併用療養費 家族移送費 行わなけ 出産育児

2 略

(不正利得 の徴収等

第

五十八条

(略)

2 する第六十四条に規定する保険医若しくは第八十八条第一 る主治の医師が、 第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関において診療に従事 前項の場合において、 その保険給付が行われたものであるときは、 保険医又は主治の医師に対し、 保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をした 事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、 保険給付を受けた者に連帯して 保険者は、 項に規定す 当該事 又は

> 場合には、 行わな

3

養費、 けたときは、 \mathcal{O} しくは家族移送費の支給は、 規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費 訪問看護療養費、 その限度において、 移送費、 同 の疾病又は負傷につい 家族療養費、 行わない。 家族訪問看護療養費若 特定療 て、 他の法令 養費、 療

、保険給付の方法

第五十六条 療養費、 葬に要した費用に相当する金額の支給についても、 項 育児一時金の支給は、 移送費、 (第百五条第二項において準用する場合を含む。 家族訪問看護療養費、 入院時食事療養費、 傷病手当金、 その都度、 埋葬料、 家族移送費、 特定療養費、 行わなければならない。 出産育児 時金、 家族埋葬料及び家族出産 療養費、 同様とする。)の規定による埋 出産手当金、 訪問看護療養費 第百条第一 家族

略

2

(不正利得の徴収等)

第 五十八条 略

2 め 第 主治の医師が、 る第六十四条に規定する保険医若しくは第八十八条第 第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは第八十六条 前項の場合において、 項 第 その保険給付が行われたものであるときは、 号に規定する特定承認保険医療機関において診療に従事す 保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたた 事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、 保険者は、 一項に規定する 当該事業 又は

前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八 看護事業者に対し、 払を受けたときは、 準用する場合を含む。 十五条第五項 は保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽 させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。 いて準用する場合を含む。 保険者は、 第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しく (第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において 当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問 その支払った額につき返還させるほか、)若しくは第百十条第四項の規定による支 第八十八条第六項 (第百十一条第三項にお その返還 3

(診療録の提示等

第六十条 (略)

2 調剤又は第八十八条第 被保険者又は被保険者であった者に対し、 看護療養費、 時食事療養費 告を命じ、 厚生労働大臣は、 又は当該職員に質問させることができる。 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた 入院時生活療養費 必要があると認めるときは、 項に規定する指定訪問看護の内容に関し、 保険外併用療養費、 当該保険給付に係る診療、 療養の給付又は入院 療養費、 訪問 報

第二節療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

3

略

養費、保険外併用療養費及び療養費の支給第一款療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療

項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前

得た額を支払わせることができる。 項において準用する場合を含む。) その他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八十 医療機関又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽り た額につき返還させるほか、 は特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、 よる支払を受けたときは、 五条第五項、 は保険薬局若しくは第八十六条第 保険者は、 第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しく 第八十六条第三項、 当該保険医療機関若しくは保険薬局若しく その返還させる額に百分の四十を乗じて 第八十八条第六項 若しくは第百十条第四項の規定に 項 第 号に規定する特定承認保険 (第百十一条第三 その支払っ

(診療録の提示等)

第六十条 (略)

2 質問させることができる。 時食事療養費、 った者に対し、 しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であ に規定する指定訪問看護の内容に関し、 厚生労働大臣は、 当該保険給付に係る診療、 特定療養費、 必要があると認めるときは、 療養費、 訪問看護療養費、 報告を命じ、 調剤又は第八十八条第 療養の給付又は入院 又は当該職員に 家族療養費若 項

3 (略)

第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費及第二節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

(療養の給付)

第六十三条 (略)

。― 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする

特定長期入院被保険者」という。 療養」という。 びその療養に伴う世話その他の看護であって、 四号に規定する療養病床 行うもの 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者 食事の提供である療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて (医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第七条第二項第 以下 「療養病床」という。)に係るものを除く。 当該療養を受ける際 以下「食事 への入院及 (以 下

いう。) の (特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」との (特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」と二 次に掲げる療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて行うも

1 食事の提供である療養

| 「原生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。| 「原生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養 | 「原生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養 | 「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養 | 「

| 定める療養(以下「選定療養」という。) | 一 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が

(保険医療機関又は保険薬局の指定)

3 \ 4

(略

(療養の給付)

第六十三条 (略)

2

する。

・ 食事の提供である療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行うものとを事の提供である療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行うものである。以下「食事療養」という。)に係る給付及び被保険者の選定に限る。以下「食事療養」という。)に係る給付及び被保険者の選定

3~4 (略)

(保険医療機関又は保険薬局の指定)

第六十五条 (略)

- 別」という。)ごとにその数を定めて行うものとする。 る病床の種別(第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種に係るものであるときは、当該申請は、医療法第七条第二項に規定す2 前項の場合において、その申請が病院又は療養病床を有する診療所
- ことができる。 いずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしない3 厚生労働大臣は、第一項の申請があった場合において、次の各号の
- ー 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、この法律の規定一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、この法律の規定
- を受けることがなくなるまでの者であるとき。のの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるも三 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者
- ることがなくなるまでの者であるとき。が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け四、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者

第六十五条 (略)

- (第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」という。所に係るものであるときは、当該申請は、同項に規定する病床の種別律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療2 前項の場合において、その申請が病院又は医療法(昭和二十三年法
- ごとにその数を定めて行うものとする。

3

- ことができる。いずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしない。厚生労働大臣は、第一項の申請があった場合において、次の各号の
- 過しないものであるとき。機関に係る同号の承認を取り消され、その取消しの日から五年を経号の指定又は第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療により保険医療機関若しくは保険薬局に係る第六十三条第三項第一当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、この法律の規定

あるとき。
保険医療機関又は保険薬局として著しく不適当と認められるもので五が各号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、

定を行うことができる。 請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指あった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請が

- · 二 (略)

ころがあると認められるとき。診療所の病床の利用に関し、保険医療機関として著しく不適当なと三。その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、当該病院又は

第六十九条 したも この限りでない。 同号の指定があったものとみなすことが不適当と認められるときは 項又は第四項に規定する要件に該当する場合であって厚生労働大臣が しくは歯科医師又は薬剤師について第六十四条の登録があったときは 薬剤師のみが診療又は調剤に従事している場合において、当該医師若 ったものとみなす。 当該診療所又は薬局について、 のであり、 診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の開設 かつ、 ただし、 当該開設者である医師若しくは歯科医師又は 当該診療所又は薬局が、第六十五条第三 第六十三条第三項第一号の指定があ

(保険医療機関又は保険薬局の責務)

第七十条 (略)

条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条2 保険医療機関又は保険薬局は、前項(第八十五条第九項、第八十五

保険医療機関又は保険薬局として著しく不適当と認めるものである三 前二号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、

とき

定を行うことができる。 請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指あった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請が

·二 (略)

ころがあると認めるとき。診療所の病床の利用に関し、保険医療機関として著しく不適当なと三。その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、当該病院又は

第六十九条 限りでない。 同号の指定があったものとみなすことが不適当と認めるときは、 項又は第四項に規定する要件に該当する場合であって厚生労働大臣が したものであり、 ったものとみなす。ただし、 しくは歯科医師又は薬剤師について第六十四条の登録があったときは 薬剤師のみが診療又は調剤に従事している場合において、 当該診療所又は薬局について、 診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師 かつ、 当該開設者である医師若しくは歯科医師又は 当該診療所又は薬局が、第六十五条第三 第六十三条第三項第一号の指定があ 当該医師若 \mathcal{O} 開設

(保険医療機関又は保険薬局の責務

第七十条 (略)

2

条第十三項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合保険医療機関又は保険薬局は、前項(第八十五条第九項、第八十六

保健法による医療、 年法律第百五十二号)(以下「この法律以外の医療保険各法」という 合法 民健康保険法 において準用する場合を含む。)の規定によるほか、船員保険法、 は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七 に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。)による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに老人 (昭和三十三年法律第百二十八号。 (昭和三十三年法律第百九十二号)、 入院時食事療養費に係る療養、 他の法律において準用し、 入院時生活療養費 国家公務員共済組 又 玉

(保険医又は保険薬剤師の登録)

第七十一条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる。 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる。 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる。 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる。 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる。 原生労働大臣は、前項の申請がある。 原生労働大臣は、前項の申請がある。 原生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいる。 原生労働大臣は、前項の申請がある。 原生労働力の申请がある。 原生労働大臣は、前項の申請がある。 原生労働力の申请がある。 原生労働力の申请がある。 原生労働力の申请がある。 原生労働力の申请がある。 原生労働力の申请がある。 原生労働力の申请がある。 原生労働力の申请がある。 原生労働力の申请がある。 原生労働力の申请がある。 原生労働力のの事務を表現のできる。 原生労働力のできる。 原生ののできる。 原生ののできる。 原生ののできるのできる。 原生ののできる。 原生ののできる。 原生ののできるののできる。 原生のののできる。 原生のののののできる。 原生ののののののののののののののののののののののののののののの

行を受けることがなくなるまでの者であるとき。申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執

適当と認められる者であるとき。

回前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不

3~4 (略)

(保険医又は保険薬剤師の責務

を含む。)の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法(昭和三とする。)の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法を含む。)の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法(昭和三とする。

(保険医又は保険薬剤師の登録)

第七十一条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、当該医師若しる。

3~4 (略)

(保険医又は保険薬剤師の責務)

第七十二条 (略)

療保険各法又は老人保健法による診療又は調剤に当たるものとする。おいて準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条に調剤に従事する保険薬剤師は、前項(第八十五条第九項、第八十五条2 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において

一部負担金)

一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

二 (略)

あるとき。百分の三十一つで定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上で三、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、政

2 理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわ の支払を受けるべきものとし、 支払わないときは、 に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分するこ 保険医療機関又は保険薬局は、 一項第一号の措置が採られたときは、 なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は 保険者は、 当該保険医療機関又は保険薬局の 保険医療機関又は保険薬局が善良な管 前 項の一 当該減額された一部負担金) 部負担。 金 (第七 五条 請求 部を <u>の</u>

第七十二条 (略)

部負担金)

次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の三十

二 (略)

2 給付を受けた者が当該 をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、 きものとし、 保険医療機関又は保険薬局は、 令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上で あるとき 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、 保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意 百分の二十 部負担金の全部又は一 前項の一 部負担金の支払を受けるべ 部を支払わない なお療養の 政

律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法

保険者は、

とができる。

一部負担金の額の特例)

和るものに対し、次の措置を採ることができる。 条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認めら事情がある被保険者であって、保険医療機関又は保険薬局に第七十四 のは、災害その他の厚生労働省令で定める特別の

- 一部負担金を減額すること。
- 一一部負担金の支払を免除すること。
- 前頁の普畳と受けた皮保険香は、第二十四条第二頁の見官にいいって連接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。 三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を
- 険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。 第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあっては一部負担金を保 一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもって足り、同項 一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもって足り、同項 が可の措置を受けた被保険者にあってはその減額された
- する。 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

の指定を取り消すことができる。ては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合におい

九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項で調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局におい

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

の指定を取り消すことができる。ては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合におい

九項、第八十六条第十三項、第百十条第七項及び第百四十九条におて調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局におい

が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。たとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反し

定に違反したとき。 十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の規八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百二 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項(第二

くは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。。)の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若し及び第百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項四 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項(第八十五条第四

五 (略)

たとき。

「たとき。

「たいは神以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者

金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰七、保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その

を尽くしたときを除く。)。 止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督いて準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防

十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。八十五条第九項、第八十六条第十三項、第百十条第七項及び第百四前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項(第

いて不正があったとき。
れいて準用する場合を含む。)の規定による支払に関する請求について準用する場合を含む。)の規定による支払に関する請求につ条第三項若しくは第百十条第四項(これらの規定を第百四十九条に療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項、第八十六

これに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられて れ項、第八十六条第十三項、第百十条第七項及び第百四十九条にお四 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項(第八十五条第

五 (略)

ずれかに相当する事由があったとき。養費に係る療養若しくは特定療養費に係る療養に関し、前各号のい若しくは被扶養者の療養又は老人保健法による医療、入院時食事療へ、この法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者

くなるまでの者に該当するに至ったとき。

までの者に該当するに至ったとき。に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる人、保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑

の又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるも、前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険薬局の開設者

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

すことができる。
いては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

き。 第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したと、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項

、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときじ。)の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしじ。)の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第1、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び、保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項(第八十五条第九項

三 (略)

る法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その四 保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関す

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

すことができる。
いては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。、第八十六条第十二項及び第十三項、第百十条第七項並びに第百四保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項

同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はの規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項のの規定において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第八十六条第十二項及び第十三項、第百十条第七項並びに第百四保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項(第八十五条第九項

三(略)

るに至ったとき。執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当す

ったとき。
終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至れ、保険医又は保険薬剤師が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を

の法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれら、前各号に掲げる場合のほか、保険医又は保険薬剤師が、この法律、

(社会保険医療協議会への諮問)

第八十二条 するときは、 第二項第三号若しくは第四号若しくは第七十六条第二項(これらの規 項(これらの規定を第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、 定を第百四十九条において準用する場合を含む。)の定めをしようと 合を含む。 十六条第四項、 第六十三条第二項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものに いては)の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条 厚生労働大臣は、第七十条第一項若しくは第七十二条第一 この限りでない。 中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。 第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場 ただし 第八

2 (略)

(入院時食事療養費)

第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条いて同じ。)が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第第八十五条 被保険者 特定長期入院被保険者を除く。以下この条にお

(社会保険医療協議会への諮問)

第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項若しくは第七十二条第二項(これらの規定を第八十五条第九項、第八十六条第十二項及び第十年。)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問む。)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問む。)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 (略)

(入院時食事療養費)

した費用について、入院時食事療養費を支給する。
ら同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものか第八十五条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十

用について、入院時食事療養費を支給する。

2

2 額 の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、 る食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額 は、 費用の額 均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した 入院時食事療養費の額は、 当該現に食事療養に要した費用の額) 以下 (その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるとき 食事療養標準負担額」という。)を控除した額とする。 当該食事療養につき食事療養に要する平 から、 平均的な家計におけ (所得の状況その他 別に定める

3 (略)

ならない。 他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければ 単生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に食費の状況その

5~9 (略)

(入院時生活療養費)

2 第八十五条の二 要する費用につ 費用の額 均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した けた生活療養に要した費用について、 る食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に る食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に 選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受 人院時生活療養費の額は 当該現に生活療養に要した費用の (その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるとき 第六十三条第三 特定長期入院被保険者が、 いて介護保険法第五十 |項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己 当該生活療養につき生活療養に要する平 額) 入院時生活療養費を支給する。 条の から、 厚生労働省令で定めるとこ 第 平均的な家計におけ 項 第 号に規定す

> 費用の額 額。 る食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額 は、 均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、 入院時食事療養費の額は、 当該現に食事療養に要した費用の額) 以下 (その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるとき 「標準負担額」という。) を控除した額とする。 当該食事療養につき食事療養に要する平 から、 平均的な家計におけ (所得の状況その他 別に定め

(略)

4 3

が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならないが著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。厚生労働大臣は、標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情

5~9 (略)

う。)を控除した額とする。
ある者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」といめる者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」とい病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額(所得の状況、

- 定しなければならない。

 すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改
- 5 京、第六十三条第四項、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第四項、第六十四条第一項及び前条第五項から第八項までの規定は、第六十三条項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第

(保険外併用療養費)

外併用療養費を支給する。

文は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険療機関等」と総称する。)のうち自己の選定するものから、評価療養療機関等」と総称する。)のうち自己の選定するものから、評価療養原発第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局(以下「保険医第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十

(特定療養費)

費を支給する。

「ける療養を受けたときは、その療養に要した費用について、特定療養第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲

により、病床の全部又は一部を除いて承認を受けたときは、その除の承認を受けたもの(第十二項において準用する第六十五条の規定省令で定める要件に該当する病院又は診療所であって厚生労働大臣を検教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の附属学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の附属

2 生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額) が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額。 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額 (当該療養に食事療養 当該療養に

لح

2

る。

費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは 得た額 項各号に掲げる場合の区分に応じ、 のとした場合の額) 一項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した 第 当該療養 当該現に療養に要した費用の額) 項各号の措置が採られるべきときは (療養の給付に係る同項の (食事療養及び生活療養を除く。)につき第七十六条第 を控除した額 一部負担金について第七十五条の から、その額に第七十四条第一 同項各号に定める割合を乗じて 当該措置が採られたも

一 当該食事療養につき第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が 要した費用の額を超えるときは、 定める基準により算定した費用の額 から食事療養標準負担額を控除した額 当該現に食事療養に要した費用の (その額が現に当該食事療養に

ら生活療養標準負担額を控除した額 費用の額を超えるときは、 基準により算定した費用の 当該生活療養につき前条第一 当該現に生活療養に要した費用の額 額 (その額が現に当該生活療養に要した 一項に規定する厚生労働大臣が定める

> 外された病床を除く。 うち自己の選定するものから受けた療養 以下 「特定承認保険医療機関」という。

険医療機関を除く。 第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所 又は薬局 (以 下 「保険医療機関等」 (特定承認保

れるときは、 特定療養費の額は、 当該額及び第二号に掲げる額の合算額)とする。 第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含ま

のうち自己の選定するものから受けた選定療養

養に要した費用の額) 勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額 る場合の区分に応じ、 の額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療 当該療養(食事療養を除く。)につき第七十六条第二項の定めを から、 同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除 その額に第七十四条第一項各号に掲げ

費用の額を超えるときは、 基準により算定した費用の額 ら標準負担額を控除した額 当該食事療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める 当該現に食事療養に要した費用の額) (その額が現に当該食事療養に要した

3 被保険者が特定承認保険医療機関から療養を受け、 又は第六十三条

(保険医療機関を除く。) 若しくは薬局に支払うことができる。 (保険を療機関を除く。) 若しくは薬局がら選定療養を受けたときは、 (保険医療機関を除く。) 若しくは薬局がら選定療養を受けたときは、 (保険医療機関を除く。) 若しくは薬局がら選定療養を受けたときは、 (は薬局に支払うべき療養に要した費用について、特定 に代わり、当該特定承認保険医療機関又は病院若しく は薬局に支払うことができる。

- の支給があったものとみなす。 4 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し特定療養費
- 5 被保険者が特定承認保険医療機関である第六十三条第三項第三号に 同とみなす。
- であることはできない。
 7 病院又は診療所は、同時に特定承認保険医療機関及び保険医療機関

5 4 3 規定は、 項、 額 療養に要した費用の額を超えるときは、 の場合において第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に らに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。 会保険医療協議会に諮問するものとする される額に相当する額を控除した額の支払について準用する 第七十五条の規定は、 第六十三条第四項、第六十四条、第七十条第一項、 厚生労働大臣は、 第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、 から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給 保険医療機関等から受けた評価療養及び選定療養並びにこれ 第八十四条第一 前項第 前項の規定により準用する第八十五条第五項 項及び第八十五条第五項から第八項までの 号の定めをしようとするときは、 当該現に療養に要した費用の 第七十二条第一 第七十七条、 中央社 第 13 14 12 11 項、 該病院又は診療所においては、 定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは 選定療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。 て特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払に 七十八条及び第八十四条第 用する。 医療機関から受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準 諮問するものとする。 は診療所の要件を定める厚生労働省令を定めようとするとき、 療養を含む。 ついて準用する。 一項第 第 当該現に療養に要した費用の額) 項を除く。 項及び第一 第六十三条第四項、 第六十九条、 第六十三条から第八十三条まで 厚生労働大臣は、 第七十五条の規定は、 第七十三条、 号の承認を受けたときは、 一号の定めをしようとするときは、 項 は、 の規定は、 第七十 第七十六条第三項から第六項まで、 第七十九条第二 行わない。 第 第六十四条、第七十条第一項、 一条、 項 第 第三項の場合において第二 特定承認保険医療機関並びに特定承認保険 項の規定は、 第七十四条、 号の 療養の給付 項 同条第三項の (第六十三条第 高度の から当該療養に要した費用につい 第八十 中央社会保険医療協議会に 保険医療機関等から受けた 第七十五条、 医 (入院時食事療養費に係る 療を提供する病院若しく 条並びに第八 規定にかかわらず 一項の規定により算 項から第三 第七十七条、 第七十二条第

(療養費)

10

第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所が第

第七十六条第

一条第

一項まで

又は第

第八十七条 ら診療、 は被保険者が保険医療機関等以外の病院、 療養の給付等」という。 生活 給することができる。 むを得ないものと認めるときは、 療養費若しくは保険外併用療養費の支給 薬剤の支給若しくは手当を受けた場合におい 保険者は、 療養の給付若しくは入院時食事療養費)を行うことが困難であると認めるとき、 療養の給付等に代えて、 診療所、 (以下この項において「 薬局その他の者か て、 療養費を支 保険者がや 入院時 又

- () では、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につい 2 療養費の額は、当該療養(食事療養及び生活療養を発して、保養標準負担額又は生活療養について算定した費用の額から食事療及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養及び生活療養を除く。)につい 2 原養費の額は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につい 2
- 3 は、 においては前条第二項の費用の額の算定の例による。 第二項の費用の額の算定 給を受けるべき場合においては第八十五条第二 おいては第七十六条第二項の費用の額の算定、 前 現に療養に要した費用の額を超えることができない。 項の費用の額の算定については、 生 活療養費の支給を受けるべ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場合 き場合においては第八十五条の二 療養の給付を受けるべき場合に 入院時食事療養費の支 一項の費用の額の算定、 ただし、 その 額

(訪問看護療養費)

の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者(主治看護事業者」という。)から当該指定に係る訪問看護事業(疾病又は第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者(以下「指定訪問

第八十七条 ら診療、 等及び特定承認保険医療機関以外の病院、 を行うことが困難であると認めるとき、 特定療養費の支給 給することができる。 むを得ないものと認めるときは、 薬剤の支給若しくは手当を受けた場合におい 保険者は、 (以下この項において「療養の給付等」とい 療養の給付若しくは入院時食事療養費若 療養の給付等に代えて、 又は被保険者が保険医療機関 診療所、 薬局その他の者か て、 療養費を支 保険者がや 、 う。 しくは

- して、保険者が定める。 療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した額を基準とじ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応用の額がら、過過である。
- 3 特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条第1 給を受けるべき場合においては第八十五条第二項の費用の おいては第七十六条第二項の費用の額の算定、 超えることができない。 算定の例による。 前 項の費用の額の算定については、 ただし、 その 領は、 療養の給付を受けるべき場合に 現に療養に要し 入院時食事療養費の支 一項の た費用の 額の算定 の費用の 額を

(訪問看護療養費)

の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者(主治看護事業者」という。)から当該指定に係る訪問看護事業(疾病又は第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者(以下「指定訪問

合していると認めたものに限る。)に対し、その者の居宅において看合していると認めたものに限る。)に対し、その者の居宅において、訪問看護療養費を支給する。)に対し、その者の居宅において看で、訪問看護療養費を支給する。)に対し、その者の居宅において看

2 · 3 (略)

4 係る同 られるべきときは 算定した費用の額から、 する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより した額とする。 区分に応じ、 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要 項 \mathcal{O} 部負担 同項各号に定める割合を乗じて得た額 当該措置が採られたものとした場合の額)を控除 金 に その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合 第七 -五条の 一第 項各号の措置が採 (療養の給付に

5~13 (略)

(指定訪問看護事業者の指定)

第八十九条 (略)

2·3 (略)

いずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない。4 厚生労働大臣は、第一項の申請があった場合において、次の各号の

一~三 (略)

第一項の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない四申請者が、この法律の規定により指定訪問看護事業者に係る前条

護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診 看護」という。)を行う事業をいう。)を行う事業所により行われる 険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二 療の補助 定訪問看護に要した費用について、 訪問看護 十六項に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。 合していると認めたものに限る。)に対し、 (以 下 (保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は介護保 「指定訪問看護」という。)を受けたときは、 訪問看護療養費を支給する。 その者の居宅において看 以下 その 「訪問

2 · 3 (略)

4

一の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額との区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額合算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより、訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要

5~13 (略)

(指定訪問看護事業者の指定)

第八十九条 (略

2·3 (略)

いずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない。4 厚生労働大臣は、第一項の申請があった場合において、次の各号の

√三 (略)

者であるとき。

又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、
五 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で

行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
六 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執

当と認められる者であるとき。
一前各号のほか、申請者が、指定訪問看護事業者として著しく不適

(指定訪問看護事業者の指定の取消し)

り消すことができる。いては、当該指定訪問看護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

~七 (略)

に至ったとき。
行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執

たとき。
れの対象を受けることがなくなるまでの者に該当するに至った。
おり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至った。指定訪問看護事業者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終

法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。の他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの下が各号に掲げる場合のほか、指定訪問看護事業者が、この法律そ

第九十七条 被保険者が療養の給付 (保険外併用療養費に係る療養を含 | 第

(指定訪問看護事業者の指定の取消し)

り消すことができる。いては、当該指定訪問看護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

一~七 (略)

|第九十七条||被保険者が療養の給付(特定療養費に係る療養を含む。)

して、 を受けるため、 厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。 病院又は診療所に移送されたときは、 移送費と

略

2

第九十八条 (被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合) 被保険者が資格を喪失し、 かつ、日雇特例被保険者又はそ

の被扶養者となった場合において、

その資格を喪失した際に療養の給

ビス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう 施設サービスをいう。 護サービス費に係る施設サービス 等をいう。 施設サービス等 係る居宅サービス は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービ る療養、 費に係る療養、 費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、 険外併用療養費に係る療養 二十九条第二項第二号において同じ。)、特例居宅介護サービス費に 若しくはこれに相当するサービス、 項において同じ。 第百二十九条第二項第二号及び第百三十五条第一項において同じ。 第百二十九条第二 (同法第四十一条第一 入院時食事療養費に係る療養、 医療費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又 第百二十九条第二項第二号において同じ。 入院時生活療養費に係る療養 (同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス (同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう 一項第二号において同じ。 第百二十九条第二項第二号及び第百三十五条第 項に規定する指定居宅サービスをいう。 介護予防サービス費に係る指定介護予防サー 療養費に係る療養若しくは訪問看護療養 (同法第八条第二十三項に規定する 入院時生活療養費に係る療養 施設介護サービス費に係る指定)若しくは特例介護予防 保険外併用療養費に係 入院時食事療養 特例施設介 第百 保

ビス費に係る介護予防サービス

(同法第八条の二第一項に規定す

厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。 を受けるため、 病院又は診療所に移送されたときは、 移送費として、

2 略

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合

第九十八条 う。 付、 予防サービスをいう。 宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。 保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス 同法第五十三条第 おいて同じ。)、 ービスをいう。 ビス費に係る施設サービス(同法第八条第二十三項に規定する施設 法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。 係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法の規 ービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をい くはこれに相当するサービス、 条第二項第二号において同じ。)、 定による医療、 の被扶養者となった場合において、 二十九条第二項第二号及び第百三十五条第一項において同じ。 一十九条第二項第二号において同じ。)若しくは特例介護予防サ 費に係る介護予防サービス 医療費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護 入院時食事療養費に係る療養、 第百二十九条第二項第二号において同じ。)、 被保険者が資格を喪失し、 第百二十九条第二項第二号及び第百三十五条第一項に 入院時食事療養費に係る療養、 介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス 項に規定する指定介護予防サービスをいう。 第百二十九条第二項第二号及び第百三十五条第 (同法第八条の二第 施設介護サービス費に係る指定施設サ その資格を喪失した際に療養の給 特例居宅介護サービス費に係る居 特定療養費に係る療養、 かつ、日雇特例被保険者又はそ 特定療養費に係る療養 項に規定する介護 特例施設介護サー 第百二十九) 若し

療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。 事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護れにより発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食れにより発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食がこかの発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食がにより発した疾病につき、当該保険者がら療養の給付とは入院時食がにより、対しているときは、当該疾病又は負傷及びことが護予防サービスをいう。第百二十九条第二項第二号及び第百三十

2

2 支給は、 とができるに至ったとき は移送費の支給 活療養費 老人保健法の規定により医療若しくは入院時食事療養費、 入院時食事療養費、 しくは家族移送費の支給を受けることができるに至ったとき、 は入院時食事療養費、 当該疾病又は負傷について、 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。 項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、 訪問看護療養費、 保険外併用療養費、 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 保険外併用療養費 (次項後段の規定に該当する場合における医療又は 入院時生活療養費 移送費、 入院時生 療養費、 家族療養費、 医療費、 次章の規定により療養の給付若しく 活療養費 訪問看護療養費若しくは移送費の 老人訪問看護療養費若しく 保険外併用療養費、 保険外併用療養費 家族訪問看護療養費若)を受けるこ 入院時生活療 行わない。 入院時 医療費 又は 療養 生

二•三 (略)

けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費を含む。)又は移送費若しくは家族移送費の支給を受給される療養費を含む。)又は移送費者の第百三十二条の規定により特別療養費の支給は、当該疾病又は負傷について、次章の規定により特別療養費者、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給できる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活

けることができる。
費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受り発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食事療養に相当するものを受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれによ一項において同じ。)若しくはこれに相当するサービスのうち、療養

療養費、 かに該当するに至ったときは、 ける医療又は入院時食事療養費、 療若しくは入院時食事療養費、 受けることができるに至ったとき、 護療養費若しく 療養費若しくは移送費の支給 は入院時食事療養費、 前項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、 当該疾病又は負傷について、 家族療養費、 訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、 は移送費の支給を除く。 家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給を 特定療養費、 行わない (次項後段の規定に該当する場合にお 次章の規定により療養の給付若しく 特定療養費、 特定療養費、 療養費、 又は老人保健法の規定により医)を受けることができるに 医療費、 訪問看護療養費、 医療費、 次の各号の 老人訪問看 特定療養費 老人訪問看 移送 ず

· 三 (略)

至ったとき。

3

わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であって、第百以は移送費若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行いて準用する第百三十二条の規定により支給される療養費を含む。)の大きの規定により特別療養費(第百四十五条第七項におり、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、当該疾病又は負第一項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費

療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護当該疾病又は負傷について、同法の規定により医療又は入院時食事療に掲げる者であって、第百四十五条第一項の規定に該当するものが、

付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。、当該疾病又は負傷について、介護保険法の規定によりそれぞれの給療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給は4 第一項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活

(埋葬料)

額を支給する。
者であって、埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金第百条。被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた

2 (略)

(家族療養費)

を支給する。

を支給する。

の療養に要した費用について、家族療養費きは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費きは、被保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたといいできる者を除く。以下この条から第百十二条までにおいて同じ第百十条 被保険者の被扶養者(老人保健法の規定による医療を受ける

養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。れるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含ま

、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間、同法の規定により医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費四十五条第一項の規定に該当するものが、当該疾病又は負傷について

ことができる場合には、行わない。て、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受ける、療養費若しくは訪問看護療養費の支給は、当該疾病又は負傷につい第一項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費

4

Ŕ

同様とする。

(埋葬料)

きは、当該政令で定める金額)を支給する。 報酬月額に相当する金額(その金額が政令で定める金額に満たない者であって、埋葬を行うものに対し、埋葬料として、被保険者の標準第百条 被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持している

2 (略

(家族療養費)

費用について、家族療養費を支給する。

。)が保険医療機関等又は特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被保険医療機関のうち自己の選定するとができる者を除く。以下この条から第百十二条までにおいて同じ第百十条。被保険者の被扶養者(老人保健法の規定による医療を受ける

れるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額)とする。2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含ま

区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合のの額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用

歳に達する日の属する月以前である場合。百分の七十イ。被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であって七十

ロ・ハ (略)

- 月の翌月以後である場合 百分の七十 他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属するニ 第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その
- 用の額)から食事療養標準負担額を控除した額養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費二 当該食事療養につき算定した費用の額(その額が現に当該食事療
- 用の額)から生活療養標準負担額を控除した額養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費三、当該生活療養につき算定した費用の額(その額が現に当該生活療

3

3

- 用の 費用の額の算定、 機関等から療養 関しては、 療養又は選定療養を受ける場合にあっては第八十六条第二項第 っては第七十六条第二項の費用の額の算定、 前項第 額の算定の例による。 いての費用の 一号の療養についての費用の額の算定に関しては、 第八十五条第二 (評価療養及び選定療養を除く。) を受ける場合にあ 前項第一 額の算定に関して 一項の費用の額の算定、 一号の食事療養についての費用の額の算定に は 第八十五条の二第二 保険医療機関等から評価 前項第三号の 保険医療 二項の費 生活療 一号の
- は診療所又は薬局から療養を受けたときは、保険者は、その被扶養者4 被扶養者が第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しく

イ 口からニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十 当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額 要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、 要は、当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に 当該療養 (食事療養を除く。)につき算定した費用の額(その額 当該療養)

ロ・ハ (略)

- 月の翌月以後である場合 百分の八十 他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する一 第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その
- 用の額)から標準負担額を控除した額養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費一 当該食事療養につき算定した費用の額(その額が現に当該食事療
- の例による。

 の例による。
- しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関から療養を受け4 被扶養者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若

とができる。
て、被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うこついて、家族療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度においが当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用に

5 · 6 (略)

家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。条第一項、第八十五条第八項、第八十七条及び第九十八条の規定は、七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四7 第六十三条、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第

8 (略

(家族療養費の額の特例)

において保険者が定めた割合とする措置を採ることができる。一までに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イから第百十条の二 保険者は、第七十五条の二第一項に規定する被保険者の

2 係る被保険者から直接に徴収することとし、 費として被保険者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に する。 は、 ができる。 した費用の額を超えるときは、 同 前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の規定の適用については 頃中 「当該療養につき算定した費用の額 この場合にお 家族療養費として被保険者に対し支給すべ 保険者は 当該現に療養に要した費用の 当該支払をした額から家族療養 (その額が現に当該療養に要 その徴収を猶予すること き額 額 とあるの

承認保険医療機関に支払うことができる。
、被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定いて、家族療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度においては薬局又は特定承認保険医療機関に支払うべき療養に要した費用につたときは、保険者は、その被扶養者が当該病院若しくは診療所若しく

5・6 (略)

用する。

和十八条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準条第一項、第八十五条第八項、第八十六条第六項、第八十七条及び第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四年、第六十三条、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第

8 (略

(家族訪問看護療養費)

第百十一条 (略)

2 項又は第 でに定める割合を乗じて得た額 一項第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、 |項の厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額に第百十条第 家族訪問看護療養費の額は、 |項の規定が適用されるべきときは 当該指定訪問看護につき第八十八条第 (家族療養費の支給について前条第 当該規定が適用された 同号イからニま

3 略

のとした場合の額)とする

(家族埋葬料)

第百十三条 被保険者に対し 被保険者の被扶養者が死亡したときは、 第百条第 項の政令で定める金額を支給する。 家族埋葬料として

第百十五条 費を支給する。 の給付又はその保険外併用療養費 る額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、 看護療養費、 額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、 養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、 食事療養及び生活療養を除く。 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給され 次項において同じ。 療養費、 訪問看護療養費、)に要した費用の 療養費、 その療養 高額療養 家族療 訪問

2 略

(保険給付の種

(家族訪問看護療養費)

第百十一条 (略)

2 兀 定める割合を乗じて得た額とする。 第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、 |項の厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額に前条第| 家族訪問看護療養費の額は、 当該指定訪問看護につき第八十八条第 同号イからニまでに

3

(略

第百十三条 (家族埋葬料) 被保険者の被扶養者が死亡したときは、

被保険者に対し、

政令で定める金額を支給する。

第百十五条 療養費、 控除した額が著しく高額であるときは、 療養費の支給を受けた者に対し、 養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を 養に要した費用につき特定療養費、 食事療養を除く。 療養費、 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養 訪問看護療養費、 次項において同じ。 高額療養費を支給する。 療養費、 家族療養費若しくは家族訪問)に要した費用の額からその その療養の給付又はその特定 訪問看護療養費、 家族療

2 略

(保険給付の 種

家族埋葬料として

。以下この節において同じ。)に係るこの法律による保険給付は、次第百二十七条 日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であった者を含む

 \mathcal{O}

とおりとする

併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給一療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外

二~十 (略)

(他の医療保険による給付等との調整

第百二十八条 おい この法律以外の医療保険各法 の支給は、 できる場合には、 定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることが 移送費、 て同じ。 入院時生活 傷病手当金、 同 日 一の疾病、 の規定若しくは第五十五条第 **!療養費**、 雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養 行わない。 埋葬料、 負傷、 保険外併用療養費、 (国民健康保険法を除く。 死亡又は出産について、 出産育児 時金若しくは出産手当金 療養費、 項に規定する法令の規 訪問看護療養費 以下この条に 前章の規定、

2 は出 族出産育児 用する第百三十二条の規定により支給される療養費を含む。 によりこの章の規定による家族療養費 埋葬料若しくは出産育児 生活. お いて同じ。 日 て、 産について、 療養費 雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、 行わな 時金の支給に相当する給付を受けたときは、 保険外併用療養費、 家族訪問 \ \ \ 前章の規定又はこの法律以外の医療保険各法の規定 看護療養費、 一時金の支給は、 療養費、 家族移送費、 (第百四十条第二項において準 同 訪問看護療養費、 の疾病、 家族埋葬料又は家 負傷、 その限度に 次項にお 移送費、 死亡又 入院時

3 日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移

。以下この節において同じ。)に係るこの法律による保険給付は、次第百二十七条 日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であった者を含む

のとおりとする

看護療養費及び移送費の支給療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問

二~十 (略

(他の医療保険による給付等との調整)

第百二十八条 葬料、 傷 よりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、 法 くは第五十五条第一 (国民健康保険法を除く。 特定療養費、 死亡又は出産について、 出産育児一 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療 時金若しくは出産手当金の支給は、 療養費、 項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定に 訪問看護療養費、 以下この条において同じ。 前章の規定、 この法律以外の医療保険各 移送費、 同 傷病手当金、 <u>、</u>の の疾病、 行わな 規定若し 埋 負

養費、 護療養費、 定又はこの法律以外の医療保険各法の規定によりこの章の規定による 時金の支給は、 相当する給付を受けたときは、 により支給される療養費を含む。 家族療養費 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、 療養費、 家族移送費、 (第百四十条第二項において準用する第百三十二条の規定 訪問看護療養費、 同 の疾病、 家族埋葬料又は家族出産育児 負傷、 その限度におい 次項において同じ。 移送費、 死亡又は出産について、 埋葬料若しくは出産育児 て、 行わない。 時 金の 家族訪問 前章の 特定療 支給に 規

2

日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移

3

できる場合には、 埋葬料若しくは出産育児 生活療養費 はこの章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、 保険各法の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付又 送費、 死亡又は出 家族埋葬料又は家族出産育児 保険外併用療養費、 産について、 行わな 一時金の支給に相当する給付を受けることが 前章の規定若しくはこの法律以外の医療 療養費、 時金の支給は、 訪問看護療養費、 同 一の疾病、 移送費、 入院時 負

- 4 療養費、 りこの章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、 は第五十五条第一 傷について、 規定により支給される療養費を含む。 る場合には、 しくは家族訪問看護療養費の支給に相当する給付を受けることができ 特別療養費 保険外併用療養費、 行わな 前章の規定、この法律以外の医療保険各法の規定若しく (第百四十五条第六項において準用する第百三十二条の 項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によ 療養費、) の支給は、 訪問看護療養費、 同一の疾病又は負 家族療養費若 入院時生活
- 5 支給は、 地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、 家族療養費、 生活療養費 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、 同 の疾病又は負傷について、 家族訪問看護療養費、 保険外併用療養費 療養費、 家族移送費若しくは特別療養費の 他の法令の規定により国又は 訪問看護療養費、 移送費 その限 入院時

(療養の給付)

度において、

行わない。

第百二十九条 (略)

いて次の各号のいずれかに該当していなければならない。ただし、第2 日雇特例被保険者が療養の給付を受けるには、これを受ける日にお

傷、 時金の支給に相当する給付を受けることができる場合には、 養費、 保険各法の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付又 送費、 はこの章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、 死亡又は出産について、 療養費、 家族埋葬料又は家族出産育児 訪問看護療養費、 前章の規定若しくはこの法律以 移送費、 時金の支給は、 埋葬料若しくは出産育児一 同 \mathcal{O} 疾病、 行わな 外の医療 特定療 負

の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。傷について、前章の規定、この法律以外の医療保険各法の規定により支給される療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費りこの章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費りこの章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費規定により支給される療養費を含む。)の支給は、同一の疾病又は負規定により支給される療養費を含む。)の支給は、同一の疾病又は負規定により支給される療養費を含む。)の支給は、同一の疾病又は負規定により支給される療養費を含む。)の支給は、同一の疾病又は負規定により支給される療

4

又は療養費の支給を受けたときは、 傷について、 養費、 療養費、 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、 療養費、 家族移送費若しくは特別療養費の支給は、 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養 訪問看護療養費、 移送費、 その限度において、 家族療養費、 同 一の疾病又は負 行わない。 家族訪問看 特定療

5

(療養の給付)

第百二十九条 (略)

いて次の各号のいずれかに該当していなければならない。ただし、第2日雇特例被保険者が療養の給付を受けるには、これを受ける日にお

負傷については、療養の給付を行わない。給付を受けた疾病又は負傷及びこれにより発した疾病以外の疾病又は二号に該当する場合においては、第一号に該当したことにより療養の

一 (略)

介護予防サービス費の支給 下この号、 その支給のうち療養に相当する施設サービスに係るものに限る。 十五条第一 等に係るものに限る。 これに相当するサービスに係るものに限る。 第四項及び第百四十五条第 る指定居宅サービスに係るものに限る。 定による居宅介護サービス費の支給 支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは保険外併用療養 定により支給される療養費を含む。 別療養費 養の給付の開始の日 負傷を含む。 五条第四項及び第百四十五条第 る指定介護予防サービスに係るものに限る。 五条第四項及び第百四十五条第一 -ビス費の支給 ・ビス費の支給 前号に該当することにより当該疾病 医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規 介護予防サービス費の支給 (第百四十五条第六項において準用する第百三十二条の規 項において同じ。 第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同 以下この項において同じ。 (その支給のうち療養に相当する指定施設サービス (その支給のうち療養に相当する居宅サービス又は (その開始の日前に当該疾病又は負傷につき特 以下この号、 (その支給のうち療養に相当する介護予 項において同じ。 項において同じ。 特例施設介護サービス費の支給 項において同じ。)、 以下この号において同じ。 第百三十五条第四項及び第百四 (その支給のうち療養に相当す (その支給のうち療養に相当す (その原因となった疾病又は 以下この号、)又は負傷につき受けた療 以下この号、 以下この号、 特例居宅介護サ 若しくは特例 第百三十五条 施設介護サ 第百三十 第百三十 以 \mathcal{O}

負傷については、療養の給付を行わない。給付を受けた疾病又は負傷及びこれにより発した疾病以外の疾病又は二号に該当する場合においては、第一号に該当したことにより療養の

(略)

防サービス費の支給 兀 るものに限る。 費の支給(その支給のうち療養に相当する指定施設サービス等に係 四項及び第百四十五条第一 費の支給 支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、 定により支給される療養費を含む。 別療養費 養の給付の開始の日 給のうち療養に相当する施設サービスに係るものに限る。 第 及び第百四十五条第一 居宅サービスに係るものに限る。 療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定によ 介護予防サービスに係るものに限る。 相当するサービスに係るものに限る。 る居宅介護サービス費の支給 負傷を含む。 項 前号に該当することにより当該疾病 介護予防サービス費の支給 、及び第百四十五条第 第百三十五条第四項及び第百四十五条第一 項において同じ。 (その支給のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに (第百四十五条第七項において準用する第百三十二 以下この項において同じ。 以下この号、 (その支給のうち療養に相当する介護予防サー (その開始の日前に当該疾病又は負傷につき特 項において同じ。 項において同じ。 特例施設介護サービス費の支給 項において同じ。)、 第百三十五条第四項及び第百四十五条 (その支給のうち療養に相当する指定 (その支給のうち療養に相当する指定 以下この号、 以下この号において同じ。 以下この号、 以下この号、 (その原因となった疾病又は)又は負傷につき受けた療 特例居宅介護サービス 若しくは特例介護予 項において同じ。 第百三十五条第四 施設介護サービス 第百三十五条第 第百三十五条第 以下この 一条の規 \mathcal{O} 項 医

支給、 前号に該当する場合を除く。)。 働大臣が指定する疾病に関しては、 くは特例介護予防サービス費の支給の開始の日) 護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の による医療若しくは保険外併用療養費、 防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下こ が行われたときは、 特例施設介護サービス費の支給、 特例居宅介護サービス費の支給、 第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同じ。 特別療養費の支給若しくは老人保健法の規定 介護予防サービス費の支給若し 五年)を経過していないこと(施設介護サービス費の支給 医療費若しくは老人訪問看 から一年 (厚生労

3 7 略

(入院時食事療養費)

第百三十条 する。 号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものに受給資格者票 被保険者」という。 月の翌月以後である者 世話その他の看護である療養を受ける際、 せて受けた食事療養に要した費用について、 を提出して、 日雇特例被保険者 そのものから同条第一 を除く。 (次条第)が第六十三条第三項第一号又は第二 療養病床 一項において「特定長期入院日雇特例 項第五号に掲げる療養の給付と併 七十歳に達する日の属する 0 入院時食事療養費を支給 入院及びその療養に伴う

第百三十条の二

特定長期

入院日雇特例被保険者が第六十三条第三

項第

(入院時生活療養費)

号又は第二号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものに

2

(略)

2 (略)

る場合を除く。)。 予防サービス費の支給の開始の日) ビス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、 する疾病に関しては、 護サービス費の支給、 宅介護サービス費の支給、 医療若しくは特定療養費、 第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同じ。 給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、 われたときは、 特別療養費の支給若しくは老人保健法の規定による 介護予防サービス費の支給若しくは特例介護 五年)を経過していないこと(前号に該当す 施設介護サービス費の支給、 医療費若しくは老人訪問看護療養費の支 から一年 (厚生労働大臣が指定 特例施設介) が 行 特例居

3 7 (略)

(入院時食事療養費)

第百三十条 掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものに受給資格者票を提 食事療養に要した費用について、 出して、そのものから同条第一項第五号に掲げる療養と併せて受けた 日雇特例被保険者が第六十三条第三項第一 入院時食事療養費を支給する。 号又は第一

養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活受給資格者票を提出して、そのものから同条第一項第五号に掲げる療

生活療養費の支給について準用する。 第百二十九条第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、入院時

療養費を支給する。

(保険外併用療養費)

その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。
ち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養を受けたときは、条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のう第百三十一条 日雇特例被保険者が受給資格者票を提出して、第六十三

|併用療養費の支給について準用する。| 第百二十九条第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、保険外

2

第百二十九条第二項、

第四項、

第五項及び第七項の規定は、

特定療

養費の支給について準用する。

(療養費)

第百三十二条 げる病院若しくは診療所若しくは薬局以外の病院、 険者がやむを得ないものと認めるときは、 他の者から診療、 又は日雇特例被保険者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲 時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給 「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、 保険者は、 薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、 療養の給付若しくは入院時食事療養費 療養の給付等に代えて、 (以下この項において 診療所、 薬局その 入院 保 療

(特定療養費)

を支給する。 その療養に要した費用について、特定療養費の療養を受けたときは、その療養に要した費用について、特定療養費第百三十一条 日雇特例被保険者が受給資格者票を提出して、次に掲げ

自己の選定するものから受けた選定療養第六十三条第一項及び第二項において同じ。)又は薬局のうち療所(特定承認保険医療機関を除く。次条、第百四十条第一項並び療所(特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものから受けた療養特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものから受けた療養

(療養費)

険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療しくは薬局及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局そのしくは薬局及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局そのしくは薬局及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局そのしくは薬局及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局そのしくは薬局及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局そのしくは薬局及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局そのしくは薬局及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局そのは特定療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。第百三十二条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費若しく

養費を支給することができる。

認めるときも、前項と同様とする。
、その確認を受けなかったことを緊急やむを得ない理由によるものと所又は薬局から診療又は薬剤の支給を受けた場合において、保険者がいで、第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療2 日雇特例被保険者が、第百二十九条第三項に規定する確認を受けな

(移送費)

労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。診療所に移送されたときは、移送費として、第九十七条第一項の厚生る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため、病院又は第百三十四条 日雇特例被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係

傷病手当金)

第百三十五条 を含む。 項の規定に該当するものに限る。 に限る。)であって、 ス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに係るもの 相当する居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、 びに保険外併用療養費 ス費及び特例介護予防サービス費の支給(これらの支給のうち療養に 介護保険法の規定による居宅介護サービス費、 養費及び訪問看護療養費の支給並びに老人保健法の規定による医療並 施設介護サービス費、 次項及び次条において同じ。)を受けている場合において、 日雇特例被保険者が療養の給付 第百二十九条第三項の受給資格者票 医療費及び老人訪問看護療養費の支給並びに 特例施設介護サービス費、 を有する者に対して行われるもの 特例居宅介護サービス (保険外併用療養費、 介護予防サービ 施設サービ (同条第五 療

養費を支給することができる。

緊急やむを得ない理由によるものと認めるときも、前項と同様とする給を受けた場合において、保険者が、その確認を受けなかったことを診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関から診療又は薬剤の支いで、第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは2 日雇特例被保険者が、第百二十九条第三項に規定する確認を受けな

移送費)

令で定めるところにより算定した金額を支給する。に移送されたときは、移送費として、第九十七条第一項の厚生労働省及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため、病院又は診療所第百三十四条 日雇特例被保険者が療養の給付(特定療養費に係る療養

(傷病手当金)

第百三十五条 当するものに限る。 及び次条において同じ。)を受けている場合において、 あって、 防サービス若しくはこれに相当するサービスに係るものに限る。 サービス若しくはこれに相当するサービス、 介護予防サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する居宅 サービス費、 規定による居宅介護サービス費、 定療養費、 び訪問看護療養費の支給並びに老人保健法の規定による医療並びに 第百二十九条第三項の受給資格者票 医療費及び老人訪問看護療養費の支給並びに介護保険法 特例施設介護サービス費、 日雇特例被保険者が療養の給付 を有する者に対して行われるものを含む。 特例居宅介護サービス費、 介護予防サービス費及び特例 施設サービス又は介護予 (同条第五項の規定に該 、特定療養費、 その療養 施設介護 療養費及) で

過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経養に相当するものを含む。)のため労務に服することができないときビス並びに介護予防サービス及びこれに相当するサービス並びに施設サーその療養(居宅サービス及びこれに相当するサービス並びに施設サー

2·3 (略)

る

4

含む。 問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費 用療養費 受けることができない場合においては、 に対して行われるものに限る。 例居宅介護サービス費の支給 おいて同じ。 のに限る。 第百二十九条第三項の受給資格者票 保健法第三十四条 問 規定により療養の給付若しくは保険外併用療養費、 給資格者票 予防サービス費の支給 介護サービス費の支給、 二十条の規定により同法の規定による居宅介護サービス費の支給、 規定による医療若しくは保険外併用療養費、 看護療養費の支給の全部を受けることができない場合若しくは老人 日 医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給 雇 特例被保険者が、 の規定により同法の規定による医療若しくは保険外併用療養)を有する者に対して行われるものに限る。 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法 (同条第五項の規定に該当するものに限る。) を有する者)の全部を受けることができない場合又は介護保険法第 (同法第四十六条の五の八において準用する場合を (これらの給付のうち第百二十九条第三項の受 介護予防サービス費の支給若しくは特例介護 その疾病又は負傷につい 以下この項において同じ。 施設介護サービス費の支給、 (同条第五項の規定に該当するも 療養の給付若しくは保険外併 医療費若しくは老人訪 (これらの給付のうち て、 療養費若しくは訪 第百二十八条の 以下この項に の全部を 特例施設 特

労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日からものを含む。)のため労務に服することができないときは、その労務護予防サービス及びこれに相当するサービス並びに施設サービス並びに介

2·3 (略)

4

費の支給 費の支給、 護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、 を有する者に対して行われるものに限る。 第三項の受給資格者票 第三十四条 しくは特定療養費、 しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若 できない場合においては、 れるものに限る。 同条第五項の規定に該当するものに限る。)を有する者に対して行わ により同法の規定による居宅介護サービス費の支給、 しくは老人訪問看護療養費の支給 療養費の支給の全部を受けることができない場合若しくは老人保健法 規定により療養の給付若しくは特定療養費、 -ビス費の支給、 の全部を受けることができない場合又は介護保険法第二十条の の規定により同法の規定による医療若しくは特定療養費、 日雇特例被保険者が、 (これらの給付のうち第百二十九条第三項の受給資格者票 介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス (同法第四十六条の五の八において準用する場合を含 施設介護サービス費の支給、 以下この項において同じ。 医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介 (同条第五項の規定に該当するものに限る。 その疾病又は負傷につい 療養の給付若しくは特定療養費、 (これらの給付のうち第百二十九条 以下この項におい 療養費若しくは訪問看護 の全部を受けることが 特例施設介護サービス て、 特例居宅介護サー 第百一 特例居宅介護 、 て 同 医療費若 規定

規定を適用する。 費の支給、 法の規定による医療若しくは保険外併用療養費、 併用療養費 は特例介護予防サービス費の支給に相当する当該給付又は当該療養若 くは特例介護予防サー 訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス しくは療養費の支給をこの章の規定による療養の給付若しくは保険外 支給、 特例施設介護サービス費の支給、 特例施設介護サービス費の支給、 特例居宅介護サービス費の支給、 特例居宅介護サービス費の支給、 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健 ビス費の支給とみなして、 介護予防サービス費の支給若しく 介護予防サービス費の支給若し 施設介護サービス費の支給 施設介護サービス費の支 医療費若しくは老人 第一項及び第二項の

(埋葬料)

第百三十六条 訪問看護療養費の支給を受けなくなった日後三月以内であったときは はその死亡が療養の給付若しくは保険外併用療養費、 療養費、 れているとき、 前六月間に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付さ 日の属する月の前二月間に通算して二十六日分以上若しくは当該月の その者により生計を維持していた者であって、 第百条第 療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けていたとき、 日雇特例被保険者が死亡した場合において、 その死亡の際その者が療養の給付若しくは保険外併用 項 の政令で定める金額の埋葬料を支給する。 埋葬を行うものに対 療養費若しくは その死亡の 又

> 療養費、 護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サー 給 規定による居宅介護サービス費の支給、 章の規定による療養の給付若しくは特定療養費、 \mathcal{O} なして、 看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定 の支給に相当する当該給付又は当該療養若しくは療養費の支給をこの ビス費の支給、 支給、 施設介護サービス費の支給、 第 医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の 介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス費 一項及び第二項の規定を適用する。 施設介護サービス費の支給、 特例施設介護サービス費の支給、 特例居宅介護サービス費の 特例施設介護サービス費 療養費若しくは訪問 ビス費の支給とみ 支

(埋葬料)

第百三十六条 費の支給を受けなくなった日後三月以内であったときは、 り生計を維持していた者であって、 死亡が療養の給付若しくは特定療養費、 れているとき、 支給する。 前六月間に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付さ 日の属する月の前二月間に通算して二十六日分以上若しくは当該月の 療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けていたとき、 日雇特例被保険者が死亡した場合において、 その死亡の際その者が療養の給付若しくは特定療養費 埋葬を行うものに対し、 療養費若しくは訪問看護療養 その者によ その死亡 埋葬料 又はその

- 2 きは、 める金額とする。 埋葬料 ずれか高 0 額 は ただし、 次 い金額とする。 の各号に 第 掲げる場合 号及び第 一号のいずれにも該当すると 区 分に 応じ 一該各号に定
- | 当該日雇特例被保険者について、その死亡の日の属する月の前二|

第百四十条 2 は、 第三項第 自己の選定するものに提出して、 (家族療養費) 埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合において 埋葬を行った者に対し、 一号又は第一 日雇特例被保険者の被扶養者が受給資格者票を第六十三条 同項の埋葬料の金額の範囲内においてそ

費を支給する。 日雇特例被保険者に対し、 ||号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち その療養に要した費用について、家族療養 そのものから療養を受けたときは、

2 (略)

(特別療養費)

該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額 第百条第 の各月ごとの合算額のうち最大のものに相当する金額 月間に通算して二十六日分以上の保険料が納付されている場合 める金額 項の政令で定める金額に満たないときは 当該政令で定 (その金額が 当

該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額 第百条第 月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合 める金額 の各月ごとの合算額のうち最大のものに相当する金額 当該日雇特例被保険者について、 項の政令で定める金額に満たないときは その死亡の日の属する月の 当該政令で定 (その金額が 前六 当

三 額 前二号に掲げる場合以外の場合 第百条第 項の 政令で定める金

3 ては、 においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。 第 埋葬を行った者に対し、 項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合にお 前項の規定による埋葬料の額の い範囲内

(家族療養費)

第百四十条 そのものから療養を受けたときは、 第三 養に要した費用について、 局又は特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものに提出して、 |項第一号若しくは第| 日雇特例被保険者の被扶養者が受給資格者票を第六十三条 ||号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬 家族療養費を支給する。 日雇特例被保険者に対し、 その療

(特別療養費)

2 •

(略

第百四十五 三項第 過しな 費の支給、 養費、 て、 特例被保険者に対し、 るものに提出して、 のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたと 該当するに至った者については、二月。第五項において同じ。 を受けることができるときは、 訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス 養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事 の給付若しくは入院時食事療養費、 該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月 介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス費の支給 又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定す 特別療養費を支給する。 療養費、 いもの又はその被扶養者が、 入院時 号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局 施設介護サービス費の支給、 条 特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費 次の各号の 生 訪問看護療養費、 活 源養費 そのものから指定訪問看護を受けたときは、 その療養又は指定訪問看護に要した費用につい いずれかに該当する日雇特例被保険者でその 保険外併用療養費、 ただし、 この限りでない。 家族療養費若しくは家族訪問看護療 特別療養費受給票を第六十三条第 入院時生活療養費 当該疾病又は負傷につき、 特例施設介護サービス費の支給 医療費若しくは老人 保険外併用療 (月の初日に を経 日雇 療養

一~三 (略)

2 看護については第四号に掲げる額とする。 に掲げる額 額 院若しくは診療所又は薬局から受けた療養については第一号に掲げる の合算額 特別療養費の額は、 (当該療養に食事療養が含まれるときは当 0) 合算額) 当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号 とし、 第六十三条第三項第一号又は第一 指定訪問看護事業者から受けた指定訪問 「該額及び第一 一号に掲げる病 一号に掲げる

> 第百四十五条 当該疾病又は負傷につき、 三項第一号若しくは第一 ビスの支給、 護サービス費の支給、 又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、 護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは入院時 定療養費、 訪問看護を受けたときは、 看護事業者のうち自己の選定するものに提出して、 若しくは特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものに提出して 該当するに至った者については、二月。 該当するに至った日の属する月の ス費の支給を受けることができるときは、 食事療養費、 定訪問看護に要した費用について、 過しないもの又はその被扶養者が、 そのものから療養を受けたとき、 療養費、 特定療養費、 介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその 訪問看護療養費、 施設介護サービス費の支給、 一号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局 日雇特例被保険者に対し、 療養の給付若しくは入院時食事療養費、 医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給 初日から起算して三月 特別療養費を支給する。 又は特別療養費受給票を指定訪問 特別療養費受給票を第六十三条第 家族療養費若しくは家族訪問 第三項において同じ。 この限りでない そのものから指定 特例施設介護サ その療養又は指 (月の 特例居宅介 ただし、)を経 初日に

~三 (略)

2

護事業者から受けた指定訪問看護については第三号に掲げる額とするるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額)とし、指定訪問看けた療養については第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれ特別療養費の額は、第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げ

用の額 当該現に療養に要した費用の額)の百分の七十に相当する額 当該療養 (その額が、 (食事療養及び生活療養を除く。) につき算定された費 現に当該療養に要した費用の額を超えるときは

事療養に要した費用の額を超えるときは、 た費用の額) 当該食事療養につき算定された費用の額 から食事療養標準負担額を控除した額 当該現に食事療養に要し (その額が、現に当該食

た費用の額 活療養に要した費用の 当該生活療養に から生活療養標準負担額を控除した額 つき算定された費用の 額を超えるときは、 額 当該現に生活療養に要し (その額が 現に当該生

兀 略

3 4 が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項 準用する第七十四条第 号及び第四号中「百分の七十」とあるのは、 る月以前である場合における前項の規定の適用については、 しくはその被扶養者又は政令で定める被保険者の被扶養者を除く。 項の療養又は指定訪問看護を受ける者が三歳に達する日の属す 項の療養又は指定訪問看護を受ける者 項第三号に掲げる場合に該当する被保険者若 「百分の八十」とする。 (第百四 十九条において 同項第

あるのは、

「百分の九十」とする。

規定の適用については、

同項第一号及び第四号中「百分の七十」と

額が、 養に要した費用の額) 当該療養(食事療養を除く。)につき算定された費用の 現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、 の百分の七十に相当する額 当該現に療 額 (その

事療養に要した費用の額を超えるときは、 た費用の額) 当該食事療養につき算定された費用の額 から標準負担額を控除し 当該現に食事療養に要し (その額が、 現に当該食

(略)

3 4 <_° 第一 号及び第三号中「百分の七十」とあるのは、 る月以前である場合における前項の規定の適用については、 十」とあるのは、 第一 第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者 一項の規定の適用については、)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における 項の療養又は指定訪問看護を受ける者が三歳に達する日の属す 「百分の九十」とする。 同項第一号及び第三号中「百分の 「百分の八十」とする。 (次項に規定する者を除 同項第

5 準用する第七十四条第 あるのは、 しくはその被扶養者又は政令で定める被保険者の被扶養者に限る。 規定の適用については、 :七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第1 項 (略 の療養又は指 百分の八十」とする。 定訪問看護を受ける者 一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者若 同項第 一号及び第三号中 第百四十 「百分の七十」と 九条に お

5 \ 8

(略)

(高額療養費)

第百四十七条 養費、 険者に対し、 又はその保険外併用療養費、 家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特例被保 相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、 食事療養及び生活療養を除く。 した費用につき保険外併用療養費、 部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養 家族訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額に 日雇特例被保険者に係る療養の給付について支払われた 高額療養費を支給する。 療養費、)に要した費用の額からその療養に要 療養費、 訪問看護療養費、 訪問看護療養費、 その療養の給付 家族療養費、 家族療

(受給方法)

第百四十八条 により、 は受給資格者票及びその他の書類を添えて、 別療養費の支給を受けようとする者は、 問看護療養費、 手当金、 療養費 受給要件を備えることを証明できる日雇特例被保険者手帳又 埋葬料、 保険外併用療養費 日雇特例被保険者に係る入院時食事療養費、 家族移送費、 出産育児 時金、 療養費、 家族埋葬料、 出産手当金、 訪問看護療養費、 厚生労働省令で定めるところ 家族出産育児一時金又は特 申請しなければならない 家族療養費、 移送費、 入院時 家族訪 傷病 生活

(準用)

げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。第百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲

(高額療養費)

第

た額が著しく高額であるときは、 療養費若しくは特別療養費として支給される額に相当する額を控除し 百四十七条 支給する。 は特別療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、 き特定療養費、 食事療養を除く。 療養費、 部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養 訪問看護療養費、 日雇特例被保険者に係る療養の給付について支払われた 療養費、)に要した費用の額からその療養に要した費用につ 訪問看護療養費、 家族療養費、 その療養の給付又はその特定療養費 家族訪問看護療養費若しく 家族療養費、 家族訪問看護 高額療養費を

(受給方法)

第百四十八条 ことを証明できる日雇特例被保険者手帳又は受給資格者票及びその とする者は、 の書類を添えて、 時金、 療養費、 家族埋葬料、 出産手当金、 訪問看護療養費、 厚生労働省令で定めるところにより、 日雇特例被保険者に係る入院時食事療養費、 家族出産育児一時金又は特別療養費の支給を受けよう 申請しなければならない。 家族療養費、 移送費、 家族訪問看護療養費、 傷病手当金、 受給要件を備える 埋葬料、 家族移送費 特定療養費 出産育児

(準用)

げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。第百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲

第八十五条第二項及び第四項	第七十七条	十六条第一項及び第二項並びに第八十四条第二項第七十四条、第七十五条、第七十五条の二、第七	第六十三条第二項及び第四項、第六十四条、第七十二条第二項及び第四項、第七十二条、第年十三条、第二項、第七十三条、第二項及び第四項、第六十四条、第七十三条第二項及び第四項、第六十四条、第七	(略)
入院時食事療養費	支給を受けるでは、 を表表ののでは、 を表表のには、 を表表のには、 を表表のには、 を表表のには、 を表表のには、 を表表では、 を表表を表表では、 を表表を表表では、 を表表では、 まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	療養の給付	た 素養の給付並びに 大院時食事療養費 、入院時食事療養費 、入院時食事療養費 大院時食事療養費 をび特別療養費の	(略)
第八十五条第二項から第六項まで	第七十七条	第二項並びに第八十四条第二項第七十四条、第七十五条、第七十六条第一項及び	第六十三条第二項及び第四項、第六十四条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条並びに第八十四条第一項	(略)
の支給 事療養費	定療養費の支給	療養の給付	療養の給付並びに、特定療養費の支給療養費の支給	(略)

養費の支給	第八十六条第六項		
特定療養費の支給	第八十六条第二項から第四項まで及び第十四項	の支給保険外併用療養費	第八十六条第二項及び第五項
		の支給	第八十五条の二第二項及び第四項
、家族療養費の支給で、家族療養費の支給	第八十五条第八項	大院時食事療養費 、入院時食事療養費 費、保険外併用療 及び特別療養費の	第八十五条第八項
		入院時食事療養費 一次で保険外併用 を養費の支給	第八十五条第五項及び第六項

(国庫補助) (国庫補助) (国庫補助) (国庫補助) (国庫補助) (国庫補助)	(略)	第百十条の二第百十条第三項から第五項まで及び第八項並びに	(略)	
条に規定する費用のほか、政府が管 入院時生活療養費、保険外併用療養 入院時生活療養費、保険外併用療養 家族移送費及び高額療養費の支給に 家族移送費及び高額療養費の支給に 家族移送費及び高額療養費の支給に 得た額を補助する。	(略)	別療養費の支給家族療養費及び特	(略)	
2 (略)	(略)	第百十条第三項から第五項まで及び第八項	(略)	第八十六条第十項
(用のほか、政府が管 で定める割合を でで定める割合を でで定める割合を でで定める割合を でで定める割合を でで定める割合を	略)	別療養費の支給家族療養費及び特	略)	支給を事療養費の紹付及び入

第百 する。 た額に必 被保険者に関する保険料の総延べ 保険者を含む。 第 担金に相当する額を控除するものとする。 及び高額療養費の支給に要する費用 者に関する保険料の総延べ 立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険 手当金、 に係る療養の給付並びに入院時食事療養費 毎年度、 7併用療 五十四 項第七号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の 前 健 条第 家族療養費、 養費、 条 康保険事業の執行に要する費用のうち、 国 療養費、 第百七十一条第二 項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助 庫 は、 家族訪問看護療養費、 第 省五十 訪問看護療養費、 納付日数を当該年度に納付された日雇特例 一項及び第三項において同じ。 納付日数で除して得た率を乗じて得 条及び前条に規定する費用のほ (療養の給付については、)に健康保険組合 移送費、 家族移送費、 入院時生活療養費 日雇特例被保険者 傷病手当金 特別療養費) を 設 (第三条 部負 保険 出 か 産

2 (略)

確定日雇拠出金

第百七十六条 年度に納 護納付金の納付に要した費用を含む。 例被保険者に係る健 日数で除して得た率を乗じて得た額とする。 を前年度に納付された日雇 者に関する保険料相当額を控除した額として厚生労働省令で定めると ころにより算定した額に、 付された日 第百七十四条の確定日雇拠出金の額は、 雇特例被保険者に関する保険料の総延べ 康保険事業に要した費用 当該日 特例被保険者に関 雇関係組合を設立する事業主か から前年度の日雇特例被保険 する保険料の (老人保健拠出 前年度の日雇特 総延べ 納付日数 金及び介 ら前 納 付

> 第百 総延べ 条第一 問看護療養費、 る政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。 納付日数を当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の から当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険 た者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。 るものとする。 する費用 訪問看護療養費、 に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、 毎年度、 五十四 一項及び第三項において同じ。 納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前 健康保険事業の執行に要する費用のうち、 条 (療養の給付については、 国庫は、)に健康保険組合 移送費、 家族移送費、 第百五十 傷病手当金、 特別療養費及び高額療養費の支給に要 条及び前条に規定する費用 (第三条第 を設立する事業主以外の 部負担金に相当する額を控除す 出産手当金、 特定療養費、 項 第七号の 家族療養費、 日雇特例 条第 項に 料の総延べ 第百七十一 承認を受け 療養費 被保険 0 事業主 に規定 ほ 家族

2 (略

確定日雇拠出金

第

され 料相当額を控除した額として厚生労働省令で定めるところにより算定 例被保険者に係る健康保険事業に要した費用 た率を乗じて得た額とする。 た日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ した額に、 に要した費用を含む。 百七十六条 た日雇特例被保険者に関 当該日雇関係組合を設立する事業主から前年度に 第百七十四条の から前年度の 確定日雇拠出金の す っる保険 料 日雇特例被保険者に関する保険 (i) 総 延べ 納付日数を前年度に納付 額は、 (老人保健 納 付日数で除し 前 拠 年 出 度 0 耐付され 日 納 雇 付

(資料の提供)

第百九十九条 料に関し必要があると認めるときは、 所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。 社会保険庁長官は、 被保険者の資格、 官公署に対し、 標準報酬又は保険 法人の事業所の

附 則

(特定健康保険組 合

第三条 (略)

6 条の二第 る医療を受けることができるに至ったとき、 ら起算して二年を経過したとき」とあるのは 及び第五号を除く。 たとき」 に規定する特定健康保険組合」とする この場合において、 特例退職被保険者は、 بح 一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなっ 同条第三)の適用については、 一号中 同条第一号中「任意継続被保険者となった日か この法律の規定 保険者」とあるのは (第三十八条第二号、 任意継続被保険者とみなす 又は国民健康保険法第八 「老人保健法の規定によ 附則第三条第 第四号 一項

7 略

(地域型健康保険組合)

第三条の二 に限り 合併に係るもの は合併後存続する健康保険組合のうち次の要件の は、 当該合併が行 第百六十条第九項に規定する範囲内において 第一 一十三条第三項の合併により設立された健康保険組合又 (以下この条において われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度 「地域型健康保険組合」という いず れにも該当する 不均

(資料の提供)

第 要な資料の提供を求めることができる。 認めるときは、 百九十九条 社会保険庁長官は、 官公署に対し、 法人の事業所の名称、 被保険者の資格に関し必要があると 所在地その他必

附 則

(特定健康保険組合)

第三条 (略)

2 5 (略)

6

算して二年を経過したとき」とあるのは、 とき」とする。 号までを除く。)の適用については、 の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなった 医療を受けることができるに至ったとき、 場合において、 特例退職被保険者は、 同条第一号中「任意継続被保険者となった日から起 この法律の規定 任意継続被保険者とみなす。 (第三十八条第二号から第五 又は国民健康保険法第八条 「老人保健法の規定による

7 略

(第二条関係)◎ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)(平成十九年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

第七級	第六級	第 五 級	第 四 級	第三級	第 二 級	第 一 級	月額等級	級区分)によっ (標準報酬月額	
一一〇、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	六八、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	標準報酬月額	て定める。 により等級 酬月額は、	改正
一一四、〇〇〇円未満一〇七、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満一〇一、〇〇〇円以上	九三、〇〇〇円未満	九三、〇〇〇円未満	八三、〇〇〇円未満七三、〇〇〇円以上	七三、〇〇〇円未満	六三、〇〇〇円未満	報酬月額	区分の改定が行われたときは、改定後の等被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区	案
第三級	第二級	第一級	月額等級					級区分)によって無理十条の一条の一条を標準報酬月額と	
110,000円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	標準報酬月額					て 定 よ り 等 級 酬 月 額 は 、	現
一一四、〇	101、0	101,0	報酬月					区分の改定が行われたときは、被保険者の報酬月額に基づき、	行
〇〇〇円未満	○○○円以上	〇〇〇円未満	額					改定後の等 級区	

第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第 一 級	第一〇級	第 九 級	第八級
二六〇、〇〇〇円	1四0、000円	11110、000円	1100、000円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七0、000円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
二七〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円未満一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円未満一四六、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円未満一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満	一二二、〇〇〇円未満一一四、〇〇〇円以上
	I											
第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第二級	第一級	第一〇級	第 九 級	第 八 級	第 七 級	第 六 級	第五級	第四級
第一六級 二六〇、〇〇〇円	第一五級 二四〇、〇〇〇円	_ 	第一三級 二〇〇、〇〇〇円	第一二級 一九〇、〇〇〇円	第一級一八〇、〇〇〇円	第一〇級 一七〇、〇〇〇円	九	八	七	六	五.	四

第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第 二 級
五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七0、000円	EEO, OOOE	国10,000年	三六0、000m	三六〇、〇〇〇巴	川田0,000年	11110,0000	11100,0000	二八0、000円
五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円未満	五一五、〇〇〇円未満	四八五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円未満	四二五、〇〇〇円未満	三九五、〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円未満	三五〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円未満	三一〇、〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円よ満
第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級
五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	EEO, 000E	图10,000円	三八0、000円	三六〇、〇〇〇円	三国0,000年	11110、000円	1100,000	二八〇、〇〇〇円
五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円未満	五一五、〇〇〇円未満四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満	四二五、〇〇〇円未満	三九五、〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円未満	三五〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円未満	三一〇、〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円未満

=	第四五級	第四四級	第四三級	第四二級	第四一級	第四〇級	第三九級	第三八級	第三七級	第三六級	第三五級	第三四級	
	一、〇九〇、〇〇〇円	1、0110、000円	九八〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円	八三〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	七一0、000円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六110、000円	
一、一一五、〇〇〇円以上	一、○五五、○○○円未満	一、〇五五、〇〇〇円未満	一、○○五、○○○円未満	九五五、〇〇〇円未満	九〇五、〇〇〇円未満	八五五、〇〇〇円未満	八一〇、〇〇〇円未満	七七〇、〇〇〇円未満	七三〇、〇〇〇円未満	六九五、○○○円未満	六六五、〇〇〇円未満	六三五、〇〇〇円未満	六○五、○○○円未満
		I	第三九級	第三八級	第三七級	第三六級	第三五級	第三四級	第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	
			第三九級 九八〇、〇〇〇円	第三八級 九三〇、〇〇〇円	第三七級 八八〇、〇〇〇円	第三六級 八三〇、〇〇〇円	第三五級七九〇、〇〇〇円	第三四級 七五〇、〇〇〇円	第三三級七一〇、〇〇〇円	第三二級 六八〇、〇〇〇円	第三一級 六五〇、〇〇〇円		

2

被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の三を超える場合にお

毎年三月三十一日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する

いて、その状態が継続すると認められるときは、

その年の九月一日か

政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等

(略)

(標準賞与額の決定)

3

はならない。

第四十五条 四月 この 準賞与額の累計額が五百四十万円 たときは、 当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じ 五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し 報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、 ただし てその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする 項において同じ。 日から翌年三月三十一 これを切り捨てて、 保険者は、 その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度 被保険者が賞与を受けた月において、その月に を超えることとなる場合には 日までをいう。 その月における標準賞与額を決定する (第四十条第二項の規定による標準 以下同じ。 政令で定める額。 その年度にお 当該累計額が における標 毎年 以下

3 (略)

(標準賞与額の決定)

らない。

の同日における被保険者総数に占める割合が百分の一を下回ってはな

改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数

ただし、

その年の三月三十一日に

おいて、

級区分の改定を行うことができる。

万円とする。

万円とする。

「万円とする。

2

2

(略

(療養の給付に関する費用)

2~4 (略) 第七十六条 (略)

5 う。 団体連合会 険診療報酬支払基金 診療報酬支払基金法 保険者は、 又は国民健康保険法第四 (第八十八条第十 前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険 (昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保 (第八十八条第十 項において 五条第五項に規定する国民健康保険 項において単に 「国保連合会」という。 「基金」とい

6 (略)

に委託することができる

(訪問看護療養費)

2 10 (略)

第八十八条

(略)

国保連合会に委託することができる。11 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金又は

12 · 13 (略)

(傷病手当金)

第九十九条 準報酬! 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、 務に服することができない期間、 服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労 が療養のため労務に服することができないときは、 日額 被保険者 (標準報酬月額の三十分の一に相当する額 (任意継続被保険者を除く。 傷病手当金として、一日につき、 第百二条において同 (その額に、 五円以上十円 その労務に 標 五.

(療養の給付に関する費用)

第七十六条 (略)

2~4 (略)

5

う。)に委託することができる。 険診療報酬支払基金(第八十八条第十一項において単に「基金」とい診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保資保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険

6 (略)

(訪問看護療養費)

第八十八条 (略)

2 5 10

(略)

| 託することができる。| 11 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金に委

12 · 13 (略)

(傷病手当金)

五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとし、その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、日につき、標準報酬日額(標準報酬月額の三十分の一に相当する額(日につき、標準報酬日額(標準報酬月額の三十分の一に相当する額(日につき、標準報酬日額(標準報酬月額の三十分の一に相当する額(日につき、標準報酬日額(標準報酬月額の三十分の一に相当する額(日につき、標準報酬日額の三十分の一に相当する額(日につき、標準報酬日額の三十分の一に相当することができないときは第九十九条 被保険者が療養のため労務に服することができないときは

う。 銭以上 未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。 第百二条において同じ。 五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、 一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとす の三分の二に相当する金額 (その)をい 五.十 金額

2 略

る。

を支給する。

(出産手当金)

第百二条 ときはこれを切り捨てるものとし 額の三分の二に相当する金額 務に服さなかった期間、 においては、 ときはこれを一円に切り上げるものとする。)を支給する 定日後であるときは、 被保険者が出産したときは、 九十八日) 出産の予定日) 出産手当金として、 から出産の日後五十六日までの間において労 (その金額に、 五十銭以上一円未満の端数がある 以前四十二日 出産の日 一日につき、 五十銭未満の端数がある (出産の日が出産の予 (多胎妊娠の場合 標準報酬日

(資格喪失後の出産育児 時金の給付

第百六条 ずであった出産育児 後六月以内に出産したときは、 一年以上被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日 時金の支給を最後の保険者から受けることがで 被保険者として受けることができるは

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整

第百八条 (略

2 • 3 (略)

4 傷病手当金の支給を受けるべき者 (第百四条の規定により受けるべ

> する。 金額を支給する。)をいう。 第百二条において同じ。 の百分の六十に相当する

2

(略)

第百二条 においては、 定日後であるときは、 (出産手当金) 被保険者が出産したときは、 九十八日) 出産の予定日) から出産の日後五十六日までの間において労 出産手当金として、

以前四十二日

(多胎妊娠の場合

出産の日

(出産の日が出産の予

務に服さなかった期間、

日につき、

標準報酬日

額の百分の六十に相当する金額を支給する。

(資格喪失後の出産に関する給付)

第百六条 る。 ができるはずであった保険給付を最後の保険者から受けることができ 後六月以内に出産したときは、 一年以上被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日 出産につき被保険者として受けること

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整

第百八条 (略)

2 • 3 (略)

4 傷病手当金の支給を受けるべき者 (任意継続被保険者又は第百四条

算額) 齢又は退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるも 組合法又は私立学校教職員共済法 年金法、 き者であって、 手当金の額より少ないときは、 金給付が二以上あるときは、 支給を受けることができるときは、 に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付その他の老 (以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。 その受けることができる老齢退職年金給付の額 につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が 厚生年金保険法、 政令で定める要件に該当するものに限る。 国家公務員共済組合法、 当該二以上の老齢退職年金給付の額の合 その差額を支給する。 (昭和二十八年法律第二百四十五号 傷病手当金は、 支給しない。 地方公務員等共済 (当該老齢退職年 が、 ただ <u></u>の 傷病 国民

5 · 6 (略

(標準賃金日額)

、改定後の等級区分)による。
、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは第百二十四条 標準賃金日額は、日雇特例被保険者の賃金日額に基づき

法、 は、 り算定した額が、 退職年金給付の額の合算額) あって政令で定めるもの 年法律第二百四十五号) のに限る。)が、 の規定により受けるべき者であって、 金給付」という。 である給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付で 額 支給しない。 地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法 (当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、)の支給を受けることができるときは、 ただし、 国民年金法、 傷病手当金の額より少ないときは、 に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金 (以下この項及び次項において「老齢退職年 その受けることができる老齢退職年金給付 につき厚生労働省令で定めるところによ 厚生年金保険法、 政令で定める要件に該当するも 国家公務員共済組合 当該二以上の老齢 その差額を支給 (昭和二十八 傷病手当金

する。

5・6 (略)

(標準賃金日額)

、改定後の等級区分)による。
、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは第百二十四条 標準賃金日額は、日雇特例被保険者の賃金日額に基づき

-			
二、五〇〇円以上	三、000円	第 三 級	五〇〇円未満
二、五〇〇円未満	- (((_	
一、五〇〇円以上	1、000月	第二 及	日 質
- () () () () ()	- - - - - - - - -	_	
一、五〇〇円桛鵲	一、三三四円	第 一 汲	
₹ F	村当堂会上客	日額等級	
香 仓 日 頂	票售手区日頂	標準賃金	

標準賃金

L額等級

標準

一賃

金

日

額

賃

金

第

級

三、

〇 〇 〇 円

三

傷病手当金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一日につ三十五条(略)傷病手当金)	次の各号に掲げる	2 傷病手当金の額は、第百三十五条 (略)(傷病手当金)	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一日につ		2 傷病手当金の額は、第百三十五条 (略)
		2 · 3 (略)			2 : 3 (略)
二三、〇〇〇円以上	二四、七五〇円	第一三級	二三、〇〇〇円以上	二四、七五〇円	第一級
二三、○○○円未満	111、11五〇円	第一二級	二三、〇〇〇円未満一九、五〇〇円以上	二一、二五〇円	第一〇級
一九、五〇〇円未満	一八、二五〇円	第一一級	一九、五〇〇円未満	一八、二五〇円	第九級
一七、〇〇〇円未満	一五、七五〇円	第一〇級	一七、〇〇〇円未満	一五、七五〇円	第八級
一四、五〇〇円未満	一三、二五〇円	第九級	一四、五〇〇円未満	一三、二五〇円	第七級
一二、〇〇〇円未満九、五〇〇円以上	一〇、七五〇円	第八級	一二、〇〇〇円未満九、五〇〇円以上	一〇、七五〇円	第六級
九、五〇〇円未満	八、七五〇円	第七級	九、五〇〇円未満	八、七五〇円	第五級
八、〇〇〇円未満六、五〇〇円以上	七、二五〇円	第六級	八、〇〇〇円未満六、五〇〇円以上	七、二五〇円	第四級
六、五○○円未満	五、七五〇円	第 五 級	六、五○○円未満	五、七五〇円	第三級
五、〇〇〇円未満三、五〇〇円以上	四、四〇〇円	第 四 級	五、〇〇〇円未満	四、四〇〇円	第二級
三、五〇〇円未満一			_		-

当するときは、いずれか高い金額とする。き、当該各号に定める金額とする。ただし、次の各号のいずれにも該

- の四十五分の一に相当する金額に係るその者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のもの料が納付されている場合 当該期間において保険料が納付された日料ではの属する月の前二月間に通算して二十六日分以上の保険 当該日雇特例被保険者について、その者が初めて当該療養の給付
- の四十五分の一に相当する金額に係るその者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のもの料が納付されている場合 当該期間において保険料が納付された日本受けた日の属する月の前六月間に通算して七十八日分以上の保険二 当該日雇特例被保険者について、その者が初めて当該療養の給付

3 · 4 (略)

(出産手当金)

第百三十八条 (略)

各月ごとの合算額のうち最大のものの四十五分の一に相当する金額と保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の2 出産手当金の額は、一日につき、出産の日の属する月の前四月間の

附則

(特定健康保険組合)

第三条 (略)

2~4 (略)

5 第百四条の規定にかかわらず、特例退職被保険者には、傷病手当金

当するときは、いずれか高い金額とする。き、当該各号に定める金額とする。ただし、次の各号のいずれにも該

の五十分の一に相当する金額に係るその者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のもの料が納付されている場合。当該期間において保険料が納付された日料での属する月の前二月間に通算して二十六日分以上の保険当該日雇特例被保険者について、その者が初めて当該療養の給付

の五十分の一に相当する金額 で、その者の一に相当する金額に係るその者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のもの料が納付されている場合 当該期間において保険料が納付された日料が納付されている場合 当該期間に通算して七十八日分以上の保険 当該日雇特例被保険者について、その者が初めて当該療養の給付

3 · 4 (略)

(出産手当金)

第百三十八条 (略)

る。各月ごとの合算額のうち最大のものの五十分の一に相当する金額とす各月ごとの合算額のうち最大のものの五十分の一に相当する金額とす保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の2 出産手当金の額は、一日につき、出産の日の属する月の前四月間の

附則

(特定健康保険組合)

第三条 (略)

2~4 (略)

5 第九十九条及び第百四条の規定にかかわらず、特例退職被保険者に

は、傷病手当金は、支給しない。

◎ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)(平成二十年四月施行)

(第三条関係)

改 正 案 現 行

第一章~第三章 (略)

目次

第四章 保険給付

第一節~第四節 (略)

第五節 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 (第百十五条

第百十五条の二)

第六節 (略)

第五章~第十章 (略)

第十一章 罰則 (第二百七条の二―第二百二十条)

附則

(基本的理念)

第 付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上 に検討が加えられ、 度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常 情勢の変化等に対応し、 のであることにかんがみ、 条 健康保険制度については、 その結果に基づき、 その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制 高齢化の進展、 これが医療保険制度の基本をなすも 医療保険の運営の効率化、 疾病構造の変化、 社会経済 給

を総合的に図りつ

つ、

実施されなければならない。

目次

第一章~第三章 (略)

第四章 保険給付

第一節~第四節(略)

第五節 高額療養費の支給

(第百十五条)

第六節 (略)

第五章~第十章 (略)

第十一章 罰則 (第二百八条—第二百二-

附則

(基本的理念)

第一 容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合 情勢の変化等に対応し、 的に図りつつ、 が にこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討 のであることにかんがみ、 条 加えられ、 健康保険制度については、 その結果に基づき、 実施されなければならない。 その他の医療保険制度及び老人保健制度並び 高齢化の進展、 これが医療保険制度の基本をなすも 医療保険の 疾病構造の変化、 運営の効率化、 給付の内 社会経済

57

(傍線の部分は改正部分)

(定義)

ができない。
する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となること者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される

一~六 (略)

者医療の被保険者等」という。)

「おり後期高齢者医療の被保険者とならないもの(以下「後期高齢ではり後期高齢者医療の被保険者とならないもの(以下「後期高齢で和五十七年法律第八十号)第五十条の規定による被保険者をいうで、後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(

八 (略)

を受けたものは、この限りでない。
者又は次の各号のいずれかに該当する者として社会保険庁長官の承認れる日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である2 この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用さ

一~三 (略)

3 (略)

4 険者 意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。) であ 失の日の前日まで継続して二月以上被保険者 となった者をいう。 れなくなったため、 ったもののうち、 被保険者等である者は、 この法律において「任意継続被保険者」とは、 (日雇特例被保険者を除く。) の資格を喪失した者であって、 保険者に申し出て、 又は第一 ただし、 この限りでない。 項ただし書に該当するに至ったため被保 船員保険の被保険者又は後期高齢者医療 継続して当該保険者の被保険者 (日雇特例被保険者、 適用事業所に使用さ 任 喪

(定義)

ができない。 する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることする者は、日雇特例被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される

一~六 (略)

七 (略)

して社会保険庁長官の承認を受けたものは、この限りでない。れる日雇労働者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者と2 この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用さ

√ 三 (略)

4

3

略

険者 となった者をいう。 りでない。 失の日の前日まで継続して二月以上被保険者 れなくなったため、 ったもののうち、 意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。 この法律において「任意継続被保険者」とは、 (日雇特例被保険者を除く。)の資格を喪失した者であって、 保険者に申し出て、 ただし、 又は第一 項ただし書に該当するに至ったため被保 船員保険の被保険者である者は、 継続して当該保険者の被保険者 (日雇特例被保険者、 適用事業所に使用さ この)であ 任 喪 限

第 第 一又条 定 九一す五 一分 一分 十分 五負 第 五億 八 高 五 五 条 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 五 5 5 5 5 5	で
8~0 (各) ———————————————————————————————————	
たし 7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。 5・6 (略)	、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし5・6 (略)

四号に規定する療養病床 びその療養に伴う世話その他の看護であって、 行うもの 特定長期入院被保険者」 六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者 食事の提供である療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて (医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第七条第二項第 (以下 という。 「療養病床」という。)への入院及 に係るものを除く。 当該療養を受ける際 以 下 (以 下 「食

二 { 匹 (略)

事療養」という。

3 • 略

保険医療機関又は保険薬局の責務

第七十条 (略

2

係る療養、 者の医療 年法律第百五十二号) 合法 民健康保険法 療養を担当するものとする。 は例による場合を含む。 において準用する場合を含む。)の規定によるほか、 条の二第五項、 保険医療機関又は保険薬局は、 による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢 (昭和三十三年法律第百二十八号。 \mathcal{O} 入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る 確保に関する法律による療養の給付、 (昭和三十三年法律第百九十二号) 、 第八十六条第四項、 (以 下)又は地方公務員等共済組合法 「この法律以外の医療保険各法」 前項 第百十条第七項及び第百四十九条 他の法律において準用し (第八十五条第九項、 入院時食事療養費に 国家公務員共済組 船員保険法、 (昭和三十七 第八十五 という 又 玉 2

(保険医又は保険薬剤師の責務

特定長期入院被保険者」という。 びその療養に伴う世話その他の看護であって、 兀 療養」という。 行うもの(医療法 |号に規定する療養病床 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者 食事の提供である療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて (昭和二十三年法律第二百五号) 第七条第二項第 以下 「療養病床」という。 に係るものを除く。 当該療養を受ける際)への入院及 以下 (以 下 「食事

__ { 匹 (略)

3 • (略)

保険医療機関又は保険薬局の責務

第七十条

略

保健法による医療、 年法律第百五十二号) 合法 民健康保険法 条の二第五項、 は例による場合を含む。 において準用する場合を含む。)の規定によるほか、 に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。)による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに老人 保険医療機関又は保険薬局は、 (昭和三十三年法律第百二十八号。 (昭和三十三年法律第百九十二号)、 第八十六条第四項、 入院時食事療養費に係る療養、 (以 下)又は地方公務員等共済組合法 「この法律以外の医療保険各法」という 前項 第百十条第七項及び第百四十九 (第八十五条第九項、 他の法律において準用し、 入院時生活療養費 国家公務員共済 船員保険法、 (昭和三十七 第八十 又 玉

、保険医又は保険薬剤師 責務

第七十二条 (略)

に当たるものとする。 に当たるものとする。 に当たるものとする。 の に第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条にの に第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条に 調剤に従事する保険薬剤師は、前項(第八十五条第九項、第八十五条 2 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において

一部負担金)

おない。部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければな 制定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一 規定により算定した額に当該給付につき第七十六条第二項又は第三項の がら療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げ 第七十四条 第六十三条第三項の規定により保険医療機関又は保険薬局

一 (略)

る場合を除く。) 百分の二十 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げ

三 (略)

2 (略)

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

ては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合におい

一~五 (略)

指定を取り消すことができる。

第七十二条 (略)

2

療保険各法又は老人保健法による診療又は調剤に当たるものとする。おいて準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条に調剤に従事する保険薬剤師は、前項(第八十五条第九項、第八十五条保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において

(一部負担金)

おない。おは、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければなお負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければなる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十六条第二項又は第三項の規定により保養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げ第七十四条 第六十三条第三項の規定により保険医療機関又は保険薬局

一 (略)

る場合を除く。) 百分の十二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げ

三 (略)

2

(略)

、保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

の指定を取り消すことができる。ては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号第八十条。厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合におい

一~五 (略)

係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に関し、前各号のいる療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に若しくは被扶養者の療養又は高齢者の医療の確保に関する法律によるの法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者

七~九 (略)

、れかに相当する事由があったとき。

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

いては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

一·二 (略)

すことができる。

四~六 (略)

(入院時生活療養費)

第八十五条の二

略

は、当該現に生活療養に要した費用の額)から、平均的な家計におけ費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるとき均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平

る食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に

要する費用について介護保険法第五十

条の三第

項第

一号に規定す

る食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に

七~九 (略)

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

すことができる。いては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消第八十一条。厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

一•二 (略)

に関し、前二号のいずれかに相当する事由があったとき。 三 この法律以外の医療保険各法又は老人保健法による診療又は調剤

四~六 (略)

(入院時生活療養費)

第八十五条の二

(略)

2 要する費用について介護保険法第五十 費用の額 る食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に は、 均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した る食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に 入院時生活療養費の額は、 当該現に生活療養に要した費用の額) (その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるとき 当該生活療養につき生活療養に要する平 条の から、 第 平均的な家計におけ 項 第 号に規定す

病状の程度、 相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額 める者については、 を控除した額とする。 治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定 別に定める額 以下 「生活療養標準負担額」とい (所得の状況、

3 5 (略

う。

、指定訪問看護事業者の責務

第九十条 (略)

2 者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けることができる 医療保険各法による被保険者及び被扶養者の指定訪問看護並びに高齢 において準用する場合を含む。 者の指定訪問看護を提供するものとする。 指定訪問看護事業者は、 前項 (第百十一条第三項及び第百四十九条 の規定によるほか、この法律以外の

、指定訪問看護事業者の指定の取消し)

第九十五条 いては、 り消すことができる。 当該指定訪問看護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取 厚生労働大臣は、 次の各号のいずれかに該当する場合にお

~ 五. (略)

までのいずれかに相当する事由があったとき。 指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給 付を受けることができる者の指定訪問看護に関し、 この法律以外の医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者の 第 一号から前号

略

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合)

う。)を控除した額とする。 病状の程度、 める者については、 相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額 治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定 別に定める額 以下 「生活療養標準負担額」とい (所得の状況、

3 5 (略)

(指定訪問看護事業者の責務)

第九十条 (略)

2

保健法による医療を受けることができる者の指定老人訪問看護を提供 医療保険各法による被保険者及び被扶養者の指定訪問看護並びに老人 するものとする。 において準用する場合を含む。) 指定訪問看護事業者は、 前項 (第百十一条第三項及び第百四十九条 の規定によるほか、この法律以外の

(指定訪問看護事業者の指定の取消し)

第九十五条 ŋ いては、 が消すことができる。 当該指定訪問看護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取 厚生労働大臣は、 次の各号のいずれかに該当する場合にお

(略)

六 る事由があったとき。 指定老人訪問看護に関し、 指定訪問看護又は老人保健法による医療を受けることができる者の この法律以外の医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者の 第二号から前号までのいずれかに相当す

(略

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合)

第九十八条 サービスのうち、 号及び第百三十五条第 は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス サービスをいう。 サービスをいう。 護サービス費に係る居宅サービス 費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る 険外併用療養費に係る療養、 付、 又は負傷及びこれにより発 第百三十五条第一項において同じ。 ス費に係る指定施設サービス等 において同じ。 スをいう。 付又は入院時食事療養費、 定介護予防サービス(同法第五十三条第 三項に規定する施設サービスをいう。 定施設サービス等をいう。 指定居宅サービス 被扶養者となった場合において、 項に規定する介護予防サービスをいう。 特例施設介護サービス費に係る施設サービス 入院時食事療養費に係る療養、 訪問 第百二十九条第一 看護療養費若しく 被保険者が資格を喪失し、 若しくはこれに相当するサービス、 第百二十九条第二項第二号及び第百三十五条第 第百二十九条第二 療養に相当するものを受けているときは、 (同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービ 項において同じ。) 第百二十九条第二項第二号において同じ。 した疾病につき、 入院時生活療養費、 一項第二号において同じ。 療養費に係る療養若しくは訪問看護療養 は移送費の支給を受けることができる。 (同法第四十八条第一 (同法第八条第一 一項第二号において同じ。 入院時生活療養費に係る療養 その資格を喪失した際に療養の 第百二十九条第二項第二号及び か つ、 介護予防サービス費に係る指 項に規定する指定介護予防 当該保険者から療養の 若しくはこれに相当する 第百二十九条第二項第二 日雇特例被保険者又はそ 保険外併用療養費、 (同法第八条第二十 項に規定する居宅 (同法第八条の一 施設介護サービ)、特例居宅介 項に規定する指 当該疾病 若しく 垣 給 給 療 保

付

 \mathcal{O}

第九十八条 ビス る療養、 五条第 事療養費、 等をいう。 二十九条第二項第二号において同じ。 費に係る療養、 れにより発 サービス費に係る介護予防サービス 護サービス費に係る施設サービス 施設サービス等 係る居宅サービス は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サー 費に係る療養若しくは老人保健法の る介護予防サービスをいう。 施設サービスをいう。 険外併用療養費に係る療養、 項において同じ。 若しくはこれに相当するサービス、 第百二十九条第一 被扶養者となった場合において、 療養に相当するものを受けているときは、 第百二十九条第二項第二号及び第百三十五条第一項において同じ。 (同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。 入院時食事療養費に係る療養、 (同法第五十三条第 項において同じ。 医療費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又 第百二十九条第二項第二号において同じ。 した疾病につき、 被保険者が資格を喪失し、 入院時生活療養費、 入院時生活療養費に係る療養 (同法第四十八条第一 (同法第八条第一 一項第二号において同じ。 第百二十九条第二項第二 一項に規定する指定介護予防サービスをいう 介護予防サービス費に係る指定介護予防サ 当該保険者から療養の給付又は入院時食 若しくはこれに相当するサービ 第百二十九条第二項第二 療養費に係る療養若しくは訪問看護療養 保険外併用療養費、 (同法第八条第二十三項に規定する その資格を喪失した際に 項に規定する居宅サービスをい 規定による医療 入院時生活療養費に係る療養、 (同法第八条の二第)、特例居宅介護サービス費に 項に規定する指定施設サー 施設介護サービス費に係る指定 か つ、 当該疾病又は負傷及びこ 日雇特例被保険者又はそ 一号及び第百三十五条第 若しくは特例 保険外併用療養費に係 療養費、 一号及び第百三十 一項に規定す 特例施設 に療養の 訪問 _ ス へのうち 着 -ビス 第百

2 養費、 支給は、 訪問看護療養費 院時食事療養費 当該疾病又は負傷について、 項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、 保険外併用療養費、 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 移送費、 入院時生活療養費、 療養費、 家族療養費、 次章の規定により療養の給付又は入 訪問看護療養費若しくは移送費の 保険外併用療養費、 家族訪問看護療養費若しく 入院時生活療 行わない。 療養費

は家族移送費の支給を受けることができるに至ったとき。

一 その者が、 者の被扶養者、 被保険者若しくは船員保険の被保険者若しくはこれら 国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被

三

3

けることができる間は、

行わない

給される療養費を含む。 の支給は、 (第百四十五条第六項において準用する第百三十二条の規定により支 第 保険者等となったとき。 (略) 項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、 保険外併用療養費、 当該疾病又は負傷について、)又は移送費若しくは家族移送費の支給を受 療養費、 訪問看護療養費若しくは移送費 次章の規定により特別療養費 入院時生活

> 養費、 療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。 前項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、 保険外併用療養費、 療養費、 訪問看護療養費若しくは移送費の 入院時生活療

2

支給は、 は入院時食事療養費、 とができるに至ったとき。 老人保健法の規定により医療若しくは入院時食事療養費、 入院時食事療養費、 は移送費の支給 活療養費 しくは家族移送費の支給を受けることができるに至ったとき、 当該疾病又は負傷について、 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。 訪問看護療養費、 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 保険外併用療養費 (次項後段の規定に該当する場合における医療又は 入院時生活療養費、 入院時生活療養費、 移送費、 医療費、 家族療養費、 次章の規定により療養の給付若しく 老人訪問看護療養費若しく 保険外併用療養費 保険外併用療養費、 家族訪問看護療養費若 を受けるこ 行わない。 入院時生 医療費 療養

二その者が、 の者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者となったとき。 被保険者若しくは船員保険の被保険者若しくはこれら

三 略

3

療養費、 当該疾病又は負傷について 給される療養費を含む。 に掲げる者であって けることができる間は、 の支給は、 (第百四十五条第六項において準用する第百三十二条の規定により支 第一 項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、 保険外併用療養費、 当該疾病又は負傷について、次章の規定により特別療養費 第百四)又は移送費若しくは家族移送費の支給を受 行わない。 療養費、 一十五条第 同法の規定により医療又は入院時食事療 老人保健法第二 訪問看護療養費若しくは移送費 項の 規定に該当するものが、 一十五条第 入院時生活 一項各号

4

(略)

(家族療養費)

第百十条 用について、家族療養費を支給する。 ものから療養を受けたときは、 被保険者の被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定する 被保険者に対し、 その療養に要した費

2 養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。 れるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、 該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含ま 額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用 当該療養に生活療 2

後であって七十歳に達する日の属する月以前である場合 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以 百分の

区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

る場合 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前であ 百分の八十

日の属する月の翌月以後である場合 被扶養者(二に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する 百分の八十

(略)

4 (略

養費、

入院時生活療養費

保険外併用療養費

医療費、

老人訪問看護 同様とする

療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、

(家族療養費)

第百十条 。)が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたと ことができる者を除く。 きは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費 被保険者の被扶養者 以下この条から第百十二条までにおいて同じ (老人保健法の規定による医療を受ける

を支給する。

養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。 れるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含ま 区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額 該現に療養に要した費用の額) の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用 歳に達する日の属する月以前である場合 被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であって七十 に次のイからニまでに掲げる場合の 百分の七十 当該療養に生活療

被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の

日の属する月の翌月以後である場合 被扶養者(二に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する 百分の九十

= (略)

66

3 \ 8 二 • 三 (略) (略)

第五節 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

(高額療養費)

第百十五条 家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、 の保険外併用療養費、 \mathcal{O} る額に相当する額を控除した額 看護療養費、 額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、 食事療養及び生活療養を除く。 額」という。 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給され)が著しく高額であるときは、その療養の給付又はそ 療養費、 次項において同じ。 訪問看護療養費、 (次条第 項において「一部負担金等 高額療養費を支給する 家族療養費若しくは)に要した費用の 療養費、 訪問

2 (略)

「高額介護合算療養費)

第百十五条の二 額 びに介護保険法第五十一条第 れる場合にあ る場合にあっては、 防サービス利用者負担額 給額を控除して得た額) 高額であるときは (同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、 って は 部負担金等の額 当 該 当該支給額を控除して得た額) 当該支給額に相当する額を控除して得た額 及び同法第六十一 (同項の高額介護予防サービス費が支給され 部負担金等の額に係る療養の給付又は保険 一項に規定する介護サービス利用者負担 前条第 条第 項の高額療養費が支給さ 項に規定する介護予 \mathcal{O} 合計額が著しく 当該支

> (略) (略)

3 \ 8

第五節 高額療養費の支給

第百十五条 看護療養費、 る額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、 額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、 養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、 の給付又はその保険外併用療養費、 食事療養及び生活療養を除く。 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給され 次項において同じ。 療養費、 訪問看護療養費、)に要した費用の 療養費、 その療養 高額療養 家族療 訪問

(略)

費を支給する。

2

問看護療養費の支給を受けた者に対し 外併用療養費 療養費、 訪問看護療養費 高額介護合算療養費を支給す 家族療養費若しくは家族訪

る。

2 前条第 一項の規定は 高額介護合算療養費の支給について準用する

、保険給付の種 類

第百二十七条 のとおりとする。 以下この節において同じ。 日雇特例被保険者)に係るこの法律による保険給付は、 (日雇特例被保険者であった者を含む 次

~ 九 (略)

高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

(療養の給付)

第百二十九条 略

2 負傷については、 給付を受けた疾病又は負傷及びこれにより発した疾病以外の疾病又は 一号に該当する場合においては、 .て次の各号のいずれかに該当していなければならない。ただし、 日雇特例被保険者が療養の給付を受けるには、これを受ける日にお 療養の給付を行わない。 第一号に該当したことにより療養の 第

(略)

別療養費 定により支給される療養費を含む。 養の給付の開始の日 負傷を含む。 前号に該当することにより当該疾病 (第百四十五条第六項において準用する第百三十二条の規 以下この項において同じ。 (その開始の日前に当該疾病又は負傷につき特 以下この号において同じ。)の (その原因となった疾病又は)又は負傷につき受けた療

(保険給付の種類)

第百二十七条 のとおりとする。 以下この節において同じ。 日雇特例被保険者)に係るこの法律による保険給付は、 (日雇特例被保険者であった者を含む

次

~ 九 (略)

高額療養費の支給

(療養の給付)

第百二十九条 (略)

2 二号に該当する場合においては、 給付を受けた疾病又は負傷及びこれにより発した疾病以外の疾病又は 負傷については、 .て次の各号のいずれかに該当していなければならない。ただし、 日雇特例被保険者が療養の給付を受けるには、これを受ける日にお 療養の給付を行わない。 第一号に該当したことにより療養の

定により支給される療養費を含む。 養の給付の開始の日 別療養費 負傷を含む。 前号に該当することにより当該疾病 (略) (第百四十五条第六項において準用する第百三十二条の規 以下この項において同じ。 (その開始の日前に当該疾病又は負傷につき特 以下この号において同じ。)の (その原因となった疾病又は)又は負傷につき受けた療

サー て同じ。 疾病に関しては、 護サービス費の支給、 は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、 条第一 係るものに限る。 5 支給のうち療養に相当する指定介護予防サービスに係るものに限る 十五条第一項において同じ。 スに係るものに限る。 十五条第四項及び第百四十五条第一項において同じ。 当する指定施設サービス等に係るものに限る。 て同じ。 当する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る 下この号、 支給のうち療養に相当する指定居宅サービスに係るものに限る。 支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給 合を除く。 介護サービス費の支給 `療養に相当する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに ビス費の支給 以下この号、 以下この号、 ・ビス費の支給 項において同じ。)若しくは特例介護予防サービス費の支給 特例居宅介護サービス費の支給 第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項において同 施設介護サービス費の支給 第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項にお 第百三十五条第四項及び第百四十五条第一 以下この号、 Б. \mathcal{O} 介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防 開 年 以下この号、 始の日) 施設介護サービス費の支給、 (その支給のうち療養に相当する施設サービ)が行われたときは、 を経過して から 第百三十五条第四項及び第百四十五 介護予防サービス費の支給 第百三十五条第四項及び第百四 年 ないこと (その支給のうち療養に相 (その支給のうち療養に相 (厚生労働大臣が指定する 特別療養費の支給又 以下この号、 (前号に該当する場 特例施設介護サ (その支給のう 特例居宅介 項におい 特例施設 第百三 (その (その 以

働大臣が指定する疾病に関しては、 の号、 等に係るものに限る。 これに相当するサービスに係るものに限る。 護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の 防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。 下この号、 その支給のうち療養に相当する施設サービスに係るものに限る。 定による居宅介護サービス費の支給 支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは保険 くは特例介護予防サービス費の支給の による医療若しくは保険外併用療養費 介護予防サービス費の支給 五条第四項及び第百四十五条第 る指定介護予防サービスに係るものに限る。 十五条第一 五条第四項及び第百四十五条第一 第四項及び第百四十五条第 る指定居宅サービスに係るものに限る。 -ビス費の支給(その支給のうち療養に相当する指定施設サービス ・ビス費の支給 が行われたときは、 特例施設介護サービス費の支給、 医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法 特例居宅介護サービス費の支給、 第百三十五条第四項及び第百四十五条第一 介護予防サービス費の支給 項において同じ。)、 第百三十五条第四項及び第百四十五条第一項におい (その支給のうち療養に相当する居宅サービス又は 以下この号、 特別 療養費の支給若しくは老 (その支給のうち療養に相当する介護予 項において同じ。 一項において同じ。)若しくは特例 特例施設介護サービス費の支給 項において同じ。)、 五年) 介護予防サービス費の支給若し 第百三十五条第四項及び第百 (その支給のうち療養に相当 (その支給のうち療養に相当す 開始の 以下この号、 施設介護サービス費の支給 医療費若しくは老人訪問看 を経過していないこと(以下この号、 以下この号、 É から一 項におい 特例居宅介護サ 八保健 第百三十五条 年 施設介護サ 外併用療養 第百三十 て同じ。 第百三十 法 以下こ て同 以 闻

3~6 (略)

(入院時食事療養費)

第百三十条 日雇特例被保険者(療養病床への入院及びその療養に伴う 第百三十条 日雇特例被保険者(療養病床への入院及びその療養に伴う 第百三十条 日雇特例被保険者(療養病床への入院及びその療養に伴う 第一三十条 日産特別被保険者(療養病床への入院及びその療養に伴う 第一三十条 日産特別を

について準用する。
2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、入院時食事療養費の支給

(入院時生活療養費)

第百三十条の二 (略)

(特定療養費)

第百三十一条 (略)

一·二 (略)

| 2 第百二十九条第二項、第四項及び第五項の規定は、保険外併用療養

前号に該当する場合を除く。)。

3~6 (略)

7

間は、

行わない

療養の給付は、老人保健法の規定による医療を受けることができる

(入院時食事療養費)

第百三十条 日雇特例被保険者(療養病床への入院及びその療養に伴うする。

費の支給について準用する。 2 前条第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、入院時食事療養

(入院時生活療養費)

第百三十条の二 (略)

生活療養費の支給について準用する。 第百二十九条第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、入院時

(特定療養費)

第百三十一条 (略)

一・二 (略)

2 第百二十九条第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、特定療

養費の支給について準用する。

(訪問看護療養費)

第百三十三条 (略

2 ついて準用する。 第百二十九条第一 項 及び第五 項の規定は、 訪問看護療養費の支給に

(傷病手当

第百三十五条 きなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服すること びこれに相当するサービスのうち、 れに相当するサービス並びに施設サービス並びに介護予防サービス及 同じ。)を受けている場合において、その療養 九条第三項の受給資格者票 はこれに相当するサービスに係るものに限る。)であって、 これに相当するサービス、 費の支給 護サービス費 ができない期間 施設介護サービス費、 養費及び訪問看護療養費の支給並びに介護保険法の規定による居宅介 ため労務に服することができないときは、 を有する者に対して行われるものを含む。 (これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス若しくは 日雇特例被保険者が療養の給付 特例居宅介護サービス費、 傷病手当金を支給する。 介護予防サービス費及び特例介護予防サービス 施設サービス又は介護予防サービス若しく (同条第五項の規定に該当するものに限る 療養に相当するものを含む。)の その労務に服することがで 施設介護サービス費、 (保険外併用療養費、 次項及び次条において (居宅サービス及びこ 第百二十 特例 療

、訪問看護療養費

第百三十三条 (略)

2 支給について準用する。 第百二十九条第二項 \pm 項 及び第七項の規定は、 訪問看護療養費

(傷病手当金)

第

費、 過し その療養 を含む。 項の規定に該当するものに限る。)を有する者に対して行われるもの る。 養に相当するものを含む。 ビス並びに介護予防サービス及びこれに相当するサービスのうち、 ス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに係るもの 相当する居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、 ス費及び特例介護予防サービス費の支給(これらの支給のうち療養に 百三十五条 に限る。)であって、 介護保険法の規定による居宅介護サービス費、 びに保険外併用療養費 養費及び訪問看護療養費の支給並びに老人保健法の規定による医療並 施設介護サービス費、)た日から労務に服することができない期間! その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経 次項及び次条において同じ。)を受けている場合において、 (居宅サービス及びこれに相当するサービス並びに施設サー 日雇特例被保険者が療養の給付 第百二十九条第三項の受給資格者票 医療費及び老人訪問看護療養費の支給並び)のため労務に服することができないとき 特例施設介護サービス費、 (保険外併用療養費、 特例居宅介護サービス 傷病手当金を支給す 介護予防サービ 施設サービ (同条第五 療 療

2 • 略

2

(略)

4 適用する 例 例施設介護サービス費の支給、 給 護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支 支給、 外併用療養費、 部を受けることができない場合においては、 る者に対して行われるものに限る。 の受給資格者票 法第二十条の規定により同法の規定による居宅介護サービス費の支給 問 規定により療養の給付若しくは保険外併用療養費、 による療養の給付若しくは保険外併用療養費、 相当する当該給付又は当該療養若しくは療養費の支給をこの章の規定 介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス費の支給に の規定による居宅介護サービス費の支給、 介護予防サービス費の支給 施設介護サービス費の支給 特例居宅介護サービス費の支給、 介護予防 看護療養費の支給の全部を受けることができない場合又は介護保険 日 特例居宅介護サービス費の支給 雇 施設介護サービス費の支給、 特例被保険者が、 療養費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法 ピ (同条第五項の規定に該当するものに限る。 ス費の支給とみなして、 その疾病又は負傷について、 (これらの給付のうち第百二十九条第三項 介護予防サービス費の支給若しくは特例 介護予防サービス費の支給若しくは特 特例施設介護サービス費の支給、 以下この項において同じ。 施設介護サービス費の支給 施設介護サービス費の支給、 第一 特例居宅介護サービス費の 療養の給付若しくは保険 項及び第二項の規定を 療養費若しくは訪問看 療養費若しくは訪 第百二十八条の)を有す)の全 特例 特 4

 \mathcal{O}

問

の支給、 第百二 費、 併用療養費、 問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費 含む。 法の規定による医療若しくは しくは療養費の支給をこの章の規定による療養の給付若しくは保険外 受けることができない場合においては、 例居宅介護サービス費の支給、 保健法第三 規定により療養の給付若しくは保険外併用療養費、 訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス 用療養費、 に対して行われるものに限る。 給資格者票 予防サービス費の支給 介護サービス費の支給、 お 一十条の規定により同法の規定による居宅介護サービス費の支給、 .特例介護予防サービス費の支給に相当する当該給付又は当該療養若 規定による医療若しくは保険外併用療養費 に限る。 特例施設介護サービス費の支給、 いて同じ。 看護療養費の支給の全部を受けることができない場合若しくは老人 日 雇特例被保険者が、 医 一十九条第三 |療費若しくは老人訪問看護療養費の支給 特例居宅介護サービス費の支給、 規定により 一十四条 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは (同条第五項の規定に該当するものに限る。 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健 を有する者に対して行われるものに限 の全部を受けることができない場合又は介護保険法 一項の受給資格者票 (同法第四十六条の 同法の (これらの給付のうち第百二十九条第三項の受 その疾病又は負傷について、 介護予防サービス費の支給若しくは特例介護 保険 規定による医療若しくは保険外 以下この項において同じ。 施設介護サービス費の支給、 外併用療養費 介護予防サービス費の支給若しく (同条第五項 五の 療養の給付若しくは保険外併 八にお 施設介護サービス費の支給 医療費若しくは老人訪 (これらの給付のうち Ó 医 いて準用する場合を 「療費若しくは老人 規定に該当するも 療養費若しくは訪 る 第百二十八条の)を有する者 以 老人)の全部を 下この 特例施設 .併用療養 八保健法 項

(家族療養費)

第百四十条 (略

2 は、 第百二十九条第一 家族療養費の支給について準用する。 項、 第四項及び第五項並びに第百三十二条の規定

3 略

(家族訪問看護療養費)

第百四十 一条 (略)

2 給について準用する。 第百二十九条第二項及び第五項の規定は、 家族訪問看護療養費の支

(特別療養費)

第百四十五条 特例被保険者に対し、 るものに提出 のうち自己の選定するものに提出して、 三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局 過しないもの又はその被扶養者が、 該当するに至った者については、 該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月(月の初日に 又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定す 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその して、 そのものから指定訪問看護を受けたときは、 その療養又は指定訪問看護に要した費用につい 一月。 特別療養費受給票を第六十三条第 そのものから療養を受けたと 第五項において同じ。)を経 日雇

> 給 費の支給、 規定を適用する。 くは特例介護予防サー 特例施設介護サービス費の支給、 特例居宅介護サービス費の支給、 ·ビス費の支給とみなして、第一項及び第二項の 介護予防サービス費の支給若し 施設介護サービス費の支

(家族療養費)

第百四十条 (略)

2 条の規定は、 第百二十九条第二項、 家族療養費の支給について準用する。 第四 項 第五項及び第七項並びに第百三十二

3 (略

(家族訪問看護療養費)

第百四十

一条

(略)

2 養費の支給について準用する 第百二十九条第二項、 第五項 及び第七項の規定は、 家族訪問看

(特別療養費)

第百四十五条 き、 特例被保険者に対し、 るものに提出して、 三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局 該当するに至った者については、二月。 過しないもの又はその被扶養者が、 のうち自己の選定するものに提出して、 該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月(月の初日に 又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定す 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその そのものから指定訪問看護を受けたときは、 その療養又は指定訪問看護に要した費用につい 特別療養費受給票を第六十三条第 そのものから療養を受けたと 第五項において同じ。)を経 日雇

 \mathcal{O} サービス費の支給若しくは特例回路を受けることができるときは、 設介護サービス費の支給、 特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、 養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給 の給付若しくは入院時食事療養費、 限りでない。 特別療養費を支給する。 療養費、 訪問看護療養費、 特例施設介護サービス費の支給、 ただし、 家族療養費若しくは家族訪問看護療 入院時生活療養費、 当該疾病又は負傷につき、 保険外併用療 介護予防 療養 施

一~三 (略)

2 (略)

八十」とする。
ては、同項第一号及び第四号中「百分の七十」とあるのは、「百分の最初の三月三十一日以前である場合における前項の規定の適用についる。第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者が六歳に達する日以後の

4 第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者(第百四十九条において4 第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者(第百四十九条において4 第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者(第百四十九条において

5~8 (略)

(高額療養費)

|第百四十七条 日雇特例被保険者に係る療養の給付について支払われた

療養費、 ときは、 費の支給、 養費、 て、 の支給、 の給付若しくは入院時食事療養費、 訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス 養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事 介護予防サービス費の支給若しくは特例回路を受けることができる 特別療養費を支給する。 療養費、 この限りでない。 施設介護サービス費の支給、 入院時生活療養費 特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費 訪問看護療養費、 ただし、 保険外併用療養費 家族療養費若しくは家族訪問看護療 入院時生活療養費、 当該疾病又は負傷につき、 特例施設介護サービス費の支給 医療費若しくは老人 保険外併用療 療養

一~三 (略)

2 (略)

号及び第四号中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。る月以前である場合における前項の規定の適用については、同項第一3 第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者が三歳に達する日の属す

5~8 (略)

(高額療養費)

第百四十七条 日雇特例被保険者に係る療養の給付について支払われた

被保険者に対し、 養費、 給付又はその保険外併用療養費、 部負担金等の額」という。 相当する額を控除した額 食事療養及び生活療養を除く。 した費用につき保険外併用療養費、 部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養 家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特例 家族訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額に 高額療養費を支給する。 (次条において「日雇特例被保険者に係る一 が著しく高額であるときは、)に要した費用の額からその療養に要 療養費、 療養費、 訪問看護療養費、 訪問看護療養費、 その療養の 家族療養 家族療

(高額介護合算療養費)

第百四十七条の二 例被保険者に対し 養費、 項に規定する介護予防サー サービス利用者負担額 療養の給付又は保険外併用療養費 にあっては 控除して得た額 高額療養費が支給される場合にあっては、 ビス費が支給される場合にあっては、 合計額が著しく高額であるときは、 家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特 当該支給額を控除して得た額) 並び 日雇特例被保険者に係る 高額介護合算療養費を支給する に介護保険法第五十 (同項の高額介護サービス費が支給される場合 ビス利用者負担額 療養費、 当該 当該支給額を控除して得た額 当該支給額に相当する額を 条第 及び同法第六十 部負担金等の 訪問看護療養費 (同項の 部負担金等の 項 高額介護予防サ に規定する介護 額 額に係る (前条の 条第 家族療

(準用)

げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。第百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲

養費、 険者に対し、 家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特例被保 食事療養及び生活療養を除く。 又はその保険外併用療養費、 相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、 した費用につき保険外併用療養費、 部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養 家族訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額に 高額療養費を支給する。 療養費、)に要した費用の額からその療養に要 療養費、 訪問看護療養費、 訪問看護療養費、 その療養の給付 家族療養費、 家族療

(準用)

げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。第百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲

-				
後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び第付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)、同法の規定によるの事務(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納第百五十一条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業(国庫負担)	2~6 (略) 2~6 (略)	(略)	第百十五条第二項	(略)
」という。)及び第による前期高齢者納による前期高齢者納	の確保に関する法律第二十条の規 において「特定健康診査等」とい 健康診査等以外の事業であって、 健康診査等以外の事業であって、 はおいて「特定健康診査等」とい において「特定健康診査等」とい はの被保険者及びその被扶養者(という。)の健康の保持増進のた	(略)	の支給の支給の支給の支給の対応を受ける。	(略)
定による拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。)並びに介護保いう。)、第百七十三条の規定による拠出金及び国民健康保険法の規第百五十一条(国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業(国庫負担)	第百五十条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険 第百五十条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険 2~6 (略)	(略)	第百十五条第二項	(略)
う。) 並びに介護保国民健康保険法の規 と と と と かて、健康保険事業	ように努めなければなら被保険者等」という。)	(略)	高額療養費の支給	(略)

百七十三条の規定による拠出金並びに介護保険法の規定による納付金 (以下 「介護納付金」 という。 \mathcal{O} 納付に関する事務を含む。 の執

国庫補助

行に要する費用を負担する。

第百五十三条 納付、 千分の百六十四から千分の二百までの範囲内において政令で定める割 乗じて得た額の合算額 号に掲げる額の割合をいう。 護合算療養費の支給に要する費用 族療養費、 の給付並びに入院時食事療養費、 掌する健康保険事業の執行に要する費用のうち、 前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額) 前期高齢者交付金」という。 確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金 金に相当する額を控除するものとする。 合を乗じて得た額を補助する。 十四条第 療養費、 金 لح 項第 いう。 家族訪問看護療養費、 訪問看護療養費、 国庫は、 号及び第一 の納付に要する費用の 第百五十一条に規定する費用のほか、 (同法の規定による前期高齢者交付金 一号に掲げる額の合計額に対する同項 以下この条及び次条において同じ。 移送費、 がある場合には、 家族移送費、 入院時生活療養費、 (療養の給付については、)の額並びに高齢者の医療の 傷病手当金、 額に給付費割 高額療養費及び高額介 被保険者に係る療養 当該合算額から当該 以下 出産手当金、 保険外併用療養 合 前期高齢者 同 政府が管 (以 下 部負担 法第 第 家

2 保険者である政府が拠出すべき前期高齢者 に介護納付金 よる後期高齢者支援金 に係るものを除く。 国庫は、 第百五十一条及び前項に規定する費用のほ (日雇特例被保険者に係るものを除く。) の納付に要す 及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に (日雇特例被保険者に係るものを除く。 納 付金 (日雇特例: か、 健康保険の 被保険者) 並 び

2

する事務を含む。 法の規定による納付金 の執行に要する費用を負担する。 (以 下 「介護納付金」という。 0 の納付に

関

険

国庫補助

第百五十三条 費、 要する費用 の給付並びに入院時食事療養費、 掌する健康保険事業の執行に要する費用のうち、 おいて政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。 するものとする。 族療養費、 療養費、 家族訪問看護療養費、 (療養の給付については、 訪問看護療養費、 国庫は、)に千分の百六十四から千分の二百までの範囲内に 第百五十一条に規定する費用のほか、 移送費、 家族移送費及び高額療養費の支給に 入院時生活療養費、 傷病手当金、 部負担金に相当する額を控除 被保険者に係る療養 出産手当金、 保険外併用療養 政府が 家

める割合を乗じて得た額を補助する。 被保険者に係るものを除く。 保険者である政府が拠出すべき老人保健法の (日雇特例被保険者に係るものを除く。 国庫は、 第百五十一条及び前項に規定する費用の の納付に要する費用に同項の政令で定 及び介護納付金 規定による医療費拠出金 ほ か、 健康保険 (日雇特例

を当該合算額 る費用 た額を補助する 交付金の額 額を \mathcal{O} 額 から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額 除 0 から き 合算額 控除 前期 (当該前 高 た額 齢 者 期高齢者納付 付 に同項の政令で定める割合を乗じて得 金 がある場合には 金の 額に給付費割合を乗じ 「該前期高齢者

第百五十四 度に納る 手当金、 毎年度、 当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ び第三項において同じ。 健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。 た額 額並 外併用療養費、 める割合を乗じて得た額を補助する。 日数で除して得た率を乗じて得た額に前条第 から当該前期高齢者交付金の じて得た額 付については、 に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、 高 U 額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 に健康保険組合 付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ に 前 家族療養費、 健康保険事業の執行に要する費用のうち、 条 の合算額 期 国庫 高 療養費、 齢 部負担金に相当する額を控除するものとする。 者 は、 納 (前期高齢者交付金がある場合には、 第百五十 付 家族訪問看護療養費、 (第三条第)を設立する事業主以外の事業主から当該年 訪問看護療養費、 金 \mathcal{O} 額に給付費割合を乗じて得た額を控除 納 付 一条及び前条に規定する費用のほ に要する費用の 項第八号の承認を受けた者の国民 移送費、 入院時生活療養費、 家族移送費、 項に規定する政令で定 第百七十一条第二項及 額 傷病手当金、 日雇特例被保険者 に給付費割合を乗 納付日数を 当該合算額 特別療養費 (療養の給 保険 納付 出産 か \mathcal{O} L

2 医療の 険 |庫は、 \mathcal{O} 保 確 保に関する法律の規定による後期高齢者支援金並びに介護納 険者である政府が拠 第百五十一 条、 前条及び前項に規定する費用の 出 すべ き前 期高齢者納付金及び高齢者の ほ か、 健康

2

第百五十四 する。 手当金、 被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得 者に関する保険料の総延べ納付日数を当該年度に納付された日雇特例 保険者を含む。 第 た額に前 立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険 担金に相当する額を控除するものとする。 及び高額療養費の支給に要する費用 外併用療養費、 に係る療養の給付並びに入院時食事療養費 毎年度、 項 第七号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険 条第 健康保険事業の執行に要する費用のうち、 家族療養費、 条 玉 療養費、 冒庫は、 第百七十一条第二項及び第三項において同じ。 項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助 第百五十 家族訪問看護療養費、 訪問看護療養費、 条及び前条に規定する費用の (療養の給付については、)に健康保険組合 移送費、 家族移送費、 入院時生活療養費、 傷病手当金、 日雇特例被保険 特別療養費)を設 (第三条 ほ 部負 保険 出 産

拠出金及び介護納付金のうち日雇特例被保険者に係るもの 保 険の 玉 |庫は、 保険者である政府が拠出すべき老人保健法の 第百五十一 条、 前条及び前項に規定する費用の 規定による医 Ď ほ が納付に か、 療費 健康 要

定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。
「管験した額」に同項に規定する率を乗じて得た額に同条第一項に規当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額か当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を除き算額(当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き

第百 る。 ほ カ Ξ. 特定健康診査等の実施に要する費用の 予算の範囲内において、 四 条の二 玉 庫 は 第百五 健康保険事業の執行に要する費用のう 十 条及び 部を補助することができ 前 条に規定する費用

(保険料)

(被保険者の保険料額)

掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。第百五十六条 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に

をいう。以下同じ。)と介護保険料額(各被保険者の標準報酬月額保険料率と特定保険料率とを合算した率をいう。)を乗じて得た額険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率(基本二号被保険者」という。)である被保険者 一般保険料額(各被保工等、の護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下「介護保険第

政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。する費用に同項に規定する率を乗じて得た額に同条第一項に規定する

(保険料)

に充てるため、保険料を徴収する。
は、第百七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。)及び退職者給付拠出金並びに介護納付金並びに健康保険組合において第百五十五条 保険者は、健康保険事業に要する費用(老人保健拠出金

(被保険者の保険料額)

第百五十六条 掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額を て得た額をいう。 険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ 一号被保険者」という。)である被保険者 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下「介護保険第 被保険者に関する保険料額は、 以下同じ。)と介護保険料額 各月につき、 一般保険料額 一般保険料率を乗じ (各被保険者の標準 次の各号に (各被保

下同じ。)との合算額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以

(略)

2·3 (略)

(保険料率)

第百六十条 (略)

2 想額 給付、 のでなければならない。 の額に照らし、 定による拠出金、 るときは、 事業及び福祉事業に要する費用 の繰入金に充てる費用を含む。 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、 (前期高齢者交付金がある場合には、 前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予 厚生保険特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金 おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるも 国庫補助及び当該事業運営安定資金の予定運用収入 (社会保険庁長官が必要があると認め)の予定額並びに第百七十三条の規 これを控除した額) 保健 保険

3~5 (略)

7・8 (略)

ら千分の百までの範囲内において、決定するものとする。 9 健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率は、千分の三十か

10 (略)

11 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納

いう。以下同じ。)との合算額

二 (略)

2 · 3 (略)

(保険料率)

第百六十条 (略)

2

政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、保険
 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、保険

3~5 (略)

できる。
の減少を補う必要がある場合においては、第四項の申出をすることがの減少を補う必要がある場合においては、第四項の申出をすることが出金の増加に伴いその納付に必要がある場合又は一般保険料額の総額6 前項に規定する場合のほか、老人保健拠出金若しくは退職者給付拠

7・8 (略)

ら千分の九十五までの範囲内において、決定するものとする。9 健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率は、千分の三十か

10 (略)

び 日 める。 る当該保険者が管掌する被保険者の 高齢者交付金がある場合には 第百五十四条の規定による国庫補助額を控除した額 額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、 付金等の額及び後期高齢者支援金等の 雇 特例 被保険者の 保険にお これを控除した額) V` 標準報酬月額の は 額 その (政府が管掌する健康保険及 額から第百五十三条及び を当該年度におけ 総額及び標準 の合算額 保険者が定 (前 期

12 本保険 料 率 は 般保険 料 率 から特定保険料率を控除した率を基

13 準 として 保険者が定める。

略

日 屋拠出4 金の徴収及び納付義務

第百七十三条 する健康保険組合 を徴収するほか、 条において同じ。 収する。 者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。 に係る健康保険事業に要する費用 日雇特例被保険者の保険の保険者は、 毎年度、)に充てるため、 以下 日 日雇特例被保険者を使用する事業主の設立 雇関係組合」という。 (前期高齢者納付 第百五十五条の規定により保険料 日雇特例被保険者 金等及び後期高齢 から拠出金を徴 第百七十五

2 (略)

確定日雇拠出 金

第百七十六条 び 例被保険者に係る健康保険事業に要した費用 後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用を含む。 から前年度の日雇特例被保険者に関する保険料相当額を控除した額 第百七十四条の確定日雇拠出金の額は、 (前期高齢者納付金等及 前年度の日雇特

11

略

、日雇拠出金の徴収及び納付義務

第百七十三条 特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合 関係組合」という。 納付に要する費用を含む。 に係る健康保険事業に要する費用 第百五十五条の規定により保険料を徴収するほか、 日雇特例被保険者の保険の保険者は、 から拠出金を徴収する 第百七十五条において同じ。 (老人保健拠出金及び介護納付金の 日雇特例被保険者 毎年度、)に充てるた (以下 日 日 雇 雇

2 略

(確定日雇拠出金)

第百七十六条 者に関する保険料相当額を控除した額として厚生労働省令で定めると 護納付金の納付に要した費用を含む。 例被保険者に係る健康保険事業に要した費用 第百七十四条の確定日雇拠出金の額は、 から前年度の日雇特例被保険 (老人保健拠出金及び介 前年度の り日雇特

者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額と関する保険料の総延べ納付日数を前年度に納付された日雇特例被保険者に係組合を設立する事業主から前年度に納付された日雇特例被保険者にとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、当該日雇関

(日雇拠出金の額の算定の特例)

交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の特例の例による。高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条に規定する前期高齢者承継した健康保険組合に係る日雇拠出金の額の算定の特例については割後存続する日雇関係組合及び解散をした日雇関係組合の権利義務を第百七十七条。合併又は分割により成立した日雇関係組合、合併又は分

(国民健康保険の保険者への適用)

条から前条までの規定を適用する。
行う国民健康保険の保険者は、健康保険組合とみなして、第百七十三第百七十九条 第三条第一項第八号の承認を受けた者の国民健康保険を

(秘密保持義務)

漏らしてはならない。
者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく第百九十九条の二 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった

は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第二百七条の二 第百九十九条の二の規定に違反して秘密を漏らした者

日数で除して得た率を乗じて得た額とする。を前年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数ころにより算定した額に、当該日雇関係組合を設立する事業主から前

(日雇拠出金の額の算定の特例)

の例による。

(国民健康保険の保険者への適用)

条から前条までの規定を適用する。行う国民健康保険の保険者は、健康保険組合とみなして、第百七十三第百七十九条 第三条第一項第七号の承認を受けた者の国民健康保険を

附 則

保険組命

健

康

合

 \mathcal{O}

財

政

調整

第 費用の財源の不均衡を調整するため、 後期高齢者支援金等、 により、 業及び福 条 に対する交付金の交付の事業を行うものとする。 健 会員である健康保険組合 祉 康保険組合が管掌する健康保険の医療に関する給付 事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、 日雇拠出金若しくは介護納付金の納付に要する (以下この条において 連合会は、 政令で定めるところ 「組合」とい 保健事

2 6 略

7 第三項の規定による調整保険料について準用する。 六十四条、 百五十八条、 第百六十五条、 第 百 五. 十 第百六十七条及び第百九十三条の規定は、 九条、 第百六十一 条、 第百六十二 一条、 第百

8 略

(特定健康保険組合)

第三条 なることができる。 るものは、 職被保険者であるべきもののうち当該特定健康保険組合の規約で定め の被保険者 |規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第 | 認可を受けた健康保険組合 という。 厚生労働省令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣 0) 当該特定健康保険組合に申し出て、 部を改 (以下この条において「特例退職被保険者」という。 \mathcal{O} 組合員である被保険者であった者であって、 正 ただし、 する法律 任意継続被保険者であるときは、 (以下この条において「特定健康保険組 (平成十八年法律第 当該特定健康保険組合 項に規定する退 号) 第十三条 この 健康保 ر ح 狠

> 附 則

健康保険組合 1の財政 (調整

第 ため、 事業を行うものとする。 合 保険組合に係る老人保健拠出金、 金若しくは介護納付金の納付に要する費用の財源の不均衡を調整する 条 (以下この条において 連合会は、 健康保険組合が管掌する健康保険の医療に関する給付又は健 政令で定めるところにより、 「組合」という。)に対する交付金の交付の 日雇拠出金若しくは退職者給付拠出 会員である健康保険組

2 6 (略)

定は、 第百五十九条、 第三項の規定による調整保険料について準用する 第百六十一 条、 第百六十二条及び第百六 条 \mathcal{O}

8 9 略

(特定健康保険組合)

第三条 組合に申し出て、 康保険法第八条の二第 任意継続被保険者であるときは、 うち当該特定健康保険組合の規約で定めるものは、 合」という。)の組合員である被保険者であった者であって、 の認可を受けた健康保険組合 て 「特例退職被保険者」という。 厚生労働省令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣 当該特定健康保険組合の被保険者 項に規定する退職被保険者であるべきものの (以下この条において「特定健康保険組 この限りでない。 となることができる。 当該特定健康保険 (以下この条にお 国民健

2 5 (略)

6 るのは るべき者に該当しなくなったとき」と、 正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であ 改正する法律 ら起算して二年を経過したとき」とあるのは 及び第五号を除く。)の適用については、 この場合において、 特例退職被保険者は、 「附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合」とする。 (平成十八年法律第 同条第一号中「任意継続被保険者となった日か この法律の規定 号) 同条第三号中 (第三十八条第二号、 任意継続被保険者とみなす 第十三条の規定による改 「健康保険法等の 「保険者」とあ 第四号 部を

略

(退職者給付拠出金の経過措置)

第四条の三 項中 条第 及び退職者給付拠出金」 金」とする。 庫補助額を控除 職者給付拠出金 金及び国民健康保険法附則第十条第 に規定する拠出 بح 規定による拠出金」とあるのは 「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、 項中 とあるの 同条第十 国民健康保険法附則第十条第 日 雇拠出 した額 項中 は 金を徴収する間 という。 金 後期高齢者支援金等若しくは退職者給付拠出 と 国庫補助額を控除した額) 並びに退職者給付拠出金の とあるのは 同条第六項中 ح 第百五十 第百五十五条及び第百六十条第二 第百七十三条の規定による拠出 項に規定する拠出金 日雇拠出金、 項の規定により基金が同 「若しくは後期高齢者支援 条中 後期高齢者支援金等 額 及び第百七 とあるのは 退職者給付拠出 以下 附則第一 国

(病床転換支援金の経過措置)

2 5 (略

6

0

ら起算して二年を経過したとき」とあるのは たとき」と、 条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなっ る医療を受けることができるに至ったとき、 及び第五号を除く。)の適用については、 に規定する特定健康保険組合」とする。 この場合において、 特例退職被保険者は、 同条第三号中 同条第一号中「任意継続被保険者となった日か この法律の規定 「保険者」とあるのは (第三十八条第二号、 任意継続被保険者とみなす 又は国民健康保険法第八 「老人保健法の 「附則第三条第一 規定によ 第四号

(略)

84

(承認健康保険組

合

第四条の四 前条の び同法附則第七条第 除く。 る。 出金」 職者給付拠出金」とあるのは 同法附則第七条第 三条」 条中 令で定める日までの 援金等」 しくは」 により読み替えられた第百五十五条及び第百六十条第 よる後期高齢者支援金 病床転換支援金等 により読み替えられた第百六十条第十一項中 に係るものを除く。 法律の規定による後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及 \mathcal{O} とあるのは とあるのは 第 確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」 「第百七十三条」とあるのは 規定により読み替えられた附則第 لح لح 百七 とあるの とあるのは とあるのは 第百五十三条第一 十三条第 前 高齢者 条の規定により読み替えられた第百六十条第六項中 は の医療の確保に関する法律附則第一 一項に規定する病床転換支援金 (以下 間 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、 後期高齢者支援金等の額及び病床転換支援金等」 後期高齢者支援金等 項に規定する病床転換支援金」 項及び第百七十六条中 (日雇特例被保険者に係るものを除く。 کر 病床転換支援金等若しくは 前条の規定により読み替えられた第百五十 病床転換支援金等」 高齢者の 一項中 第百五十四条第一 病床転換支援金等及び退職者給付拠 「同法附則第七条第一項に規定する 「及び高齢者の医療の 医療の確保に関する法律の規定に (日雇特例被保険者に係るものを 一条第 病床転換支援金等」とす 「及び後期高齢者支援金 項中 「及び後期高齢者支援金 という。 項中 (日雇特例被保険者 「及び高齢者の医 と と 一条に規定する政 後期高齢者支 項 とあるのは 確保に関する 中 前条の規定 前条の規定 第百七十 「及び退 及び

第八条 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を第八条 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認をの合算額とすることができる。

2~4 (略)

第八条 保険者である被保険者 う。)は、 との合算額とすることができる。 おいて同じ。 額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者を含む。 受けた健康保険組合 十条第十一項及び前条第一項の規定にかかわらず、 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を 第百五十六条第一項第一号、第百五十七条第二項、第百六)に関する保険料額を (以下この条において「承認健康保険組合」とい (同項の規定によりその保険料額を一般保険料 般保険料額と特別介護保険料額 介護保険第二号被 第四項に

2~4 (略)

0 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) (平成二十年十月施行)

(第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

現

行

目次 改 正 案

目次

第 章 (略)

第二章 保険者

第二章

保険者

第一節

通則

(第四条—第七条)

一節

全国健康保険協会

(第七条の二―第七条の四十二)

第

章

(略)

第一節 通則 (第四条

健康保険組合

第

節

(第八条

-第三十条)

第三章 被保険者

第一節・第二節 略

第三節 届出等 (第四十八条-第五十

第四章~第十一章 (略)

附則

附則

(定義)

第四章~第十一章

略

第三節

届出等

(第四十八条

第五十一条の二)

一節・第二節

(略)

第三章

被保険者

第三節 第一

健康保険組合

(第八条—第三十条

(定義)

第三条 この法律において「被保険者」とは、 する者は、 ができない。 者及び任意継続被保険者をいう。ただし、 日雇特例被保険者となる場合を除き、 次の各号のいずれかに該当 適用事業所に使用される 被保険者となること

_ { 七 (略)

いことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。) 保険者又は共済組合の承認を受けた者 (健康保険の被保険者でな

第三条 この法律において「被保険者」とは、 者及び任意継続被保険者をいう。ただし、 日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となること 次の各号のいずれかに該当 適用事業所に使用される

一 ~ 七 (略) ができない。 する者は、

健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であ 社会保険庁長官、 健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(

2~10 (略) るべき期間に限る。)

(保険者)

国健康保険協会及び健康保険組合とする。 第四条 健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)の保険者は、全

(全国健康保険協会管掌健康保険)

章を除き、以下本則において同じ。)の保険を管掌する。第二号、第百五十条第一項、第百七十二条第三号、第十章及び第十一日雇特例被保険者を除く。次節、第五十一条の二、第六十三条第三項第五条 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者(

るものを除く。)並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(任意継続被保険者に係する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月2 前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関

第二節 全国健康保険協会

行う。

(設立及び業務)

て単に「被保険者」という。)に係る健康保険事業を行うため、全国第七条の二 健康保険組合の組合員でない被保険者(以下この節におい

健康保険協会(以下「協会」という。)を設ける。

2 協会は、次に掲げる業務を行う。

一 第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇

2 10 (略)

(保険者)

| 府及び健康保険組合とする。 | 第四条 | 健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)の保険者は、政

(政府管掌健康保険)

の保険を管掌する。
二条第三号、第十章及び第十一章を除き、以下本則において同じ。)二条第三号、第六十三条第三項第二号、第百五十条第一項、第百七十第五条 政府は、健康保険組合の組合員でない被保険者(日雇特例被保

保険庁長官が行う。前項の規定により政府が管掌する健康保険の保険者の事務は、社会

2

特例被保険者に係る保険給付に関する業務

一 第六章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務

業務以外のものする業務であって第五条第二項の規定により社会保険庁長官が行うする業務であって第五条第二項の規定により社会保険庁長官が行う三前二号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関

保険庁長官が行う業務以外のものの事業に関する業務であって第百二十三条第二項の規定により社会の事業に関する業務であって第百二十三条第二項の規定により社会の事業に関する業務のほか、日雇特例被保険者の保険

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 高齢者支援金等」という。 る法律の規定による前期高齢者納付金等 に関する業務を行う。 十三号) という。)及び同法の規定による後期高齢者支援金等 協会は、 の規定による納付金 前項各号に掲げる業務のほか 並びに介護保険法 (以 下 「介護納付金」という。)の納付 (以 下 高齢者の医療の確保に関す (平成九年法律第百一 「前期高齢者納付金等 (以下「後期

(法人格)

第七条の三 協会は、法人とする。

(事務所)

| 第七条の四 協会は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所(以下「

支部」という。)を各都道府県に設置する。

2 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(資本金)

|第七条の五 協会の資本金は、健康保険法等の一部を改正する法律

伞

(定款) 「定款) 「定款) 「定款) 「定款) 「一目的」 「一日的」 「一日のごう事項 「一日のごうない。」 「一日のごうない。 「一日のごうない。 「一日のごうない。「一日のごうないのではいるないのではいるないのではいるないのではいるないのではいるないのではいるないのではいるないのではいるないのではいるないのではいるないのではいるない
--

れば、これをもって第三者に対抗することができない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなけ

(名称)

ならない。 第七条の八 協会でない者は、全国健康保険協会という名称を用いては

(役員)

二人を置く。 第七条の九 協会に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事

(役員の職務)

第七条の十 理事長は、協会を代表し、その業務を執行する。

職務を行う。
から、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はそのから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうち

業務を執行することができる。 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、協会の

4 監事は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。

(役員の任命)

第七条の十一 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。

は、あらかじめ、第七条の十八第一項に規定する運営委員会の意見を2 厚生労働大臣は、前項の規定により理事長を任命しようとするとき

聴かなければならない。

3 理事は、 理事長が任命する。

4 生労働大臣に届け出るとともに、 理事長は、 前項の規定により理事を任命したときは、 これを公表しなければならない。 遅滞なく、 厚

(役員の任期)

第七条の十二 前任者の残任期間とする。 役員の任期は三年とする。 ただし、 補欠の役員の任期は

2

役員は、 再任されることができる。

(役員の欠格条項

第七条の十三 政府又は地方公共団体の職員 役員となることができない。 (非常勤の者を除く。 は

(役員の解任)

第七条の十四 員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至っ たときは、その役員を解任しなければならない。 厚生労働大臣又は理事長は、 それぞれその任命に係る役

2 きは、 号のいずれかに該当するとき、 厚生労働大臣又は理事長は、 その役員を解任することができる。 その他役員たるに適しないと認めると それぞれその任命に係る役員が次の各

心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

職務上の義務違反があるとき。

3 生労働大臣に届け出るとともに、 理事長は、 前項の規定により理事を解任したときは、 これを公表しなければならない。 遅滞なく、 厚

(役員の兼職禁止)

生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚第七条の十五 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体

(代表権の制限)

代表する。
は、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を第七条の十六 協会と理事長又は理事との利益が相反する事項について

(代理人の選任)

任することができる。
に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選第七条の十七 理事長は、理事又は職員のうちから、協会の業務の一部

(運営委員会)

の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。。以下この節において同じ。)及び被保険者の意見を反映させ、協会第七条の十八 事業主(被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう

- 大臣が各同数を任命する。
 業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働、運営委員会の委員は、九人以内とし、事業主、被保険者及び協会の
- 3 前項の委員の任期は、二年とする。
- 員について準用する。 4 第七条の十二第一項ただし書及び第二項の規定は、運営委員会の委

(運営委員会の職務)

運

定款の変更

二 第七条の二十二第二項に規定する運営規則の変更

二 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分又は重大な債務の負担

の支給の基準の変更 五 第七条の三十五第二項に規定する役員に対する報酬及び退職手当

で定めるもの
六 その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令

又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。2 前項に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、

な事項は、厚生労働省令で定める。
3 前二項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要

(委員の地位)

みなす。
)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員と第七条の二十 運営委員会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号

(評議会)

| 常に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の第七条の二十一 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運

2 評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設け

評議会の意見を聴くものとする。

実施について、

のうちから、支部の長(以下「支部長」という。)が委嘱する。びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者定する一の適用事業所を含む。以下同じ。)の事業主及び被保険者並られる支部の都道府県に所在する適用事業所(第三十四条第一項に規

(運営規則)

省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。 第七条の二十二 協会は、業務を執行するために必要な事項で厚生労働

労働大臣に届け出なければならない。 2 理事長は、運営規則を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生

(職員の任命)

第七条の二十三 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

準用する。 第七条の二十の規定は、協会の役員及び職員について

(事業年度)

(企業会計原則)

三十一日に終わる。

原則として企業会計原則によるものとする。第七条の二十六 協会の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、

(事業計画等の認可)

これを変更しようとするときも、同様とする。該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。第七条の二十七 協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当

(財務諸表等)

日までに完結しなければならない。 第七条の二十八 協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一

- 2 を受けなければならない。 見を付けて、 を添え、 年度の事業報告書及び決算報告書(以下「事業報告書等」という。 附属明細書 失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの 協会は、 監事及び次条第二項の規定により選任された会計監査人の意 毎事業年度、 。 以 下 決算完結後二月以内に厚生労働大臣に提出し、 「財務諸表」という。 貸借対照表、 損益計算書、 を作成し、 利益の処分又は損 これに当該事業 その承認
- ればならない。

 示すために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを記載しなけ
 示すために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを記載しなけ
- 4 協会は、第二項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、ればならない。

(会計監査人の監査)

第七条の二十九 協会は、財務諸表及び事業報告書等について、監事の

監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

- 2 会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。
- 監査法人でなければならない。三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は
- きない者は、会計監査人となることができない。 4 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることがで
- □ 財務諸表についての厚生労働大臣の前条第二項の承認の時までとする□ 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の
- は、その会計監査人を解任することができる。6 厚生労働大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するとき
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

(各事業年度に係る業績評価)

- 評価を行わなければならない。 第七条の三十 厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、
- ない。
 し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければなら
 と、写生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、協会に対

(借入金)

|第七条の三十| 協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場

できる。合において、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることが

- けて、これを借り換えることができる。 、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受ならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは が項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければ
- 還しなければならない。

 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償

(債務保証)

第七条の三十二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する第七条の三十二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する。

(資金の運用)

ればならない。
により、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなけ第七条の三十三 協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところ

(重要な財産の処分)

ばならない。

又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなけれ第七条の三十四 協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、

(役員の報酬等)

業績が考慮されるものでなければならない。 第七条の三十五 協会の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の

これを変更したときも、同様とする。 これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。 2 協会は、その役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定め、

(職員の給与等)

るものでなければならない。 第七条の三十六 協会の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮され

変更したときも、同様とする。

厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを2 協会は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを

(秘密保持義務)

してはならない。
、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏ら第七条の三十七 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は

て準用する。
2 前項の規定は、協会の運営委員会の委員又は委員であった者につい

(報告の徴収等)

をして協会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員第七条の三十八 厚生労働大臣は、協会について、必要があると認める

その状況を検査させることができる。

- なければならない。 す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示し 2 前項の規定によって質問又は検査を行う当該職員は、その身分を示

(監督)

第七条の三十九 めるときは、 その事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認 理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、 認めるとき、 くは執行が法令、 な措置を採るべき旨を命ずることができる。 くは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要 若しくは不当に財産を処分し、 期間を定めて、 確保すべき収入を不当に確保せず、 厚生労働大臣は、 定款若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると 協会又はその役員に対し、 その他協会の事業若しくは財産の管 協会の事業若しくは財産の管理若し 不当に経費を支出し 又は協会の役員が その事業若し

- 解任を命ずることができる。、協会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の、協会又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は
- に係る役員を解任することができる。
 3 協会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令

(解散)

第七条の四十 協会の解散については、別に法律で定める。

(厚生労働省令への委任)

省令で定める。
はか、協会の財務及び会計その他協会に関し必要な事項は、厚生労働第七条の四十一。この法律及びこの法律に基づく政令に規定するものの

(財務大臣との協議)

臣に協議しなければならない。 第七条の四十二 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大

又は第七条の三十四の規定による認可をしようとするとき。 第七条の二十七、第七条の三十一第一項若しくは第二項ただし書

二 前条の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

第三節 健康保険組合

(協会の役員及び職員の秘密保持義務に関する規定の準用)

及び職員について準用する。

第二十二条の二

第七条の三十七第

一項の規定は、

健康保険組合の役員

(解散)

第二十六条 健康保険組合は、次に掲げる理由により解散する。

一・二 (略)

三 第二十九条第二項の規定による解散の命令

2·3 (略)

| 4 協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

第二節 健康保険組合

(解散)

第二十六条 健康保険組合は、次に掲げる理由により解散する。

一·二 (略)

三 第二十九条第四項の規定による解散の命令

2 · 3 (略)

4

政府は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

(報告の徴収等)

第二十七条 削除

しくは実地にその状況を検査させることができる。
職員をして健康保険組合の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該第二十七条 厚生労働大臣は、健康保険組合について、必要があると認

なければならない。す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しず証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示し前項の規定によって質問又は検査を行う当該職員は、その身分を示

2

(監督)

第 康保険組合又はその役員に対し、 組合の事業若しくは財産の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認 命ずることができる。 は執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、 めるとき、 不当に経費を支出し、 分に違反していると認めるとき、 くは財産の管理若しくは執行が法令、 は質問し、 一十九条 又は健康保険組合の役員がその事業若しくは財産の管理若 若しくは検査した場合において、 厚生労働大臣は、 若しくは不当に財産を処分し、 第二十七条の規定により報告を徴し、 確保すべき収入を不当に確保せず、 その事業若しくは財産の管理若しく 規約若しくは厚生労働大臣の処 健康保険組合の事業若 期間を定めて その他健康保険

役員の全部又は一部の解任を命ずることができる。

働大臣は、当該健康保険組合に対し、期間を定めて、当該違反に係る

2 健康保険組合又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生労

(報告の徴収等)

第二十九条 る。 臣は」 合において」と する前条の規定により報告を徴し、 合について準用する。 とあるのは 第七条の三十八及び第七条の三十九の規定は、 定款」とあるのは 厚生労働大臣は、 この場合において 又は質問し、 第一 「規約」と読み替えるものとす 同条第 一十九条第 若しくは検査した場 項中 項において準用 「厚生労働大 健康保険組

令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事 康保険組合、同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他政 による命令に違反したとき、又は前条第二項の規定に違反した指定健 2 健康保険組合が前項において準用する第七条の三十九第一項の規定

険組合の解散を命ずることができる。業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該健康保

(資格の得喪の確認)

第三十九条 項を除き、 三項、 場合にあっては当該健康保険組合をいう。 に任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、 協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては社会保険庁 第三十六条第四号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並び 第百八十条第 被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である 以下同じ。 被保険者の資格の取得及び喪失は、 項、 の確認によって、 第二項及び第四項並びに第百八十一条第 その効力を生ずる。 第百六十四条第二項及び第 この限りでない。 保険者等 (被保険者が ただし

(定時決定)

2 •

(略)

月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間のるものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が十七日未満である所において同日前三月間(その事業所で継続して使用された期間に限第四十一条 保険者等は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業

、厚生労働大臣は、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。おい指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若ない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若は、可見に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めに応じり、厚は、

(資格の得喪の確認)

失は、この限りでない。

る被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによ第三十九条。被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者の確認によって

2 · 3 (略)

(定時決定)

があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月ものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が十七日未満である月において同日前三月間(その事業所で継続して使用された期間に限る第四十一条 保険者は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所

月数で除して得た額を報酬月額として、 標準報酬月額を決定する。

2 3 略

(被保険者の資格を取得した際の決定

第四十二条 次に掲げる額を報酬月額として、 保険者等は、 被保険者の資格を取得した者があるときは、 標準報酬月額を決定する。

2 (略)

<u>〈</u> 匹

略

(改定)

第四十三条 改定することができる。 月額として、 低を生じた場合において、 上でなければならない。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が 続した三月間 その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、 保険者等は、 その著しく高低を生じた月の翌月から、 (各月とも、 被保険者が現に使用される事業所におい 必要があると認めるときは、 報酬支払の基礎となった日数が、 標準報酬月額を その額を報酬 十七日以 著しく高 て継

2 略

(育児休業等を終了した際の改定

第四十三条の二 を終了した日 に準ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業 第一号に規定する育児休業、 を行う労働者の福祉に関する法律 「育児休業等」という。 (以下この条において「育児休業等終了日」という。) 保険者等は、)を終了した被保険者が、 育児休業、 同法第二十三条第一項の育児休業の制度 (平成三年法律第七十六号) 第二条 介護休業等育児又は家族介護 当該育児休業等 议

> 数で除して得た額を報酬月額として、 標準報酬月額を決定する。

2 • 略

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第四十二条 に掲げる額を報酬月額として、 保険者は、 被保険者の資格を取得した者があるときは、 標準報酬月額を決定する

次

〈 匹 略

2 (略)

(改定)

第四十三条 その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、 額として、 を生じた場合において、 でなければならない。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が 定することができる。 した三月間(各月とも、 その著しく高低を生じた月の翌月から、 保険者は、 被保険者が現に使用される事業所におい 必要があると認めるときは、 報酬支払の基礎となった日数が、 標準報酬月額を改 その額を報酬月 十七日以上 著しく高低 て継続

2 略

(育児休業等を終了した際の改定)

第四十三条の二 終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)に 準ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業 行う労働者の福祉に関する法律 「育児休業等」という。)を終了した被保険者が、 号に規定する育児休業、 保険者は、 育児休業、 同法第二十三条第 (平成三年法律第七十六号) 第二条第 介護休業等育児又は家族介護を 項の育児休業の制度に 当該育児休業等を (以下

間 ある月があるときは、 に限るものとし、 等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間 かわらず、 るところにより保険者等に申出をしたときは、 において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合にお て、 の月数で除して得た額を報酬月額として、 その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定め 育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間 かつ、 その月を除く。 報酬支払の基礎となった日数が十七日未満で)に受けた報酬の総額をその期 標準報酬月額を改定する 第四十一条の規定にか (育児休業

2

略

、報酬月額の算定の特例

第四十四条 当であると認めるときは、 三条第一項若しくは前条第 困難であるとき、 第四十二条第一項若しくは前条第 額を当該被保険者 保険者等は、 又は第四十一条第一 の報酬月額とする 被保険者の報酬月額が、 これらの規定にかかわらず、 一項の規定によって算定した額が著しく不 項の規定によって算定することが 項、 第四十二条第一項、 第四十一条第一 その算定する 第四十 項、

2 • 3 略

準賞与額の決定

第四十五条 る。 年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。 じたときは、 に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生 ただし、 保険者等は、 その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度 これを切り捨てて、 被保険者が賞与を受けた月において、 その月における標準賞与額を決定す 以下同じ。) における その月 毎

> らず、 月数で除して得た額を報酬月額として、 月があるときは、 ところにより保険者に申出をしたときは、 おいて当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合にお るものとし、 了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限 その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定める 育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間 かつ、 その月を除く。 報酬支払の基礎となった日数が十七日未満である)に受けた報酬の総額をその期間 標準報酬月額を改定する。 第四十一条の規定にかかわ (育児休業等終

2 略

、報酬月額の算定の特例

第四十四条 四十二条第一項若しくは前条第一 難であるとき、 を当該被保険者の報酬月額とする であると認めるときは、 条第一項若しくは前条第 保険者は、 又は第四十一条第一 被保険者の報酬月額が、 これらの規定にかかわらず、 一項の規定によって算定した額が著しく不当 項の規定によって算定することが 項、 第四十二条第一項、 第四十一条第 その算定する額 第四十三 項、 第

2 • 3 略

(標準賞与額の決定)

第四十五条 四月一日から翌年三月三十一日までをいう。 当該被保険者が受けた賞与額に基づき、 たときは、 ただし、 これを切り捨てて、 その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度 保険者は、 被保険者が賞与を受けた月におい その月における標準賞与額を決定する これに千円未満の端数を生じ 以下同じ。)における標 て、 その月に (毎年

お 下この項において同じ。 準 標準賞与額 が 報酬 いてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。 Ξ. 百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、 月額 の累計が の等 級区分の改定が行われたときは、 額が五百四十万円 を超えることとなる場合には、 (第四十条第1 政令で定める額。 一項の規定による標 その年度に 当該累計額 以

2 (略

(届出)

る事項を保険者等に届け出なければならない。 り、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関す第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところによ

(通知)

、その旨を当該事業主に通知しなければならない。「標準賞与額をいう。以下同じ。」の決定若しくは改定を行ったときは、第三十九条第一項の規定による確認又は標準報酬(標準報酬月額及び第四十九条「厚生労働大臣は、第三十三条第一項の規定による認可を行

2 (略)

3 4 者について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告しなけれ 者について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告するもの は、 が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、 厚生労働大臣は、 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、 厚生労働大臣又は保険者等にその旨を届け出なければならない。 保険者等は、 前項の 前 項の届出があったときは、 届 出があったときは、 所在が明らかでない 所在が明らかでな その者の所在 事業主

いてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度におこの項において同じ。)を超えることとなる場合には、当該累計額が報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下準賞与額の累計額が五百四十万円(第四十条第二項の規定による標準

2 (略)

(届出)

る事項を保険者に届け出なければならない。 り、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関す第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところによ

(通知)

その旨を当該事業主に通知しなければならない。
準賞与額をいう。以下同じ。)の決定若しくは改定を行ったときは、三十九条第一項の規定による確認又は標準報酬(標準報酬月額及び標ったときは、その旨を当該事業主に通知するものとし、保険者は、第第四十九条 厚生労働大臣は、第三十三条第一項の規定による認可を行

(略)

2

3 4 とし、 は、 が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、 について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告しなければ 者について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告するもの 厚生労働大臣は、 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合におい 厚生労働大臣又は保険者にその旨を届け出なければならない。 保険者は、 前項の届出があったときは、 前項の 届出があったときは、 所在が明らかでない者 所在が明らかでない て、 その者の所

ばならない。

5 事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため同項の通知を することができない場合においては、 知に代えて、 のため第一項の通知をすることができない場合においては、 べき事項を公告しなければならない。 厚生労働大臣は、 その通知すべき事項を公告するものとし、保険者等は、 事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情 同項の通知に代えて、 その通知 同項の通

第五十条 保険者等は、 第四十八条の規定による届出があった場合にお

をした事業主に通知しなければならない。

いて、

その届出に係る事実がないと認めるときは、

その旨をその届出

2 略

(確認の請 求

第五十一条 (略

2 求に係る事実がないと認めるときは、 保険者等は、 前項の規定による請求があった場合において、その請 その請求を却下しなければなら

報 の提供等 ない。

第五十 る。 項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとす るところにより 一条の二 社会保険庁長官は、 被保険者の資格に関する事項 協会に対し、 厚生労働省令で定め 標準報酬 に関する事

(他の法令による保険給付との調整

ならない。

5 業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため同項の通知をす 知に代えて、 べき事項を公告しなければならない。 ることができない場合においては、 のため第一項の通知をすることができない場合においては、 厚生労働大臣は、 その通知すべき事項を公告するものとし、 事業所が廃止された場合その他やむを得ない 同項の 通知に代えて、 保険者は、 その通知す 同項の 事情 事 通

第五十条 した事業主に通知しなければならない。 て、その届出に係る事実がないと認めるときは、 保険者は、 第四十八条の規定による届出があった場合にお その旨をその届出を

2

略

第五十一条 (略)

(確認の請求)

2 に係る事実がないと認めるときは、 保険者は、 前項の規定による請求があった場合において、 その請求を却下しなければならな その請求

(他の法令による保険給付との

第五十五条 略

2 には、 保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合 は家族訪問看護療養費の支給は、 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、 保険外併用療養費、 行わない。 療養費、 同 訪問看護療養費、 の疾病又は負傷について、 家族療養費若しく 入院時生活療養 介護

3 略

(診療録の提示等)

第六十条 (略 略

2

3 同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。 第七条の三十八第二項の規定は前二項の規定による質問について、

、療養の給付に関する費用

第七十六条 略

2

(略)

3 とができる。 項の規定により算定される額の範囲内において、 療養の給付に関する第 局との契約により、 保険者は、 厚生労働大臣の認可を受けて、 当該保険医療機関又は保険薬局において行われる 項の療養の給付に要する費用の額につき、 保険医療機関又は保険薬 別段の定めをするこ 前

4 6 略

(保険医療機関又は保険薬局の報告等)

第五十五条 (略

2 保険法 費、 給付を受けることができる場合には、 は家族訪問看護療養費の支給は、 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、 保険外併用療養費、 (平成九年法律第百二十三号) 療養費、 同 訪問看護療養費、 行わない。 の規定によりこれらに相当する の疾病又は負傷について、 家族療養費若しく 入院時生活療養 介護

3 略

(診療録の提示等)

第六十条 (略)

2 (略)

3 第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。 第二十七条第二項の規定は前二項の規定による質問につい . て、 同 条

(療養の給付に関する費用)

第七十六条 略

2 (略)

3

範囲内において、 養の給付に要する費用の額につき、 ければならない。 療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に関する第一項の 保険者が健康保険組合であるときは 保険者は、 保険医療機関又は保険薬局との契約により、 別段の定めをすることができる。 前項の規定により算定される額の 厚生労働大臣の認可を受けな この場合において 当該保険医 療

4 6 (略)

(保険医療機関又は保険薬局の報告等)

第七十八条 (略)

定による権限について準用する。よる質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規2第七条の三十八第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定に

(指定訪問看護事業者等の報告等)

第九十四条 (略)

いて、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。2.第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査につ

第百二十三条 日雇特例被保険者の保険の保険者は、協会とする。

手帳の交付、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び日雇拠出金の2 日雇特例被保険者の保険の保険者の業務のうち、日雇特例被保険者

徴収並びにこれらに附帯する業務は

社会保険庁長官が行う。

(賃金日額)

第百二十五条 (略)

める。
については、その価額は、その地方の時価により、厚生労働大臣が定とが項の場合において、賃金のうち通貨以外のもので支払われるもの

(日雇特例被保険者手帳)

に日雇特例被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合にお日雇特例被保険者手帳の交付を申請しなければならない。ただし、既特例被保険者となった日から起算して五日以内に、社会保険庁長官に第百二十六条 日雇労働者は、日雇特例被保険者となったときは、日雇

第七十八条 (略)

質問又は検査について、第二十七条第三項の規定は前項の規定による2 第二十七条第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による

(指定訪問看護事業者等の報告等)

権限について準用する。

第九十四条 (略)

、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。2 第二十七条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について

第百二十三条 日雇特例被保険者の保険の保険者は、政府とする。

2 日雇特例被保険者の保険の保険者の事務は、社会保険庁長官が行う

(賃金日額)

第百二十五条 (略)

(日雇特例被保険者手帳)

例被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、そ被保険者手帳の交付を申請しなければならない。ただし、既に日雇特特例被保険者となった日から起算して五日以内に、保険者に日雇特例第百二十六条 日雇労働者は、日雇特例被保険者となったときは、日雇

白があるときは、この限りでない。いて、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余

- 手帳を交付しなければならない。 2 社会保険庁長官は、前項の申請があったときは、日雇特例被保険者
- | 庁長官に日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。 | は第三条第二項ただし書の規定による承認を受けたときは、社会保険日雇特例被保険者となる見込みのないことが明らかになったとき、又手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白の残存する期間内において3 日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者3 日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者

4 (略)

(国庫負担)

の執行に要する費用を負担する。 の規定による拠出金並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。)の鬼の事務(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び第百七十三条第百五十一条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業

(国庫補助)

第百五十三条 掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、 養の給付並びに入院時食事療養費、 家族療養費、 療養費、 国庫は、 家族訪問看護療養費、 訪問 看護療養費、 第百五十一条に規定する費用のほか、 移送費、 入院時生活療養費、 家族移送費、 傷病手当金、 高額療養費及び高額 被保険者に係る療 保険外併用療 出産手当金、 協会が管

ときは、この限りでない。の日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がある

付しなければならない。
2 保険者は、前項の申請があったときは、日雇特例被保険者手帳を交

3

日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。
は第三条第二項ただし書の規定による承認を受けたときは、保険者に日雇特例被保険者となる見込みのないことが明らかになったとき、又手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白の残存する期間内において日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者

(略)

4

国庫負担

第百五十 付金等 行に要する費用を負担する。 百七十三条の規定による拠出金並びに介護保険法の規定による納 後期高齢者支援金等 \mathcal{O} 以 下 事務 一条 「介護納付金」という。 (以 下 (高齢者 玉 屋庫は、 前期高齢者納付金等」 \mathcal{O} 医療の (以 下 毎年度、 確保に 「後期高齢者支援金等」 関する法律の 予算の範囲内におい 0 納付に関する事務を含む。 という。 規定に て、 という。 同法の規定による よる前期 健康保険 高 及び第 付金 (T) 事 執

(国庫補助)

第百五十三条 族療養費、 掌する健康保険事業の執行に要する費用のうち、 の給付並びに入院時食事療養費 療養費、 家族訪問看護療養費、 訪問看護療養費、 国庫は、 第百五十一条に規定する費用のほか、 移送費、 家族移送費、 入院時生活療養費、 傷病手当金、 高額療養費及び高額介 被保険者に係る療養 出産手当金、 保険外併用療養 政府が管 家

担金に 割合を乗じて得た額を補助する。 該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額 を 三十四条第 者納付金 \mathcal{O} に千分の百六十四から千分の二百までの範囲内において政令で定める 介護合算療養費の支給に要する費用 号に掲げる額の割合をいう。 前期高齢者交付 確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金 乗じて得た額の合算額 相当する額を控除するものとする。 という。 項第 金 号及び第一 という。 の納付に要する費用の額に給付費割合 (同法の規定による前期高齢者交付金 一号に掲げる額の合計額に対する同項第 以下この条及び次条において同じ。 がある場合には、 (療養の給付については、 の額並びに高齢者の 当該合算額から当 (以 下 「前期高齢 (同法第 (以下 医療 部 負

2 齢者交付金がある場合には、 該 被保険者に係るものを除く。 日 び高齢者 すべき前 給付費割 前期高齢者 雇 国 庫は、 特例被保険者に係るものを除く。 の医 合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から 期 第百五十 高齢者納付 納 療 付金 の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金 の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、 一条及び前項に規定する費用のほ 金 日 当該前期高齢者交付金の額から当該額に 雇特例被保険者に係るものを除く。 の納付に要する費用の 並びに介護納付金 額の合算額 か、 協会が拠 (日雇特例 控除 前期高 (当 及 出

第百五十四条 (略)

た額

に同

『項の政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 が 規定による後期高齢者支援金並びに介護納付金のうち日雇特例被保 出 庫 すべ は き前期 第 百五十一 高 一 齢者納 条、 前 付金及び高齢者の医療の 条及び前 項に規定する費用の 確保に関する法律 ほ か、 協会

> 千分の百六十四から千分の二百までの範囲内において政令で定め 乗じて得た額の合算額 号に掲げる額の割合をいう。 前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額) 前期高齢者交付金」という。 十四条第 納付金」という。 確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金 金に相当する額を控除するものとする。 護合算療養費の支給に要する費用 合を乗じて得た額を補助する。 項第一 号及び第一 の納付に要する費用の (同法の規定による前期高齢者交付金 一号に掲げる額の 以下この条及び次条において同 がある場合には、 (療養の給付につい 額に給付費割合 \mathcal{O} 合計額に対する同 額並びに高齢者の 当該合算額から当該 (以 下 ては、 「前期高齢者 (同法第三 (以 下 項 部 医)を Ź 第 療 負 に 担 \mathcal{O}

2 る費用の た額を補助する。 を当該合算額から 交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額 に介護納付金 よる後期高齢者支援金 に係るものを除く。 保険者である政府が拠出すべき前期高齢者納付金 て得た額を除る 国庫は、 額の合算額 第百五十 き (日雇特例被保険者に係るものを除く。 沙控除 前期高齢者交付金がある場合には、 一条及び前項に規定する費用の 及び高齢者の (当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じ (日雇特例被保険者に係るものを除く。 た額) に同項の政令で定める割合を乗じて 医療の 確保に関する法律の (日雇特例被保険 ほ か、 当該前期高齢者)の納付に要す 健 康保険 対規定に 並び \mathcal{O}

第百五十四条 (略

2 医療の 保 険 玉 \mathcal{O} 庫は、 確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金並びに 保険者である政府が拠出すべ 第 百五十 条、 前条及び前項に規定する費用の き前期高齢者納付金及び ほ 高齢者 か、 介護 健康 \mathcal{O}

を乗じて得た額を補助する。 規定する率を乗じて得た額に同条第一項に規定する政令で定める割合じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額)に同項にじて得た額を控除して得た額を当該合算額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金があ険者に係るものの納付に要する費用の額の合算額(当該前期高齢者納

(保険料)

含む。)に充てるため、保険料を徴収する。 においては、第百七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用を付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合第百五十五条 保険者等は、健康保険事業に要する費用(前期高齢者納

| 険者に関する保険料は、協会が徴収する。 | 2 前項の規定にかかわらず、協会が管掌する健康保険の任意継続被保

(保険料等の交付)

第

する。 険事業の事務の執行に要する費用に相当する額 百 が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額及び印 てるため による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。 の規定による納付金に相当する額から社会保険庁長官が行う健康保 つてする歳入金納付に関する法律 Ъ. 十五条の二 協会に対し 政府 は 政令で定めるところにより、 協会が 行う健康保険事業に要する費用 昭 和 十三年法律第百四 (第百五十 を控除した額を交付 社会保険庁長官 条の + 規定 紙を に充 号

(保険料の徴収)

定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。 、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該前期高齢者が付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き算額の当時では、当該前期高齢者を付金の額からののうち日雇特例被保険者に係るものの納付に要する費用の額の合

(保険料)

第

む。)に充てるため、保険料を徴収する。おいては、第百七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用を含金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合に百五十五条 保険者は、健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付

(保険料の徴収)

第百五十八条 期間、 は、 資格を取得した月に同項各号のいずれかに該当するに至った場合はそ 号のいずれかに該当するに至った場合はその月以後、 以下この条及び次条において同じ。 に該当するに至った月に同項各号のいずれかに該当しなくなったとき 翌月以後、 この限りでない。 保険料を徴収しない。 同項各号のいずれかに該当しなくなった月の前月までの 前 月から引き続き被保険者 ただし、)である者が第百十八条第一 被保険者が同項各号のいずれか (任意継続被保険者を除く。 被保険者がその 項各

る保険料を徴収しない。 終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関すきは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたと第百五十九条 育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事

第百五十九条の二 当拠出 四十六年法律第七十三号) る保険料 適用事業所の事業主から保険料 て按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。 付すべき保険料 金 (以 下 という。 「厚生年金保険料」という。 厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準とし 社会保険庁長官が保険料を徴収する場合において、 \mathcal{O} 第二十条に規定する拠出金 部の納付があ 厚生年金保険法第八十 たときは 及び児童手当法 当該事業主が納 以下 一条に規定す 「児童手 (昭和

(保険料率)

は、千分の三十から千分の百までの範囲内において、支部被保険者(第百六十条 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率

第百五十八条 各号のいずれかに該当するに至った月に同項各号のいずれかに該当 被保険者がその資格を取得した月に同項各号のいずれかに該当するに 月の前月までの期間、 至った場合はその翌月以後、 以下この条、 なくなったときは、 十八条第一項各号のいずれかに該当するに至った場合はその月以後: 次条及び第百六十三条において同じ。 前月から引き続き被保険者 この限りでない。 保険料を徴収しない。ただし、 同項各号のいずれかに該当しなくなった (任意継続被保険者を除く。)である者が第百 被保険者が同項

保険料を徴収しない。

「する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関するは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者に申出をしたとき第百五十九条 育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事

(保険料率)

は、千分の八十二とする。第百六十条 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率

。以下同じ。)を単位として協会が決定するものとする。該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当

適用する。 (以下「都道府県単位保険料率」という。) は、当該支部被保険者にて が項の規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率

2

となるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。
初に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるもの
都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる
3

3

第五十二条第一号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定 第五十二条第一号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定 第五十二条第一号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定

除く。)に総報酬按分率(当該都道府県の支部被保険者の総報酬額補助の額を除く。)並びに第百七十三条の規定による拠出金の額を断者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額(第百年、保険給付(支部被保険者に係る療養の給付等を除く。)、前期高

想額 給付、 定による拠出金、 るときは、 事業及び福祉事業に要する費用 のでなければならない。 の繰入金に充てる費用を含む。 額に照らし、 社会保険庁長官は、 (府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は (前期高齢者交付金がある場合には、 前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予 厚生保険特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金 おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるも 国庫補助及び当該事業運営安定資金の予定運用収入 少なくとも二年ごとに、 (社会保険庁長官が必要があると認め の予定額並びに第百七十三条の規 これを控除した額) 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 般保険料率 保健 保険

していることを確認し、その結果を公表するものとする。、変更後の一般保険料率。次項において同じ。)が前項の基準に適合(第七項の規定によりその一般保険料率が変更された場合においては社会保険庁長官は、少なくとも二年ことに、第一項の一般保険料率

得た率をいう。)を乗じて得た額額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して(標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。)の総

保険者が分担すべき額として協会が定める額 エ十一条の規定による国庫負担金の額を除く。)のうち当該支部被 正要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額(第百定による国庫補助の額を除く。)並びに健康保険事業の事務の執行 保険事業及び福祉事業に要する費用の額(第百五十四条の二の規

4 協会は、支部被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険力の不均衡を提正するため、政令で定めるところにより、支部被保険力の不均額と協会が管掌する性験保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況と

の見通しを作成し、公表するものとする。 ことができる保険料率の水準を含む。) その他の健康保険事業の収支 要する費用の額、保険料の額(各事業年度において財政の均衡を保つ ことができる保険料率の水準を含む。) その他の健康保険給付に ができる保険料率の水準を含む。) その他の健康保険・ がに保険給付に 5

を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
め、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見め、強会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじ

6

料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けら7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険

般保険料率の変更について申出をすることができる。ないことが明らかになったときは、厚生労働大臣に対し、第一項の一社会保険庁長官は、第一項の一般保険料率が第二項の基準に適合し

る。
の内容の改善又は診療報酬の改定を伴う場合に限り、することができの内容の改善又は診療報酬の改定を伴う場合に限り、することができず項の申出であって一般保険料率の引上げに係るものは、保険給付

ことができる。

一つ総額の減少を補う必要がある場合においては、第四項の申出をする
の総額の減少を補う必要がある場合においては、第四項の申出をする
者支援金等の増加に伴いその納付に必要がある場合又は一般保険料額
前項に規定する場合のほか、前期高齢者納付金等若しくは後期高齢

と認めるときは、社会保障審議会の議を経て、千分の六十六から千分厚生労働大臣は、第四項の申出を受けた場合において、必要がある

7

険料率の変更について意見の申出を行うものとする。 れた評議会の意見を聴いた上で 理事長に対し、 当該都道府県単位保

- 8 その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは 理事長は
- 9 示するとともに、 厚生労働大臣は 社会保険庁長官に通知しなければならない。 前項の認可をしたときは、 遅滞なく、 その旨を告

9

- 10 申請すべきことを命ずることができる。 健康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるときは、 健康保険事業の収支の均衡を図る上で不適当であり、 厚生労働大臣は 相当の期間を定めて 都道府県単位保険料率が 当該都道府県単位保険料率の変更の認可を 当該都道府県における 協会が管掌する 協会に対 10
- 11 ことができる。 社会保障審議会の 厚生労働大臣は 議を経て 協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは 当該都道府県単位保険料率を変更する
- 12 更に 第九項の規定は、 いて準用する。 前項の規定により行う都道府県単位保険料率の変
- 13 保険者 あるのは 者をいう。 者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険 般保険料率について準用する。 第 とあるのは 項及び第八項の規定は、 (各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険 決定するものとする」 以下同じ。 |健康保険組合が管掌する健康保険の を単位として協会が決定するものとする」と この場合において、 健康保険組合が管掌する健康保険の لح 第八項中 「都道府県単位保険料 第 一般保険料率 項中 「支部被
- 14 特定保険料率は、 各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納

と読み替えるものとする。

定によりその 九十 までの範囲内にお 般保険料率が変更された場合においては いて、 第 項 \hat{O} 般保険料率 Ξ σ 変更後の)項の規

般保険料率)

を変更することができる。

- 8 ときは、 政府は、 速やかに、 厚生労働大臣が前項の規定により その旨を国会に報告しなければならない。 般保険料率を変更した
- ら千分の百までの範囲内において 健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率は、 決定するものとする。 千分の三十
- 前項の 般保険料率の決定は 厚生労働大臣の認可を受けなけれ

ならない。

11 特定保険料率は、 各年度において保険者が納付すべき前期高齢者: 納

得た率を基準として、 る当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して 高齢者交付金がある場合には、 第百五十四条の規定による国庫補助額を控除した額) び日雇特例被保険者の保険においては、 付金等の額及び後期高齢者支援金等の額 保険者が定める。 これを控除した額) その額から第百五十三条及び (協会が管掌する健康保険及 を当該年度におけ の合算額 (前期

16 15 略)

額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険 険においては、 日 た率を基準として、 雇特例被保険者に係るものを除く。 介護保険料率は、 一号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得 その額から第百五十三条第二項の規定による国庫補助 保険者が定める。 各年度において保険者が納付すべき介護納付金)の額 (協会が管掌する健康保 13

17 保険料率を定 協会は、 遅滞なく、 第十四項及び第十五項の規定により基本保険料率及び特定 その旨を社会保険庁長官に通知しなければならない。 め 又は前 項の規定により介護保険料率を定めたときは

(準備 金

第百六十条の二 積み立てなければならない に要する費用の支出に備えるため 保険者は、 政令で定めるところにより 毎事業年度末において 健康 準備金を 保険事業

第百六十三条

削除

第百六十三条 健康保険組合の組合員である被保険者の負担すべ

き

般

める。 び日雇特例被保険者の保険においては、 る当該保険者が管掌する被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与 高齢者交付金がある場合には、これを控除した額) 第百五十四条の規定による国庫補助額を控除した額) 額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、 付金等の額及び後期高齢者支援金等の額 その額から第百五十三条及び (政府が管掌する健康保険及 を当該年度におけ の合算額 保険者が定 (前期

略)

12

る。 第 額を控除した額) 険においては、 0 日雇特例被保険者に係るものを除く。 総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、 介護保険料率は、 一号被保険者である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額 その額から第百五十三条第二項の規定による国庫補助 を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険 各年度において保険者が納付すべき介護納付金)の額 (政府が管掌する健康保 保険者が定め

(保険料の納付)

第百六十四条 (略)

2 納付を、 る。 るべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができ ることを知ったときは、 に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えてい 納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付す 庁長官をいう。 保険者である場合は当該健康保険組合、 である場合は協会 き保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者 保険者等 その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付され (被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者 次項において同じ。 被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険 その超えている部分に関する納入の告知又は) は、 これら以外の場合は社会保険 被保険者に関する保険料の の被 2

しなければならない。
ものとみなしたときは、保険者等は、その旨を当該納付義務者に通知る。前項の規定によって、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をした

(日雇特例被保険者の保険料額)

に掲げる額の合算額とする。第百六十八条 日雇特例被保険者に関する保険料額は、一日につき、次

準として政令で定めるところにより算定した額 その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基

四十五を乗じて得た額を超える場合においては、その超える部分は、保険料額が一月につき標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ千分の

(保険料の納付)

事業主の負担とする。

第百六十四条 (略)

繰り上げてしたものとみなすことができる。 一般とでした、大学の関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付のとを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付を、その告知又は納付のとを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付とを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額を超えていることを知ったときは、その後の上げてしたものとみなすことができる。

(日雇特例被保険者の保険料額)

に掲げる額の合算額とする。第百六十八条 日雇特例被保険者に関する保険料額は、一日につき、次

準として政令で定めるところにより算定した額一 その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基

イ ては、 被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者につい する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう 部被保険者 以下同じ。 標準賃金日額に平均保険料率 平均保険料率)を乗じて得た額 \mathcal{O} 総報酬額 と介護保険料率とを合算した率 \mathcal{O} 総額を乗じて得た額の (各都道府県単位保険料率に各支 総額を協会が管掌 (介護保険第) 号

ロ イに掲げる額に百分の三十一を乗じて得た額

る。 額 る標準賃金日額の等級区分の改定が行われたときは、 てるものとし、その額が四十万円 、ては、 一号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者につ 賞与額)に平均保険料率と介護保険料率とを合算した率 以下この号において同じ。 平均保険料率) (その額に千円未満の端数がある場合には、 を乗じて得た額)を超える場合には、 (第百二十四条第1 一項の規定によ 四十万円とす 政令で定める これを切り捨 (介護保険第

2 (略)

(日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料額の告知等)

額を決定し、これを事業主に告知する。 きは、社会保険庁長官は、その調査に基づき、その納付すべき保険料第百七十条 事業主が前条第二項の規定による保険料の納付を怠ったと

2

イ 料率 ては、 被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者につい おいて同じ。 れた場合においては、 標準賃金日額に政府が管掌する健康保険の被保険者の (第百六十条第七項の 一般保険料率)を乗じて得た額 と介護保険料率とを合算した率 その変更後の一 規定によりその 般保険料率。 般保険 (介護保険第二号 以下この項に (料率が変更さ 般保険

イに掲げる額に百分の三十一を乗じて得た額

口

額。 る。 る標準賃金日額の等級区分の改定が行われたときは、 てるものとし、その額が四十万円 被保険者以外の日雇特例被保険者については、 保険料率とを合算した率 じて得た額 賞与額)に政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料率と介護 以下この号において同じ。 (その額に千円未満の端数がある場合には、 (介護保険第二号被保険者である日雇特例)を超える場合には、 (第百二十四条第1 一般保険料率) 一項の規定によ これを切り捨 四十万円とす 政令で定める

(略)

2

(日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料額の告知等)

し、これを事業主に告知する。
きは、保険者は、その調査に基づき、その納付すべき保険料額を決定第百七十条 事業主が前条第二項の規定による保険料の納付を怠ったと

保険料額が千円未満であるときは、この限りでない。百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、決定された省令で定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の二項の規定による保険料の納付を怠ったときは、保険者は、厚生労働事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、前条第

3 (略

社会保険庁長官に納付しなければならない。
4 第二項に規定する追徴金は、その決定された日から十四日以内に、

(健康保険印紙の受払等の報告)

その受払等の状況を報告しなければならない。
の受払等の状況を記載し、かつ、翌月末日までに、社会保険庁長官に受払等」という。)に関する帳簿を備え付け、その受払等の都度、その受払等の規定する告知に係る保険料の納付(以下この条において「第百七十一条 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払及び前

2 (略

立する事業主の前年度の受払等の報告をしなければならない。めるところにより、毎年度、社会保険庁長官に当該健康保険組合を設すが項の規定により報告を受けた健康保険組合は、厚生労働省令で定

(日雇拠出金の徴収及び納付義務

第百七十三条 業に要する費用 介護納付金の納付に要する費用を含む。 (以下 に充てるため、 日 日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組 雇関係組合 社会保険庁長官は、 (前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに 第百五十五条の規定により保険料を徴収するほか、 という。 日雇特例被保険者に係る健康保険事 から拠出金を徴収する。 第百七十五条において同じ。 合

3 (略)

保険者に納付しなければならない。
4 第二項に規定する追徴金は、その決定された日から十四日以内に、

(健康保険印紙の受払等の報告)

の保険の保険者にその受払等の状況を報告しなければならない。 の受払等の状況を記載し、かつ、翌月末日までに、日雇特例被保険者受払等」という。)に関する帳簿を備え付け、その受払等の都度、そ条第一項に規定する告知に係る保険料の納付(以下この条において「第百七十一条 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払及び前

(略)

2

ならない。 健康保険組合を設立する事業主の前年度の受払等の報告をしなければめるところにより、毎年度、日雇特例被保険者の保険の保険者に当該3 前項の規定により報告を受けた健康保険組合は、厚生労働省令で定

(日雇拠出金の徴収及び納付義務)

第百七十三条 収する。 を徴収するほか、 条において同じ。 者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。 する健康保険組 に係る健康保険事業に要する費用 日雇特例被保険者の保険の保険者は、 合 毎年度、)に充てるため、 以下 「日雇関係組合」 日雇特例被保険者を使用する事業主の設立 (前期高齢者納付金等及び後期高齢 第百五十五条の規定により保険料 という。 日雇特例被保険者 から拠出金を徴 第百七十五

2

2

略

(保険料等の督促及び滞納処分)

第百八十条 ときは、 次条第 険組合、 ればならない。 健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保 規定による徴収金を納付しなければならな 項 例被保険者であって第五十八条、 者である場合又は協会が管掌する健康保険の被保険者若しくは日雇特 (第百四十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む) という。 保険者等 この限りでない。 項において同じ。 これら以外の場合は社会保険庁長官をいう。 保険料その他この法律の規定による徴収金 ただし、 (被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険 を滞納する者 第百七十二条の規定により保険料を徴収する は、 (以 下 第七十四条第二項及び第百九条第1 期限を指定して、 「滞納者」という。 い場合は協会 これを督促しなけ 以下この条及び (以下 があるとき 被保険者が 保険料

義務者に対して、督促状を発する。 1 前項の規定によって督促をしようとするときは、保険者等は、納付

3 (略)

4 いては、 対して、 第 居住地若しくはその者の財産所在地の市町村 地方自治法 一項の指定都市にあっては、 保険者等は、 その処分を請求することができる。 国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の (昭和二十二年法律第六十七号) 納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合にお 区とする。第六項において同じ。 (特別区を含むものとし 第二百五十二条の十九 しに

二 (略)

5 前項の規定により協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により

(保険料等の督促及び滞納処分)

この限りでない。ない。ただし、第百七十二条の規定により保険料を徴収するときは、あるときは、保険者は、期限を指定して、これを督促しなければなら第百八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者が

務者に対して、督促状を発する。 (解者は、納付義が項の規定によって督促をしようとするときは、保険者は、納付義

3 (略)

2

4 ては、 して、 地方自治法 住地若しくはその者の財産所在地の市町村 項の指定都市にあっては、 保険者は、 その処分を請求することができる。 国税滞納処分の例によってこれを処分し、 (昭和二十二年法律第六十七号) 納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合におい 区とする。第六項において同じ。)に対 (特別区を含むものとし、 第一 一百五十二条の十九第 又は納付義務者の居

料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険

二 (略)

5

前項の規定により健康保険組合が国税滞納処分の例により処分を行

ない。 処分を行う場合においては、 厚生労働大臣の認可を受けなければなら

6 (略)

(延滞金)

第百八十一条 5 は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、 た延滞金を徴収する。 徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算し 徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、 前条第一項の規定によって督促をしたときは、 ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合又 納期限の翌日か この限り 保険者等

<u>\{</u> (略) でない。

2 5 (略)

協会による広報及び保険料の納付の勧奨等

第百八十 収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。 ともに、 |図ら れるよう 条の二 保険料の納付の勧奨その他社会保険庁長官の行う保険料の 協会は、 当該事業の意義及び内容に関する広報を実施すると その管掌する健康保険の事業の円滑な運営

、協会による保険料の徴収

第百八十 険料 ができる。 を提供するとともに 認可を受けて、 徴収を行うために必要があると認めるときは、 条の三 協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報 社会保険庁長官は、 当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせること 協会と協議を行い 厚生労働大臣の 効果的な保

> う場合においては、 厚生労働大臣の認可を受けなければならな

6 略

第百八十一条 滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、 延滞金を徴収する。 (延滞金) 徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した 徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、 前条第一項の規定によって督促をしたときは、 ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合又は 納期限の翌日から この限りで 保険者は

ない。

(略)

2 5

(略)

| 納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞2 社会保険庁長官は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の

する。
会を保険者等とみなして、第百八十条及び第百八十一条の規定を適用会を保険者等とみなして、第百八十条及び第百八十一条の規定を適用。

定める事項を通知しなければならない。

ら協会に対し、交付されたものとみなす。 額に相当する額については、第百五十五条の二の規定により、政府か 第一項の規定により協会が保険料を徴収したときは、その徴収した

事項は、政令で定める。
5 前各項に定めるもののほか、協会による保険料の徴収に関し必要な

(先取特権の順位)

のとする。 第百八十二条 保険料等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐも

(徴収に関する通則)

国税徴収の例により徴収する。 第百八十三条 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、

(準用)

第百八十八条 第二十九条第二項、 六条第二項及び第三項、 第二十六条第一項 第七条の三十八、 第三十条、 第十八条第一項及び第二項、 (第二号に係る部分を除く。 第百五十条並びに第百九十五条の規定 第七条の三十九、 第九条第二項、) 及び第1 第十九条、 二項、 第二 第十

(先取特権の順位)

順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。第百八十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権

(徴収に関する通則

に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。第百八十三条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律

(準用)

第百八十八条 係る部分を除く。 項及び第二項、 第百五十条並びに第百九十五条の規定は、 第九条第二項、)及び第二項、 第十九条、 第二十条、 第十六条第二項及び第三項、 第二十七条、 第二十六条第一項 連合会について準用する 第二十九条、 第十八条第 (第二号に 第三十条

 \mathcal{O}

み替えるものとする。 政令で定める指定健康保険組合の事業」とあるのは「その事業」と読 健康保険組合、 とあるのは る前条の規定により報告を徴し 組合会」とあるのは は、 前項」とあるのは において」 大臣は」とあるのは 連合会について準用する。 ح 「第百八十八条」と、 同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他 一定款」 「第百八十六条」と、 「厚生労働大臣は、 「総会」 とあるの ح この場合において、これらの規定中 は 又は質問し、 第七条の三十九第 「前条第一 「規約」 第二十九条第二項中 第百八十八条において準用す 一項の規定に違反した指定 ۲, 若しくは検査した場合 第十六条第一 項中 厚生労働 「前項」 一項中

ることができる。 による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をす第百九十条 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は第百八十条の規定

(時効)

給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する第百九十三条(保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険

九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。2 保険料等の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十

戸籍事項の無料証明)

二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。第二第百九十六条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第

保険審査会に対して審査請求をすることができる。
徴収の処分又は第百八十条の規定による処分に不服がある者は、社会第百九十条 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは

(時効)

たときは、時効によって消滅する。はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過し第百九十三条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又

らず、時効中断の効力を有する。
、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわ2 保険料その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は

(戸籍事項の無料証明)

二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。第二 第百九十六条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第

戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。)の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であった者の者に対して、当該市町村(特別区を含む。同条第二項において同じ。百三条第一項において同じ。)は、保険者又は保険給付を受けるべき

扶養者又は被扶養者であった者の戸籍について準用する。 2 前項の規定は、被扶養者に係る保険給付を行う場合においては、被

第百九十七 わせることができる。 させ、 用する事業主に、 いて同じ。 十三条第二項に規定する業務に関しては、 又は文書を提示させ、 条) は、 保険者 第四十八条に規定する事項以外の事項に関し報告を 厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使 社会保険庁長 その他この法律の施行に必要な事務を行 官が行う第五条第 社会保険庁長官。 一項及び第百二 次項にお

2 (略)

(立入検査等)

第百九十八条 (略)

いて、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査につ

(社会保険庁長官と協会の連携)

情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な第百九十九条の二 社会保険庁長官及び協会は、この法律に基づく協会

(市町村が処理する事務等)

とができる。被保険者又は被保険者であった者の戸籍に関し、無料で証明を行うこして、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、百三条において同じ。)は、保険者又は保険給付を受けるべき者に対

扶養者又は被扶養者であった者の戸籍について準用する。
2 前項の規定は、被扶養者に係る保険給付を行う場合においては、被

務を行わせることができる。 報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項以外の事項に関し第百九十七条 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険

2 (略)

(田)

(立入検査等)

第百九十八条 (略)

、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。2 第二十七条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について

(秘密保持義務)

(市町村が処理する事務)

	一 第七条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠行為をした協会の役員は、二十万円以下の過料に処する。第二百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反
	員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 でよる検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは同項の規定による当該職員の質問による検査を担め、対して、答弁をせず、若しくは同項の規定による当該職員の質問にの規定による報告をせず、若
は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第二百七条の二(第百九十九条の二の規定に違反して秘密を漏らした者	者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 「において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした第二百七条の二 第七条の三十七第一項(同条第二項及び第二十二条の
2 (略) により、地方厚生局長に委任することができる。 合の指導及び監督に係るものの一部は、厚生労働省令で定めるところ第二百五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限のうち健康保険組	2 (略)
第二百三条 日雇特例被保険者の保険の保険者の事務の一部は、政令で	の一部を委託することができる。 2 協会は、市町村(特別区を含む。)に対し、政令で定めるところに うこととすることができる。 の一部を委託することができる。 の一部を委託することができる。

ったとき。

い場合において、その認可を受けなかったとき。 条の三十四の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならな一 第七条の二十七、第七条の三十一第一項若しくは第二項又は第七

ければならない場合において、その承認を受けなかったとき。三 第七条の二十八第二項の規定により厚生労働大臣の承認を受けな

又は閲覧に供しなかったとき。若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、四、第七条の二十八第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書等

出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第七条の三十五第二項又は第七条の三十六第二項の規定による届

表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
・ 第七条の三十五第二項又は第七条の三十六第二項の規定による公

れた業務以外の業務を行ったとき。ハーこの法律に規定する業務又は他の法律により協会が行うものとさ

第二百十九条 項 質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の 規定による検査を拒み、 八条において準用する場合を含む。 しくは虚偽の報告をし、 合を含む。 くは虚偽の届出をし、 (第百八十八条において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。 健康保険組合又は連合会が、第十六条第三項 第二十七条 妨げ、 若しくは第二十七条の規定による当該職員の 若しくは忌避し、 (第百八十八条において準用する場)の規定による届出をせず、)の規定による報告をせず、若)の規定による命令 又は第二十九条第 (第百八十

したときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。八条において準用する第七条の三十九第一項の規定による命令に違反

料に処する。
称又は健康保険組合連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過称又は健康保険組合連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過定に違反して、全国健康保険協会という名称、健康保険組合という名第二百二十条 第七条の八、第十条第二項又は第百八十四条第四項の規

附則

(健康保険組合の財政調整)

第二条 (略)

2~5 (略)

6

八十五条第三項中 事業の継続が困難であると認めるとき」とあるのは 政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその 健康保険組合、 則第二条第六項」 とあるのは は、 えるものとする。 め」とあるのは 十九第 第七条の三十九、 第 一項中「事業若しくは財産」とあるのは 項の事業について準用する。 「規約」 同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他 「附則第二条第 と 「組合員である被保険者の共同の福祉を増進するた لح 第二十九条第二項及び第百八十五条第三項の規定 「とき、 第二十九条第一 又は前条第二項の規定に違反した指定 一項の事業を推進するため」と読み替 この場合において、 一項中 「前項」とあるのは 「事業」と、 「とき」と、 第七条の三 「定款_ 第百 附

7 (略)

保険料率の変更の決定は、第百六十条第十三項において準用する同条8 一般保険料率と調整保険料率とを合算した率の変更が生じない一般

に違反したときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。

た者は、十万円以下の過料に処する。
、健康保険組合という名称又は健康保険組合連合会という名称を用い第二百二十条 第十条第二項又は第百八十四条第四項の規定に違反して

附則

(健康保険組合の財政調整)

第二条 (略)

2~5 (略)

6 進するため」と読み替えるものとする。 財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき」とある 財産」とあるのは「事業」と、 同の福祉を増進するため」とあるのは \mathcal{O} 定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは の規定に違反した指定健康保険組合、 て準用する。 は 第 「とき」と、 一十九条及び第百八十五条第三項の規定は、 この場合において、 第百八十五条第三項中 同条第四項中「とき、 第一 一十九条第 同条第三項の求めに応じない指 「附則第二条第 「組合員である被保険者の共 項中 第 又は前条第二項 項の事業につい 「事業若しくは 項の事業を推

7 (略)

保険料率の変更の決定は、第百六十条第十項の規定にかかわらず、同 8 一般保険料率と調整保険料率とを合算した率の変更が生じない一般

o (略) 第八項の規定にかかわらず、同項の認可を受けることを要しな

9

(特定健康保険組合

第三条 保険組合の被保険者 約で定めるものは、 第十三条の規定による改正前 定する退職被保険者であるべきもののうち当該特定健康保険組合の規 この限りでない。 認可を受けた健康保険組合 となることができる。 という。 厚生労働省令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣)の組合員である被保険者であった者であって、 当該特定健康保険組合に申し出て、 (以下この条において ただし、 の国民健康保険法第八条の二第一 (以下この条において「特定健康保険組 任意継続被保険者であるときは 「特例退職被保険者」 当該特定健康 項に規 改正法 とい

2~5 (略)

6 する。 険者であるべき者に該当しなくなったとき」と、 による改正前の国民健康保険法第八条の二第 5 及び第五号を除く。 者」とあるのは この場合において、 起算して二年を経過したとき」とあるのは 特例退職被保険者は、 「附則第三条第 同条第一号中「任意継続被保険者となった日か の適用については、 この法律の規定 一項に規定する特定健康保険組合」と (第三十八条第二号、 任意継続被保険者とみなす 「改正法第十三条の規定 項に規定する退職被保 同条第三号中 第四号 「保険

7 (略

(地域型健康保険組合

項の認可を受けることを要しない。

9 (略)

(特定健康保険組合)

第三条 りでない。 険法等の なることができる。 るものは、 職被保険者であるべきもののうち当該特定健康保険組合の規約で定め の被保険者 合」という。 の認可を受けた健康保険組合 規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一 厚生労働省令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣 当該特定健康保険組合に申し出て、 部を改正する法律 (以下この条において「特例退職被保険者」という。 の組合員である被保険者であった者であって、 ただし、 任意継続被保険者であるときは、 (以下この条において「特定健康保険 (平成十八年法律第 当該特定健康保険組合 項に規定する退 第十三条 この 健康保 ر ح 狠

2~5 (略)

6 るのは るべき者に該当しなくなったとき」と、 改正する法律 ら起算して二年を経過したとき」とあるのは 正前の国民健康保険法第八条の二第 及び第五号を除く。 この場合において、 特例退職被保険者は、 附則第三条第一 (平成十八年法律第 同条第一号中「任意継続被保険者となった日か の適用については、 この法律の規定 項に規定する特定健康保険組合」とする。 項に規定する退職被保険者であ 同条第三号中 号) (第三十八条第二号、 任意継続被保険者とみなす 第十三条の規定による改 「健康保険法等の 「保険者」とあ 第四 部を

7 (略)

(地域型健康保険組合)

第三条の二 に限り、 合併に係るもの 範囲内において、 は合併後存続する健康保険組合のうち次の要件のい) は、 当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度 第百六十条第十三 第二十三条第三項の合併により設立された健康保険組合又 (以下この条において「地域型健康保険組合」という 不均 0) 一項において準用する同条第 般保険料率を決定することができる。 ずれにも該当する 項に規定する

一•二 (略)

2 · 3 (略)

(協会が管掌する健康保険の被保険者に係る給付の事業)

第四条 療養に関して保険給付があった場合において、 令で定めるもの 業所の事業主を除く。 おいて、 定により当該被保険者が支払った一部負担金に相当する額の範囲内に で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの (以下この条において「承認法人等」という。 被保険者を使用する事業主 当該被保険者に対し、 (次項において 及び当該被保険者で組織する法人その他の政 給付をすることができる。 「法人等」 (健康保険組合が組織されてい という。) は、 第七十四条第)であって、 当該被保険者の 一項の規 、る事 政令

- 同意を得なければならない。 2 前項の法人等が承認を受けようとするときは、あらかじめ、協会の
- ことができる。 省令で定めるところにより、事業主又は被保険者から費用を徴収する3 承認法人等は、第一項の給付に要する費用に充てるため、厚生労働
- 4 承認法人等の事業に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による保健事業及び

第三条の二 保険料率を決定することができる に限り、 合併に係るもの は合併後存続する健康保険組合のうち次の要件の) は、 当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度 第百六十条第九項に規定する範囲内において、 第二十三条第三項の合併により設立された健康保険 (以下この条において「地域型健康保険組合」 ず れにも該当する 不均一 という (T) **|**組合又 般

一・二 (略)

2 · 3 (略)

(政府管掌健康保険の被保険者に係る給付の事業

第四条 部負担金に相当する額の範囲内におい において、 会保険庁長官の承認を受けたもの 令で定めるものであって、 をすることができる。 業所の事業主を除く。)及び当該被保険者で組織する法人その他の政 という。 被保険者を使用する事業主) は、 第七十四条第 当該被保険者の療養に関して保険給付があった場合 一項の規定により当該被保険者が支払った一 **政令で定める要件に該当するものとして社** (以下この条において「承認法人等 (健康保険組合が組織されてい て、 当該被保険者に対し、 、る事

- とができる。 令で定めるところにより、事業主又は被保険者から費用を徴収するこ2 承認法人等は、前項の給付に要する費用に充てるため、厚生労働省
- 3 承認法人等の事業に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による保健事業及び

福祉事業の実施)

第四条の二 第七十一 又は廃-機構に行わせるものとする。 又は管理を、 していた健康保険に係るものに限る。 独立行政法人年金 止されるまでの間、 号) 政府は、 当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、 第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの 第百五十条第 健康保険福祉施設整理機構法 独 立行政 法人年金 項又は第一 の用に供していた施設のうち 一項の事業 健康保険福祉施設整理 (平成十七年法律 (政府が管掌 運営

退職者給付拠出金の経過措置)

第四条の三 あるの 付拠出 健康保護 項 第 除した額) 援金等及び退職者給付拠出 あるのは 法 日 定する拠出金 に規定する拠出金を徴収する間 と 雇 と 拠出 後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出 号中 第百五十五条第 金 険 は の額 第百五十一条中 金 法 国民健 とあるのは 及び 第百七十三条の規定による拠出金及び退職者給付拠出 退 昭 同 (以 下 Ł, 職者 法 和 後期 康保険法附則第十条第一 十三 لح 給付拠出金」 附 |退職者給付拠出金」 則第1 高 一項中 年 齢者支援金等」 「及び第百七十三条の規定による拠出金 「国庫補 -法律 **金** 並びに介護保険法」 二条第 「及び後期高齢者支援金等」とあるのは کر 第百九 とする 助額を控除した額) 第七条の二第三項中 項中 同条第十四項中 + とあるのは という。 号 日 項の規定により基金が同 雇拠出 [金] と、 附則第 とあるのは 金 国庫補助額を控 並びに介護保険 第百六十条第三 並びに退職者給 十条第 「及び同法 とあるのは 後期高齢者支 「及び国民 項 に規 لح لح 項 金

福祉事業の実施)

第

四条の二 を、 わせるものとする。 されるまでの間、 政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法 する健康保険に係るものに限る。 当該施設が同法第十三条第一 第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの 政府は、 独 第百五十条第 立. 行政法人年金 号の規定により譲渡され、 の用に供する施設のうち、 項又は第一 健康保険福祉施設整理 (平成十七年法律第七十一 一項の 事 業 運営又は管理 (政 1機構に 分府が 又は廃止 独立 管掌

(退職者給付拠出金の経過措置)

第四条の三 項 中 職者給付拠出金」 庫補助額を控除した額 金等」 金 条第一項中 及び退職者給付拠出金 金及び国民 \mathcal{O} に規定する拠出金を徴収する間、 ۲ 規定による拠出 ーとする。 「及び後期高齢者支援金等」とあるのは とあるのは 同条第十 健康 国民健康保険法附則第十条第 日 保険法附則第十条第 雇拠出金」 項中 という。 金 とあるのは 後期高齢者支援金等若しくは退職者給付拠出金 「国庫補助額を控除した額)」とあるのは ٢, 並びに退職者給付拠出金の額.) | |と、 とあるのは 同条第六 第百五十一条中「及び第百七十三条 一、 第百五十五条及び第百六十条第一 項 第百七十三条の規定による拠 項 「日雇拠出金 中 規 項の規定により基金が 定す 若しくは え拠出 後期高齢者支援金等 後期 退職者給付拠 ۲, 金 附則第一 以 齡者支援 下 同 国 退 出 項

(病床転換支援金の経過措置)

(病床

転換支援金の経過措置

同法附出 除く。 により読 び 療 三条」と、 項に規定 第 病床転換支援金等」 び後期高齢者支援金等」 給付拠出 に係るものを除く。 よる後期高 法律の規定による後期高齢者支援金 とある 高齢者 規定により 床 同法附則第七条第一 \mathcal{O} 一条中 及び国 確 項中 定め 項中 と 転換支援金等」 保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」とあるのは 則第七条第 る日まで 前 金 み替えられた第百五十五条第 の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援 E する病床 とあるのは 「第百七十三条」とあるのは 及び国民健 後期高齢者支援 条 は 齢者支援金 第 健康保険法 読み替えられ の規定により読み替えられた第百六十条第 とあるの 百五十三条第 病床転換支援金等及び退職者給付拠出 転換支援金等 とする と 項に規定する病床転換支援金 間 項に規定する病床転換支援金」 は 康保険法 日 と لح とあるの 前 前 金等」 条の 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に 条 た第百六十条第 雇特例被保険者に係るものを除く。 項中 第百五十四条第二項中 後期高齢者均等の額及び病床転換支援金 前条の規定により読み替えられた第百 Ö) 規 規 以下 とある は 定に とあるのは 定により読 「及び高齢者の医療の確保に関する (日雇特例被保険者に係るものを より 項中 病床転換支援金等、 病床転換支援金等」 後期高齢者支援金等の 読み は |項第| み替えられた附則第 「及び退職者給付拠 が替えら 後期高齢者支援金等 同法附則第七条第 (日雇特例被保険者 号中 「及び高齢者の と れた第七 十四項中 金 前条の 「及び退職者 と 第百七十 という。 の額及び 及び 出 規定 前条 金及 及 医 金 五.

第四句

条の

匹

高

齢

者

 \mathcal{O}

医療

の確保に関

する法律附則第一

一条に規定する政

第四条の 三条」 援金等」 等 除く。 前条の 条中 る。 職者給付拠出金」とあるのは により読み替えられた第百五 び同法附則第七条第 療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」 令で定める日までの により読み替えられた第百六十条第十 しくは」 出 に係るものを除く。 同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金 よる後期高齢者支援金 法律の規定による後期高齢者支援金 病床転換支援金等 金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及 とあるのは とあるのは 第百七十三条第 「第百七十三条」 ح)」とあるのは と 規定により読 四 とあるの とあるのは 前条の規定により 第百五十三条第 高齢者 一、 \neg は \mathcal{O} (以下) _ と 削 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、 後期高齢者支援金等の額及び病床転換支援金等」 医療の確保に関する法律附則第二 み替えられた附則第 とあるのは 後期高齢者支援金等 項及び第百七十六条中 項に規定する病床転換支援金」と、 (日雇特例被保険者に係るものを除く。 前条の規定により 病床転 高齢者の 項中 読み替えられた第百六十条第六項中 第百五十四条第二項中 転 十五条及び第百六十条第1 乛 換支援金等若しくは」 換支援金等」 病床転換支援金等及び退職者給付 「及び高齢者の医療の 医療の 同法附則第七条第 (日雇特例被保険者に係るもの 一項中 一条第 読み 確保に関する法律の規定に 病床転換支援金等」とす 「及び後期高齢者支援金 が替えら 及び という。 項 (日雇特例 中 後期高齢者支援 「及び高齢者の 一条に規定する政 と れた第百五 項中 とあるの 後期高齢 確保に 項に規定する 前条の 前条の規定 的被保険 第百七十 |及び に関する 計者支 規定 は 退 を 医

(承認健康保険組合)

(承認健康保

険組

合

第八条 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を第八条 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認をの合算額とすることができる。

2~4 (略)

第八条 保険者である被保険者 う。)は、 との合算額とすることができる。 おいて同じ。 額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者を含む。 受けた健康保険組合 十条第十三項及び前条第一項の規定にかかわらず、 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を 第百五十六条第一項第一号、第百五十七条第二項、)に関する保険料額を (以下この条において「承認健康保険組合」とい (同項の規定によりその保険料額を一般保険料 般保険料額と特別介護保険料額 介護保険第二号被 第四項に 第百六

2~4 (略)

◎ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)(平成二十四年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

(第五条関係)

第八十五条 2 \ \ 4 第八十五条の二 9 2 { 8 第六十三条 2 • 及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。 七十六条第三項から第六項まで、 (入院時生活療養費) (入院時食事療養費) 第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養 第六十四条、第七十条第一項、 (療養の給付) (略) (略) (略) (略) (略) 略 改 第七十二条第一項、第七十三条、 第七十八条及び前条第一項の規定は 正 案 第 2 \ \ 4 第八十五条の二 2 • 9 2 \ 8 第八十五条 第六十三条 4 項、 準用する。 から受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について 前条第一項の規定は、 いる者については、 (入院時生活療養費) (入院時食事療養費) 第六十三条第四項、第六十四条、第七十条第一項、 (療養の給付) ・ビスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院して 第 介護保険法第四十八条第一 第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、 項の給付 (略) (略) (略) (略) (略) 略 (厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。 行わない。 第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所 現 項第三号に規定する指定介護療養施設サ 行 第七十八条及び 第七十二条第 は

134

病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費前条第五項から第八項までの規定は、第六十三条第三項各号に掲げる七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項及び5 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第

(保険外併用療養費)

支給について準用する。

第八十六条 (略)

2 · 3 (略)

5 (略

(訪問看護療養費)

第八十八条 療の補助 護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診 の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適 負傷により、 看護事業者」という。 を行う事業をいう。 る介護老人保健施設によるものを除く。 合していると認めたものに限る。 (保険医療機関等又は介護保険法第七条第二十二項に規定す 被保険者が、 居宅において継続して療養を受ける状態にある者)を行う事業所により行われる訪問看護(以下 から当該指定に係る訪問看護事業 厚生労働大臣が指定する者 に対し、 以下 その者の居宅において看 「訪問看護」という。 (以 下 「指定訪問 (疾病又は (主治

う入院時生活療養費の支給について準用する。 第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴 八十四条第一項及び前条第五項から第八項までの規定は、第六十三条項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第 5 第六十三条第四項、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一

(保険外併用療養費)

第八十六条 (略)

2 · 3 (略)

5 (略)

(訪問看護療養費)

第八十八条 療施設によるものを除く。 療の補助 護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診 負傷により、 る介護老人保健施設若しくは同条第一 合していると認めたものに限る。 看護事業者」という。 医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適 (保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十五項に規定す 被保険者が、 居宅において継続して療養を受ける状態にある者 から当該指定に係る訪問看護事業 厚生労働大臣が指定する者 以下 「訪問看護」という。)に対し、 一十六項に規定する介護療養型医 その者の居宅において看 (以 下)を行う事業を (疾病又は 「指定訪問 (主治

			Series	
(略)	第七十八条及び第八十四条第一項条第一項、第七十六条第三項から第六項まで、条第一項、第七十二条第一項、第七十三	(略)		2~13 (略) を受けたときは、その指定訪問看護に要し指定訪問看護」という。)を受けたときは、その指定訪問看護に要し
(略)	療養の総付並びに入院時 療養費、保険外併用療養 費、家族療養費及び特別 費、家族療養費及び特別	(略)	て準用する。は、それぞれ同表の下欄に掲	する。
(略)	第一項第六十三条第二項及び第四項、第六十四条条、第七十条第一項、第七十二条第一項条第二項から第	(略)	げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。第百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞに(準用)	2~13 (略)
(略)	療養の治付並びに入院時度事療養費、保険外併用療養費、保険外併用療養療、家族療養費及び特別	(略)	て準用する。は、それぞれ同表の下欄に掲	訪問看護に要した費用につい問看護(以下「指定訪問看護

(傍線の部分は改正部分)

目次 第十二条 五の四 五の三 附則 五の五~五の七 第三章の二〜第七章 第三章 第 ∫五の二 (保健事業の種類) 第三節 第一節・第二節 第四節~第七節 章・第二章 第 第 二款 保健事業の種類は、 保健事業等 款 保険外併用療養費の支給 及び保険外併用療養費の支給 入院時生活療養費の支給 (略) 医療並びに入院時食事療養費 外併用療養費の支給 医療の実施並びに入院時食事療養費、 (略) (略) 略 (略) (略) (略) 改 略 次のとおりとする。 正 (医療費の支給を含む。 (医療費の支給を含む。 (第二十五条-入院時生活療養費及び保険 案 入院時生活療養費 -第三十三条) 目次 第十二条 六~八 第 五の三 附則 第三章の二~第七章 第三章 五の四~五の六 〜五の二 (保健事業の種類) 第一節・第二節 第四節~第七節 一章・第二章 第二款 第 保健事業の種類は、 保健事業等 款 給 特定療養費の支給 (略) 医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費の支給 (第二十五条—第三十三条) 医療の実施並びに入院時食事療養費及び特定療養費の支 (略) (略) 略 (略) (略) (略) 現 (略) (医療費の支給を含む。 次のとおりとする。 行

(医療)

第十七条 (略)

。― 次に掲げる療養に係る給付は、前項の医療に含まれないものとする

病床へ 院療養」という。 昭 という。 和二十三年法律第一 食事の提供たる療養であつて前項第五号に掲げる療養 の入院及びその療養に伴う世話その他の看護 を除く。 一百五号))と併せて行うもの 第七条第一 一項第四号に規定する療養 (以下「食事療養 (以下 (医療法 「長期入

イ 食事の提供たる療養に限る。)と併せて行うもの(以下「生活療養」という。) に限る。)と併せて行うもの(以下「生活療養」という。) 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養(長期入院療養

温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養

| 「原生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。| 「療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。| 「適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要なであつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、 「厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養

の厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。) 医療受給対象者」という。)の選定に係る特別の病室の提供その他 一 この法律の規定による医療を受けることができる者(以下「老人

(入院時生活療養費の支給)

の規定により支給する給付とする。 第十七条の三 入院時生活療養費の支給は、第三十一条の二の二第

項

(医療)

第十七条 (略)

2

療養 う。 限る。 れないものとする よる医療を受けることができる者 食事の提供たる療養 以下 の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める 以下 「食事療養」という。 「選定療養」 (前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに という。 (以下「老人医療受給対象者」とい に係る給付は に係る給付及びこの法律の 前項の医療に含ま が規定に

(保険外併用療養費の支給)

十一条の三第一項の規定により支給する給付とする。第十七条の四一保険外併用療養費の支給は、疾病又は負傷に関して第三

第十七条の五~第十七条の七(略)

(医療等以外の保健事業の実施)

む。) 支給及び高額医療費の支給 生活療養費の支給 内に居住地を有する四十歳以上の者に対し、 (医療費の支給を含む。 市町村 入院時食事療養費の支給 (特別区を含む。 (医療費の支給を含む。)、老人訪問看護療養費の支給、 (以下「医療等」という。) 以外の保健事 以下同じ。 (医療費の支給を含む。)、保険外併用療養費の支 医療) は、 (医療費の支給を含 当該市町村の区域)、入院時 移送費の

第三節 医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保

険外併用療養費の支給

費及び保険外併用療養費の支給第一款 医療の実施並びに入院時食事療養費、入院時生活療養

(医療の実施)

第二十五条 (略)

2 (略)

ては、政令で定めるものに限る。)を受けようとする者は、厚生労働3 第十七条第一項各号に掲げる給付(同項第六号に掲げるものにあつ

特定療養費の支給

の三第一項の規定により支給する給付とする。第十七条の三、特定療養費の支給は、疾病又は負傷に関して第三十一条

第十七条の四~第十七条の六(略)

(医療等以外の保健事業の実施)

第二十条 養費の支給(医療費の支給を含む。)、老人訪問看護療養費の支給、 む。)、 の保健事業を行う。 移送費の支給及び高額医療費の支給 内に居住地を有する四十歳以上の者に対し、 入院時食事療養費の支給 市町村 (特別区を含む。 以下同じ。 (医療費の支給を含む。)、 (以 下 「医療等」という。) は、 医療 (医療費の支給を含 当該市町村の区域)以外 特定療

第三節 医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費の支給

第一款 医療の実施並びに入院時食事療養費及び特定療養費の

(医療の実施)

第二十五条 (略)

2 (略)

ては、政令で定めるものに限る。)を受けようとする者は、厚生労働3 第十七条第一項各号に掲げる給付(同項第六号に掲げるものにあつ

定める場合に該当するときは、健康手帳を提示することを要しない。、健康手帳を提示して、受けるものとする。ただし、厚生労働省令で「保険医療機関等」という。)のうち、自己の選定するものについて省令で定めるところにより、次に掲げる病院、診療所又は薬局(以下

(略

県知事に届け出たもの並びに薬局であつて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める病院及び診療所

4~7 (略)

(一部負担金)

を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならな関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額じ、当該医療につき第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に療を受ける者は、医療を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応第二十八条 第二十五条第三項の規定により保険医療機関等について医

一 (略)

ろにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合 百分人医療受給対象者その他政令で定める者について政令で定めるとこ一 当該医療を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員であつて老

2 · 3 (略)

(入院時食事療養費)

定める場合に該当するときは、健康手帳を提示することを要しない。、健康手帳を提示して、受けるものとする。ただし、厚生労働省令で「保険医療機関等」という。)のうち、自己の選定するものについて省令で定めるところにより、次に掲げる病院、診療所又は薬局(以下

(略

、都道府県知事に届け出たもの除く。)並びに薬局であつて、厚生労働省令で定めるところにより(第三十一条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める病院及び診療所

4~7 (略)

į

(一部負担金)

(略)

ろにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合 百分人医療受給対象者その他政令で定める者について政令で定めるとこ 当該医療を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員であつて老

2 · 3 (略)

(入院時食事療養費)

第三十一条の二 ものについて第十七条第 を除く。 療養に要した費用について、 を除く。 (次条第 以下この条及び次条において同じ。 以下この条において同じ。 市 項にお 町村長は、 項第五号に掲げる給付と併せて受けた食事 7 その者に対し、 老人医療受給対象者 「長期入院老人医療受給対象者」 が、 入院時食事療養費を支給 のうち自己の選定する 保険医療機関等 (長期入院療養を受 لح (薬局 いう

する。

2

- 2 況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、 計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額 は、 費用の額 均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した 生労働大臣が別に定める額とする。 入院時食事療養費の額は、)を控除した額とする。 当該現に食事療養に要した費用の額とする。 (その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるとき 当該食事療養につき食事療養に要する平 以下 「食事療養標準負担額」 から、 平均的な家 (所得の状 厚
- ならない。 他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければ3 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に食費の状況その
- り扱い、又は担当しなければならない。

 扱い及び担当に関する基準に従い、入院時食事療養費に係る療養を取固じ。)は、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る療養の取4 保険医療機関等及び保険医等(薬剤師を除く。次条第四項において
- 5~9 (略)

事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。こから第四項まで及び前条の規定は、保険医療機関等について受けた食10 第二十五条第三項から第六項まで、第二十七条、第二十九条第二項

費用の額 生労働大臣が別に定める額とする。 況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、 計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額 は、 均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した 控除した額とする。 入院時食事療養費の額は、 当該現に食事療養に要した費用の額とする。 (その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるとき 当該食事療養につき食事療養に要する平 以 下 「標準負担額」という。 から、 平均的な家 (所得の 厚 状

- が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない3 厚生労働大臣は、標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情
- ばならない。 に従い、入院時食事療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなけれに従い、入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準が定める入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準4 保険医療機関等及び保険医等(薬剤師を除く。)は、厚生労働大臣
- 5~9 (略)
- 食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。から第四項まで並びに前条の規定は、保険医療機関等について受けた10 第二十五条第三項から第六項まで、第二十七条、第二十九条第二項

の場合におい 定める。 て、 これらの規定に関し必要な技術的読替えは、

政令で

(入院時生活療養費)

第三 者に対し 号に掲げる給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、 険医療機関等のうち自己の選定するものについて第十七条第一項第五 7 条の二の二 入院時生活療養費を支給する。 市町村長は、 長期入院老人医療受給対象者が その

- 2 費用の う。 要する費用につ める者については、 病状の程度、 相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額 る食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に る食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に 均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した 入院時生活療養費の額は、 当該現に生活療養に要した費用の額) を控除した額とする。 額 (その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるとき 治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定 いて介護保険法第五十 別に定める額。 当該生活療養につき生活療養に要する平 以下 条の一 「生活療養標準負担額」とい から、 第 平均的な家計におけ 項第 (所得の状況、 号に規定す
- 3 定しなければならない。 べき事項に係る事情が著しく変動したときは、 厚生労働大臣は、 生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はし 速やかにその額を改 ん酌
- 4 療養費に係る療養を取り扱い 療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、 保険医療機関等及び保険医等は、 又は担当しなければならない。 厚生労働大臣が定める入院時生活 入院時生活
- 5 厚生労働大臣は 第二項の規定による基準及び前項に規定する入院

この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 政令

で定める。

ばならない。するときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなけれするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなけれ時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようと

(保険外併用療養費)

(特定療養費)

定療養費を支給する。を受けたときは、その者に対し、その療養に要した費用について、特第三十一条の三「市町村長は、老人医療受給対象者が、次に掲げる療養

選定するものについて受けた療養機関(以下単に「特定承認保険医療機関」という。)のうち自己の健康保険法第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療

養保険医療機関等のうち自己の選定するものについて受けた選定療

まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合計額)とする。2 特定療養費の額は、第一号に規定する額(当該療養に食事療養が含

2

保険外併用療養費の額は、

第一号に規定する額

(当該療養に食事療

当該療

額

とする。

養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に規定する額の合計

養が含まれるときは当該額及び第二号に規定する額の合計額、

当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第三十条第一 当該療養(食事療養を除く。)につき第三十条第一項に規定する

分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額費用の額)から、その額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して

用の額)から食事療養標準負担額を控除した額養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療工 当該食事療養につき第三十一条の二第二項に規定する厚生労働大

ら生活療養標準負担額を控除した額 費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)か 基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した の表達を表する原生労働大臣が定める

療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、保険外併用保険医療機関等及び保険医等は、厚生労働大臣が定める保険外併用

3

3

項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額ら、その額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)かが定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要医療に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣

る。) から標準負担額を控除した額費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とす基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した一当該食事療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める

らない。
準に従い、特定療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければな労働大臣が定める特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基労働大臣が定める特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基

4 老人医療受給対象者が特定承認保険医療機関又は保険医療機関等に支払 又は保険医療機関等について選定療養を受けたときは、市町村長は、 医療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者が特定承認保険医療機関について療養を受け、

特定療養費の支給があつたものとみなす。 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し

4 及び担当に関する基準を定めようとするときは、 よる基準並びに前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い 医療技術に係るものを除く。 厚生労働大臣は、 評 価 療養 第十 選定療養、 七条第二 項第三 第 あらかじめ中央社会 一項第一号の規定に 一号に規定する高度

5 略

6 びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。 での規定は、 から第四項まで 保険医療協議会の意見を聴かなければならない。 合において、 第二十五条第二項から第六項まで、 これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 保険医療機関等について受けた評価療養及び選定療養並 第三十一 条及び第三十一 第二十七条、 条の一 一第五項から第七項ま 第二十九条第二項 政令で定め この場

10 8 9

7 現に療養に要した費用の額) 費用の額 外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払に |第五項の場合において当該療養につき第| 第二十八条の二の規定は、 (その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、 から当該療養に要した費用について保険 前項の規定により準用する第三十一条の 一項の規定により算定した 当該

る。

6 療受給対象者に対し、 養に要した費用に 交付しなければならない。 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等は き 厚生労働省令で定めるところにより、 その支払を受ける際 当該支払をした老人医 第 項に規定する療 領収証を

見を聴かなければならない。 準を定めようとするときは、 第三項に規定する特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基 厚生労働大臣は、 選定療養、 あらかじめ中央社会保険医療協議会の 第一 項第 号の規定による基準並びに 意

7

略

おいて、 この場合において、 で定める。 受けた選定療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。 から第四項まで並びに第三十 療養及びこれに 十七条、 第二十五条第二項から第六項まで、 特定承認保険医療機関並びに特定承認保険医療機関につ 十五条第 これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 第二十九条第一 .伴う特定療養費の支給に 項 これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 第 一項から第四項まで並びに第三十 項 第 条の規定は、 号、 第二十七条、 第五項 いて準用する。 保険医療機関等につい 第 号及び第 第二十九条第二項 政令で定める。 条の規定は いて受けた 項 場合に 政令

11 控除した額の支払について準用する。 に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を 一項の規定により算定した費用の額 額を超えるときは、 第二十八条の二の規定は、 当該現に療養に要した費用の額) 第四項の場合において当該療養につき第 (その額が現に療養に要した費用 から当該療養

ついて準用する。

(医療費)

第三十二条 えて、 医療費を支給する 入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給に代 市町村長は、 次に掲げる場合には、 医療、 入院時食事療養

- 険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき。 医療、 入院時食事療養費の支給、 入院時生活療養費の支給又は保
- 一やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、 おいて、 薬局その他の者について診療、 必要があると認めるとき。 薬剤の支給又は手当を受けた場合に 診療所又は
- 政令で定めるとき を得ない理由によりその費用を当該保険医療機関等に支払つた場合 において、 保険医療機関等について診療、 必要があると認めるときその他これに準ずる場合として 薬剤の支給又は手当を受け、 やむ
- 2 控除した額及び食事療養又は生活療養に要する費用の額から食事療養 険外併用療養費に係る療養 標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額を控除した額を基準 に掲げる場合の区分に応じ、 いて同じ。 前 項の規定により支給する医療費の額は、 市町村長が定める。)に要する費用の額から、 (食事療養及び生活療養を除く。 同項各号に定める割合を乗じて得た額を その額に第二十八条第一項各号 医療に要する費用又は保 次項にお
- 3 費用の 前 額 項の医療に要する費用の額は、 の額は、 の算定に関する基準により算定した額とし、 第三十一条の二第二項の厚生労働大臣が定める基準によ 第三十条第一項の医療に要する費 食事療養に要する

として、

第三十二条 費の支給又は特定療養費の支給に代えて、 市町村長は、 次に掲げる場合には、 医療費を支給する。 医療、 入院時食事 事療養

- が 医療、 :困難であると認めるとき。 入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給を行うこと
- 一 やむを得ない理由により保険医療機関等及び特定承認保険医 関以外の病院、 給又は手当を受けた場合において、 診療所又は薬局その他の者について診療、 必要があると認めるとき。 薬剤の 療 機
- とき。 要があると認めるときその他これに準ずる場合として政令で定める 医療機関等又は特定承認保険医療機関に支払つた場合において、 支給又は手当を受け、 保険医療機関等又は特定承認保険医療機関について診療、 やむを得ない理由によりその費用を当該保険 薬剤
- 2 に応じ、 準として、 療養に要する費用の額から標準負担額に相当する額を控除した額を基 る費用の額から、その額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分 定療養費に係る療養(食事療養を除く。 前項の規定により支給する医療費の額は、 同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び食事 市町村長が定める。 次項において同じ。 医療に要する費用又は特)に要す
- 3 費用の額は、 用の額の算定に関する基準により算定した額とし、 前項の医療に要する費用の額は、 第三十一条の二第二項の厚生労働大臣が定める基準によ 第三十条第一項の医療に要する費 食事療養に要する

は、現に医療又は食事療養、生活療養若しくは保険外併用療養費に係労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、それらの額併用療養費に係る療養に要する費用の額は、前条第二項第一号の厚生二第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した額とし、保険外り算定した額とし、生活療養に要する費用の額は、第三十一条の二のり算定した額とし、生活療養に要する費用の額は、第三十一条の二の

(特別会計)

る療養に要した費用の額を超えることができない。

第三十三条 る。 含む。 養費の支給 療費の支給を含む に関する収入及び支出について、 市町村は、 (医療費の支給を含む。 医療 及び保険外併用療養費の支給 (医療費の支給を含む。 入院時生活療養費の支給 特別会計を設けるものとす)、入院時食事療 (医療費の支給を <u>(</u>医

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第三十四条 たときは、 償給付若しくは療養給付その他政令で定める法令に基づく医療に関す 費の支給 る給付を受けることができるとき、 者災害補償保険法 を含む。 下この款において同じ。 国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われ 以下この款において同じ。 又は保険外併用療養費の支給 同項を除き、 (医療費の支給を含む) その限度において、 医療 (医療費の支給を含む。 (昭和二十二年法律第五十号) 以下この款において同じ。 入院時食事療養費の支給) は、 行わない。 同項を除き、 又はこれらの法令以外の法令によ (医療費の支給を含む。 当該疾病又は負傷につき、 第四十二条第三項を除き、 以下この款において同 の規定による療養補 入院時生活療養 (医療費の支給 同項を除 労働 以

係る療養に要した費用の額を超えることができない。ただし、それらの額は、現に医療又は食事療養若しくは特定療養費に第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。り算定した額とし、特定療養費に係る療養に要する費用の額は、前条

(特別会計)

ものとする。
の支給を含む。)に関する収入及び支出について、特別会計を設けるの支給を含む。)に関する収入及び支出について、特別会計を設ける養費の支給(医療費の支給を含む。)、入院時食事療第三十三条 市町村は、医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療

他の法令による医療に関する給付との調整

第三十四条 行わ 支給 担において医療に関する給付が行われたときは、 年法律第五十号)の規定による療養補償給付若しくは療養給付その他 を含む。 政令で定める法令に基づく医療に関する給付を受けることができると 下この款において同じ。 は、 ない。 又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の (医療費の支給を含む。 当該疾病又は負傷につき、 同項を除き、 医療 (医療費の支給を含む。 以下この款において同じ。 同項を除き、 入院時食事療養費の支給 労働者災害補償保険法 第四十二条第三項を除き、 以下この款において同じ。)又は特定療養費の その限度において、 (医療費の支給 (昭和二十二 以

(健康保険法の規定による日雇特例被保険者等に関する取扱い)

まの並びに同法の規定によるその者の被扶養者については、行わないで同法第百四十五条第一項の特別療養費受給票のいずれをも有しないで同法第百四十五条第一項の特別療養費の規定に該当するものに限る。)及 三項の受給資格者票(同条第五項の規定に該当するものに限る。)及 又は保険外併用療養費の支給は、健康保険法に規定する日雇特例被保第三十五条 医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給

外併用療養費の支給の制限)(医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険

時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給は、行わない。者については、その期間に係る医療、入院時食事療養費の支給、入院第三十六条 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された

に相当する給付を受けることができるときは、行わない。 は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりこれらの給付第三十四条の二 医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給

た者であつて、同法第百二十九条第三項の受給資格者票(同条第五項健康保険法に規定する日雇特例被保険者又は日雇特例被保険者であつ第三十五条 医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給は、(健康保険法の規定による日雇特例被保険者等に関する取扱い)

者の被扶養者については、行わない。 療養費受給票のいずれをも有しないもの並びに同法の規定によるその の規定に該当するものに限る。

)及び同法第百四十五条第一

項の特別

(医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給の制限)

定療養費の支給は、行わない。
者については、その期間に係る医療、入院時食事療養費の支給又は特第三十六条 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された

た者については、当該疾病又は負傷に関しては、行わない。自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷し第三十七条 医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給は、

て疾病にかかり、又は負傷した者については、当該疾病又は負傷に関又は保険外併用療養費の支給は、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつ第三十八条 医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給

その全部又は

一部を行わないことができる。

外併用療養費の支給の一部を行わないことができる。 療養型は保険外併用療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る 療養型は保険外併用療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る 療養型は保険外併用療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る 療養型は保険外併用療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る 外併用療養費の支給、入院時生活療養費に係る 外併用療養費の支給、入院時生活療養費に係る 外併用療養費の支給、入院時生活療養費に係る 外併用療養費の支給、入院時生活療養費に係る

険外併用療養費の支給の全部又は一部を行わないことができる。 、医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保 は、医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保 は、第四十三条の規定による求めに応ぜず、又は答弁を拒んだとき を費の支給又は保険外併用療養費の支給を受ける者が、正当な理由な 第四十条 市町村長は、医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療

(損害賠償請求権)

第四十一条 の支給を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得す 時食事療養費の支給、 た価 又は保険外併用療養費の支給を行つたときは、 において、 額又は支給した保険外併用療養費の額の限度において、 額 支給した入院時食事療養費の額が 医療、 市町村長は、 入院時食事療養費の支給、 入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合 支給した入院時生活療養費 入院時生活療養費の支給 その医療に関し支払つ 医療、 入院

ことができる。
については、当該疾病又は負傷に関し、その全部又は一部を行わない闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷した者第三十八条 医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給は、

いことができる。
医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給の一部を行わな係る療養又は特定療養費に係る療養に関する指示に従わないときは、係る療養又は特定療養費に係る療養に関する指示に従わないときは、原っ支給を受ける者が、正当な理由なしに医療、入院時食事療養費に第三十九条 市町村長は、医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養

給又は特定療養費の支給の全部又は一部を行わないことができる。めに応ぜず、又は答弁を拒んだときは、医療、入院時食事療養費の支の支給を受ける者が、正当な理由なしに、第四十三条の規定による求第四十条 市町村長は、医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費

(損害賠償請求権)

る。

2 5 額 療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けるべき者が第三者か 同 の限度にお 前 項の場合にお 一の事由について損害賠償を受けたときは、 て、 いて、 医療、 医療、 入院時食事療養費の支給、 入院時食事療養費の支給、 市町村長は、 入院時生活 入院時 その価 生活 源養

の支給又は保険外併用療養費の支給を行う責めを免れる。

3 (略

(不正利得の徴収等)

3 2 する費用の支払、 に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。 給 は、 療養費の支給又は保険外併用療養費の支給が行われたものであるとき 記載をしたため、 前項の場合において、 町村は、 入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けた者 市町村長は、 (薬剤師を除く。 保険医療機関等が偽りその他不正の行為により医療に関 第三十一条の二第五項 当該保険医等に対し、 その医療、 が、 保険医療機関等において診療に従事する保険 市町村長に提出されるべき診断書に虚偽 入院時食事療養費の支給、 医療、 (第三十 入院時食事療養費の支 一条の二の一 入院時生活 一第七項

食事療養費の支給又は特定療養費の支給を行う責めを免れる。受けたときは、市町村長は、その価額の限度において、医療、入院時費の支給を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を前項の場合において、医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養

2

(略

3

(不正利得の徴収等

る。 類又は支給した特定療養費の額の全部又は一部を徴収することができ の者からその医療に関し支払つた価額、支給した入院時食事療養費の 支給又は特定療養費の支給を受けた者があるときは、市町村長は、そ 第四十二条 偽りその他不正の行為によつて医療、入院時食事療養費の

特定療養費の支給を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきこ 町村長は、 療養費の支給又は特定療養費の支給が行われたものであるときは、 出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、 おいて診療に従事する保険医等 とを命ずることができる。 前項の場合において、保険医療機関等又は特定承認保険医 当該保険医等に対し、 (薬剤師を除く。 医療、 入院時食事療養費の支給又は その医療、 が、 市町村長に提 入院時食事 |療機関に

2

ときは、当該保険医療機関等又は特定承認保険医療機関に対し、その規定による支払又は第三十一条の三第四項の規定による支払を受けた不正の行為により医療に関する費用の支払、第三十一条の二第五項の市町村は、保険医療機関等又は特定承認保険医療機関が偽りその他

及び第三十

条の

|第六項にお

V

て準用する場合を含む。

の規定に

3

よる支払を受けたときは、

当該保険医療機関等に対し、

その支払つた

た額を支払わせることができる。額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得

(文書の提出等)

第四十三条 は照会をさせることができる。 外併用療養費に係る療養を担当する者に対し、 時食事療養費に係る療養、 るときは、 出若しくは提示を求め、 支給若しくは保険外併用療養費の支給を受ける者又は当該医療、 療養費の支給又は保険外併用療養費の支給に関して必要があると認め 当該医療、 市町村長は、 入院時食事療養費の支給、 医療、 若しくは依頼し、 入院時生活療養費に係る療養若しくは保険 入院時食事療養費の支給 又は当該職員に質問若しく 文書その他の物件の提 入院時生活療養費の 入院時生活 入 院

(診療録の提示等)

第四十四条 当を行つた者又はこれを使用する者に対し、 費の支給、 提示を命じ、 支給又は手当に関し、 して必要があると認めるときは、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給に関 又は当該職員に質問させることができる。 報告若しくは診療録、 医師、 歯科医師、 その行つた診療、 帳簿書類その他の物件の 医療、 薬剤師若しくは手 入院時食事療養 薬剤の

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、医2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、医2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、医2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、医

乗じて得た額を支払わせることができる。 支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を

(文書の提出等)

(診療録の提示等)

会せることができる。 豊の支給又は特定療養費の支給に関して必要があると認めるときは、 費の支給又は特定療養費の支給に関して必要があると認めるときは、 は診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問は診療録、帳簿書類を記述の支給に関して必要があると認めるときは、 第四十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医療、入院時食事療養

Ü

略

(受給権の保護)

又は差し押さえることができない。

び保険外併用療養費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、定めるものを除く。)並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及第四十五条 医療(第十七条第一項第六号に掲げる給付であつて政令で

租税その他の公課の禁止

標準として課することができない。
、入院時生活療養費及び保険外併用療養費として支給を受けた金品を、入院時生活療養費及び保険外併用療養費として支給を受けた金品を、入院時生活療養費及び保険外併用療養費として 実 が で あつて政令で定めるものを除く。)並びに入院時食事療養費第四十六条 租税その他の公課は、医療(第十七条第一項第六号に掲げ

(移送費の支給)

ろにより算定した額を支給する。 たときは、その者に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるとこ療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送され第四十六条の六 市町村長は、老人医療受給対象者が医療(保険外併用

(高額医療費の支給)

給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、そつき保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費として支の条において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用にする一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。以下こ第四十六条の八 市町村長は、医療につき支払われた第二十八条に規定

(略)

3

(受給権の保護)

きない。
を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることがでを受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることがで定めるものを除く。)並びに入院時食事療養費及び特定療養費の支給第四十五条 医療(第十七条第一項第六号に掲げる給付であつて政令で

(租税その他の公課の禁止)

きない。

及び特定療養費として支給を受けた金品を標準として課することがで及び特定療養費として支給を受けた金品を標準として課することがでる給付であつて政令で定めるものを除く。)並びに入院時食事療養費第四十六条 租税その他の公課は、医療(第十七条第一項第六号に掲げ

(移送費の支給)

り算定した額を支給する。は、その者に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところによに係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたとき第四十六条の六。市町村長は、老人医療受給対象者が医療(特定療養費

(高額医療費の支給)

る額を控除した額が著しく高額であるときは、その医療又はその特定費、医療費若しくは老人訪問看護療養費として支給される額に相当すする一部負担金の額又は療養(食事療養を除く。以下この条において第四十六条の八 市町村長は、医療につき支払われた第二十八条に規定

費の支給を受けた老人医療受給対象者に対し、 医療又はその保険外併用療養費、 医療費若しくは老人訪問看護療養 高額医療費を支給する

2

略

(交付金

第四十八条 四十六条の五の二第十項の規定による委託に要する費用を含む。)に 項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を含む。) 及び第 第二十九条第三項 含む。)及び第四十六条の五の二第九項の事務の執行に要する費用 条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を 特定費用並びに第二十九条第二項 要する費用 付する交付金をもつて充てる。 して行われる医療等に要する費用 次条及び第五十条において同じ。)の十二分の六に相当する額、 政令で定めるところにより、 市町村が前条の規定により支弁する費用のうち、 (第二十八条第一 (第三十一 項第二号に掲げる場合に該当する者に対 条の二第十項、 (第三十一条の二第十項) (以下「特定費用」という。) を除 基金が当該市町村に対して交 第三十 一条の二の一 第三十 医療等に 一第七 2

2 出 金をもつて充てる。 項の交付金は、 第五十三条第 項の規定により基金が徴収する拠

(事務費拠出金の額

第五十七条 費拠出金の額は、 (第三十一条の二第十項) 業務に関する事務の処理に要する費用の見込額と第一 第五十三条第 当該年度における第六十四条第一項に規定する基金 第三十一条の二の二第七項及び第三十一条 項の規定により各保険者から徴収する事務 一十九条第二項

> 療養費、 受給対象者に対し、 医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給を受けた老人医療 高額医療費を支給する。

2

略

(交付金

第四十八条 項 四十六条の五の二第九項の事務の執行に要する費用 特定費用並びに第二十九条第二項 要する費用 おいて準用する場合を含む。)及び第四十六条の五の二第十項の規定 出金をもつて充てる。 により、 による委託に要する費用を含む。)については、 して行われる医療等に要する費用 前項の交付金は、 一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。 (第三十一条の二第十項並びに第三十 次条及び第五十条において同じ。)の十二分の六に相当する額 基金が当該市町村に対して交付する交付金をもつて充てる。 市町村が前条の規定により支弁する費用のうち、 (第二十八条第一 第五十三条第一項の規定により基金が徴収する拠 項第一 一号に掲げる場合に該当する者に対 (第三十一条の二第十項並びに第三 (以下「特定費用」という。) を除 条の三 政令で定めるところ 一第九項及び第十項 (第二十九条第三) 及び第 医療等に

(事務費拠出金の額

第五十七条 費拠出金の額は、 (第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項にお 業務に関する事務の処理に要する費用の見込額と第一 第五十三条第 当該年度における第六十四条第一項に規定する基金 項の規定により各保険者から徴収する事務 一十九条第二項

む。 等に関する第二十九条第二項及び第四十六条の五の二 を含む。 の二の二第七項及び第 要する費用 の三第六項において準用する場合を含む。 めるところにより算定した額とする よる市町村の事務の執行に要する費用の額に応じ、 及び第四十六条の五の二第九項の規定による市町村の事務の執行に 各保険者に係る加入者数及び七十歳以上の加入者等に対する医療 及び第四十六条の五の二第十項の規定による委託に要する費用 以下この条において同じ。 (第二十九条第三項 三十 一条の三第六項において準用する場合を含 (第三十一条の二第十項、)の見込額との合計額を基礎とし 以下この条において同じ。 厚生労働省令で定 一第九項の規定に 第三十一条

(時効)

利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。 第八十二条 拠出金その他この法律の規定による徴収金(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による徴収金を除第八十二条 拠出金その他この法律の規定による徴収金(第五十一条(

2 (略)

(権限の委任)

第八十三条の二 第三十 項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を含む。 一の二第七項及び第三十 次条及び第八十三条の四第二項において同じ。 条第四項、 第二十七条第一 第三十一条の二第十項、 一条の三第六項において準用する場合を 項 (第三十一条の二第十項) 第三十 条の一 及び第一 <u>ー</u>の 次条及び 第三十一 一第七 項

> する。 二十九条第三項(第三十一条の二第十項並びに第三十 条の五の二第九項の規定による市町村の事 び第四十六条の五の二第九項の規定による市町 び七十歳以上の加入者等に対する医療等に関する第二十九条第二項及 第十項の規定による委託に要する費用を含む。 及び第十項において準用する場合を含む。 る費用の額に応じ、 いて準用する場合を含む。)の見込額との合計額を基礎として、各保険者に係る加入者数及 厚生労働省令で定めるところにより算定した額と 以下この条において同じ。)及び第四十六条の 務の執行に要する費用 7村の事 以下この条において同 務の執行に要 一条の三 及び第四 一第九項 五の二

(時効)

第八十二条 費の支給又は高額医療費の支給を受ける権利は、 く。 特定療養費若しくは医療費の支給、 は、 第五十二条において準用する場合を含む。)を徴収し、 時効によつて消滅する。 拠出金その他この法律の規定による徴収金 又はその還付を受ける権利及び入院時食事療養費、 老人訪問看護療養費の支給、)の規定による徴収金を除 二年を経過したとき (第五 + . . 条 移送

2 (略

(権限の委任)

おいて準用する場合を含む。次条及び第八十三条の四第二項において項、第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において同じ。)及び第二項(第三十一条第四第一十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。次条及び第十十三条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。次条及び第八十三条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。次条及び第八十三条の二第九項及び第二十一条の二第十項並びに第三

条の五の六第 び第八十六条において同じ。 条の九において準用する場合を含む。 いて同じ。 項において準用する場合を含む。 第八十三条の四第二項において同じ。 めるところにより、 条の二第十項 一項に規定する厚生労働大臣の権限の 第四十四条第二項 第三十 地方社会保険事務局長に委任することができる。 条の二の二第七項)、第四十六条の五の五並びに第四十六 次条及び第八十三条の四第二項にお (第四十六条の五の八及び第四十六 次条、 第三十一条第 第八十三条の四第 及び第三十 部は、 条の三 項 政令で定 (第三十 一項及 一第六

(事務の区分)

第八十三条の四 を含む。 九条の二並びに第七十九条の三の規定により市町村が処理することと 第四十六条の六、 て準用する場合を含む。 法定受託事務 されている事務は、 定を第四十六条の五の八、 に第三十二条第一項及び第二項、 十八条第二項及び第三項、 条の二の 項、 第四十二条第一項及び第二項並びに第四十三条 第七項及び第三十 第三 (次項において単に 第二十五条第一項及び第七項、 第四十六条の八第一項、 + 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 条の一)、第四十六条の五の二第一項及び第七項 第三十 第四十六条の七及び第四十六条の九にお $\frac{-}{\mathcal{O}}$ 第 第三十九条、 条の三第六項において準用する場合 一条の二第一項及び第五項 「第一号法定受託事務」という。 項、 第六十三条第一項、 第三十一条の三第 第四十条、 第二十五条の二、 (これらの 第四十 (第三十 項並び 第七十 第二 一条 規

一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項において準用する場合条第一項及び第五項(これらの規定を第三十一条の二第十項、第三十2 第二十五条第三項第二号、第二十七条第一項及び第二項、第三十一

限の 同じ。 任することができる。 五の五並びに第四十六条の五の六第一項に規定する厚生労働大臣の権 八十三条の四第二項及び第八十六条において同じ。 条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。 \mathcal{O} 十三条の四第二項において同じ。 五の八及び第四十六条の九において準用する場合を含む。 部は、 第三十一条第 政令で定めるところにより、 項 (第三十一条の二第十項並びに第三十一 第四十四条第二項(第四十六条 地方社会保険事務局長に 第四十六条の 次条及び第八 次条、 委 第

(事務の区分)

第八十三条の四 項、 十九条、 第九項第 により市町村が処理することとされている事務は、 条の五の二第一 並びに第四十三条(これらの規定を第四十六条の五の八、 の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。 十八条第二項及び第三項、 号法定受託事務」という。)とする 条の三第一項及び第四項並びに第三十二条第一項及び第一 第六十三条第一項、 第四十条、 一号に規定する第一 項及び第七項、 第二十五条第一 第四十一条第一 第七十九条の二並びに第七十九条の三の 第三十一条の二第一項及び第五項、 号法定受託事務 項及び第七項、 第四十六条の六、 項、 第四十二条第 (次項におい 第二十五条の二、 第四十六条の八第 地方自治法第二条 一項及び第三 て単に 第四十六条 項、 第四十六 第三十 規定

九項及び第十項において準用する場合を含む。)、第四十四条第一項条第一項及び第五項(第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第2 第二十五条第三項第二号、第二十七条第一項及び第二項、第三十一

道府県が処理することとされている事務は、 第四十六条の五の六第一項及び第三項、 において準用する場合を含む。 を含む。)、第四十四条第一項 項及び第三項並びに第七十九条第一項及び第三項の規定により都)及び第二項、 (第四十六条の七及び第四十六条の九 第六十条第四項、第七十六条 第一号法定受託事務とす 第四十六条の五の五、

る。

第八十六条 老人訪問看護療養費の支給を受けた者が、 該職員の質問に対して、 よる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 を含む。 三十万円以下の罰金に処する。 (医療費の支給を含む。 医療 保険外併用療養費の支給 (医療費の支給を含む。)、入院時生活療養費の支給 答弁せず、 若しくは虚偽の答弁をしたときは (医療費の支給を含む。) 又は 第四十四条第二項の規定に 又は同項の規定による当 入院時食事療養費の支給 (医療費の支給

> 第三項、 九条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされて いる事務は、 及び第二項、 (第四十六条の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。 第六十条第四項、 第一号法定受託事務とする。 第四十六条の五の五、 第七十六条第一項及び第三項並びに第七十 第四十六条の五の六第一 項及び

第八十六条 による当該職員の質問に対して、答弁せず、 たときは、三十万円以下の罰金に処する。 の規定による報告をせず、)又は老人訪問看護療養費の支給を受けた者が、 (医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む 医療 (医療費の支給を含む。)、 若しくは虚偽の報告をし、 入院時食事療養費の支給 若しくは虚偽の答弁をし 第四十四条第二項 又は同項の規定

0

◎ 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)(平成二十年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

(第七条関係)

目次 高齢者の医療の確保に関する法律 第三章 第 第 第 章 章 節 節 第四十六条 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整 医療費適正化の推進 総則 特定健康診査等基本指針等 医療費適正化計画等 (第 条—第七条) 改 (第八条—第十七条) 正 (昭和五十七年法律第八十号) (第十八条—第三十 案 (第三十二条-条) 目次 老人保健法 第三章 第 第 第五節 第七節 第六節 第四節 第一 第三節 第 一章 第二款 第一 章 節 節 款 削除 保健事業等 総則 (昭和五十七年法律第八十号) 研究開発の推進 高額医療費の支給 移送費の支給 老人訪問看護療養費の支給(第四十六条の五の二―第四十六 医療並びに入院時食事療養費、 医療等以外の保健事業 保健事業の種類 条の五の九) 外併用療養費の支給 び保険外併用療養費の支給 補則 (第三十四条—第四十六条) 医療の実施並びに入院時食事療養費、 (第 現 (第四十六条の六・第四十六条の七) (第四十六条の十 (第十二条—第十九条) (第四十六条の八・第四十六条の九) (第二十条―第二十四条の二) (第二十五条—第三十三条) 入院時生活療養費及び保険 行 -第四十六条の十七) 入院時生活療養費及

第四章 後期高齢者医療制度

第一節 総則 (第四十七条—第四十九条)

第二節 被保険者 (第五十条—第五十五条)

第三節 後期高齢者医療給付

第一款 通則(第五十六条—第六十三条)

第二款 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第

費、保険外併用療養費及び療養費の支給(第六十四条――一目 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養

第七十七条)

第二目 訪問看護療養費の支給 (第七十八条―第八十一条)

第三目 特別療養費の支給 (第八十二条)

第四目 移送費の支給 (第八十三条)

・第八十五条) ・第八十五条) 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給(第八十四条

第四款 その他の後期高齢者医療給付 (第八十六条)

第五款 後期高齢者医療給付の制限(第八十七条—第九十二条)

第四節 費用等

第一款 費用の負担 (第九十三条—第百十五条)

第二款 財政安定化基金 (第百十六条)

第三款 特別高額医療費共同事業 (第百十七条)

第四款 保険者の後期高齢者支援金等(第百十八条—第百二十四

条

第五節 保健事業 (第百二十五条)

第六節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会(第百二十六条・第百

第三章の二 老人保健計画等(第四十六条の十八―第四十六条の二十二

 \smile

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び負担 (第四十七条—第五十二条)

|節 保険者の拠出金(第五十三条—第六十三条)

第

一十七条)

第七節 審查請求 (第百 一十八条 -第百三十条)

第八節 保健事業等に関する援助等 (第百三十一条・ 第百三十二条)

第九節 雑則 (第百三十三条--第百三十八条)

第五章 二十九条——第百五十四条 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務 (第百

第六章 国民健康保険団体連合会の高齢者医療関係業務 (第百五十五

第百五十七条)

第七章 雑則 (第百五十八条 -第百六十六条)

第八章 罰則 (第百六十七条——第百七十一条)

附則

第 章 総則

(目的)

第 条 この法律は、 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るた

康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、 医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健 高齢者の医療につい

費用負担の調整 国民の共同連帯の理念等に基づき、 後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うため 前期高齢者に係る保険者間の

を図ることを目的とする。

に必要な制度を設け、

もつて国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進

(基本的理念)

第二条 心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、 国民は、 自助と連帯の精神に基づき、 自ら加齢に伴つて生ずる 高齢者

> 第五章 社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務 (第六十四

—第七十八条)

第六章 雑則 (第七十九条— 第八十四条)

第七章 罰則 (第八十五条—第八十七条)

附則

第 章 総則

(目的)

第 条 この法律は、 国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保

を図るため、 もつて国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする 疾病の予防 治療、 機能訓練等の保健事業を総合的に実施

(基本的理念)

第二条 身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、老人の医療 国民は、 自助と連帯の精神に基づき、 自ら加齢に伴つて生ずる心

の医療に要する費用を公平に負担するものとする。

を受ける機会を与えられるものとする。 おいて、高齢期における健康の保持を図るための適切な保健サービス2 国民は、年齢、心身の状況等に応じ、職域若しくは地域又は家庭に

(国の責務)

第三条 進しなければならない。 するため、 要な各般の措置を講ずるとともに、 高齢者医療制度をいう。 期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第四章に規定する後期 0 国は、 取組が円滑に実施され 医療、 国民の高 公衆衛生、 齢期における医療に要する費用の適正化を図る 以下同じ。 社会福祉その他 高齢者医療制度 第 0 運営が健全に行われるよう必 条に規定する目的の達成に資 の関連施策を積極的に推 (第 |章に規定する前

(地方公共団体の責務)

の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければなける医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期にお

(保険者の責務)

らない。

| が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。 | 事業を積極的に推進するよう努めるとともに、高齢者医療制度の運営||第五条 保険者は、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な

(医療の担い手等の責務)

に要する費用を公平に負担するものとする。

(国の責務)

第三条 祉その 第一条に規定する目的の達成に資するため、 が 建全か 国は、 他の関連施策を積極的に推進しなければならない。 つ円滑に実施されるよう必要な各般の措置を講ずるとともに この法律による保健事業 (以下単に 医療、 「保健事業」 公衆衛生、 とい 社会福 、 う。

(地方公共団体の責務)

| な施策を実施しなければならない。| 健康の保持を図るため、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切| 第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の老後における

(保険者の責務)

施されるよう協力しなければならない。を積極的に推進するよう努めるとともに、保健事業が健全かつ円滑に実第五条 保険者は、加入者の老後における健康の保持のために必要な事業

第六条 医 師 和 歯科医師 薬剤師 看護師その他 第 の医療の 第 担 項に規定する ・手並びに

医療提供施設 医療法 昭 の開設者及び管理者は、 十三年法律第二 |百五号 前三条に規定する各般の措置 条の

施策及び事業に協力しなければならな

(定 義

第七条 (略)

2

(略

3 この法律にお いて「加入者」とは、次に掲げる者をいう。

規定による日雇特例被保険者を除く。 健康保険法の規定による被保険者。 ただし、 同法第三条第二項の

船員保険法の規定による被保険者

国民健康保険法の規定による被保険者

兀 組合の組合員 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済

Ŧī. 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加

六 特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。 よる被扶養者。 いて準用する場合を含む。 健康保険法、 ただし、 船員保険法、 健康保険法第三条第一)又は地方公務員等共済組合法の規定に 国家公務員共済組合法 一項の規定による日雇 (他の法律にお

項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同 るに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者 付を受け、 健康保険法第百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交 その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくな 同法第三条第一 「項ただし書の規定による承認を受けて同

(定義)

第六条 略

2 (略)

3 この法律において「加入者」とは、次に掲げる者をいう。

定による日雇特例被保険者を除く。 健康保険法の規定による被保険者。 ただし、 同法第三条第二項の

規

_ 船員保険法の規定による被保険者

国民健康保険法の規定による被保険者

兀 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組

四の二

合の組合員

五. 加入者 健康保険法、船員保険法、 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の 国家公務員共済組合法 (他の法律にお

保険者の同法の規定による被扶養者を除く。 被扶養者。 て準用する場合を含む。) 又は地方公務員等共済組合法の規定による ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被

六

による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第百二十 至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。 を受け、 健康保険法第百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付 同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定 その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに ただ

四 前三号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進に関する重要事 三 医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事項 価に関する基本的な事項 価に関する基本的な事項 本的な事項 でき目標に係る参酌すべき標準その他の当該計画の作成に当たつて	に規定する都道府県医療費適正化計画において定める。 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるもの基本方針においては、次に掲げる事項を定めるもの	を推進するための計画(以下「全国医療費適正と計画」という。)を一)を定めるとともに、五年ごとに、五年を一期として、医療費適正化策についての基本的な方針(以下「医療費適正化基本方針」という。う。)を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化に関する施	る観点から、医療に要する費用の適正化(以下「医療費適正化」とい第八条 厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図(第八条 削除(医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画)	節 医療費適正化計画等	第二章 医療費適正化の推進 第二章 削除 第七条 削除 第七条 削除	
						被扶養者を除く。

- 3 医療費適正化基本方針は、医療法第三十条の三第一項に規定する基本方針は、医療法第三十条の三第一項に規定する基本指針及び健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七年規定する基本指針及び健康増進法(平成十四年法律第百十六条第一項を規定する基本方針に、医療法第三十条の三第一項に規定する基準に対して、
- する。4 全国医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものと
- 項 国民の健康の保持の推進に関し、国が達成すべき目標に関する事する。
- する事項 一 前二号に掲げる目標を達成するために国が取り組むべき施策に関
- 関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
 「第一号及び第二号に掲げる目標を達成するための保険者、医療機
- 五 計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項
- 計画の達成状況の評価に関する事項
- 事項 市各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために必要な
- 機関の長に協議するものとする。を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政を定め、以ば、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画

ర ం	者、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができ	化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険	7 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画の作成及び全国医療費適正

(都道府県医療費適正化計画)

第九条 削除

のとする。 2 都道府県医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるも

き目標に関する事項 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべ

べき目標に関する事項 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成す

策に関する事項 前二号に掲げる目標を達成するために都道府県が取り組むべき施

関その他の関係者の連携及び協力に関する事項四の第一号及び第二号に掲げる目標を達成するための保険者、医療機

事項 当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する

六 計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項

七 計画の達成状況の評価に関する事項

県が必要と認める事項 八 前各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために都道府

2 するものとする。 するものとする。 適正化計画に基づる。 できる。 (厚生労働大臣の作成の手法その作成の手法その作成の手法その作成の手法その作成の手法その作成の手法を動力を対して必要がある。) 医療費適正化計画に基づる。 (計画の進捗状況と 医療費適正化計画と と療費適正化計画と と療費適正化計画と に基づる。	5 る医療計画、介護保 増進計画と調和が保 は、おうとするときは、 い。 ようとするときは、 なっとするときは、 なっとするときば、 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっとするともない。 なっと。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともない。 ともな。 ともない。 ともない。 ともな。 ともな。 ともな。 ともな。 ともな。 ともな。 ともな。 ともな
「原生労働大臣は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表するものとする。	都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更し が。 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更し が。 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更し が。 が。 が。 が。 が。 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更し が。 が。 が。 のでなければならない。 い。 のでなければならない。 が。 のでなければならない。 のでなければならない。 のでなければならない。 のでなければならない。 のでなければならない。
十 十 十	

削除

削除

する評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。適正化計画の作成年度の翌々年度において、当該計画の進捗状況に関

(計画の実績に関する評価)

び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。 当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及 医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、第十二条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県

表するものとする。
ころにより、その内容を厚生労働大臣に報告するとともに、これを公ころにより、その内容を厚生労働大臣に報告するとともに、これを公2 都道府県は、前項の評価を行つたときは、厚生労働省令で定めると

3 4 とする。 を行い、 画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析 適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、 ける都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うものとする。 前項の報告を踏まえ、 厚生労働大臣は 厚生労働大臣は、 全国医療費適正化計画の実績に関する評価を行うとともに、 厚生労働省令で定めるところにより、 前項の評価を行つたときは、 関係都道府県の意見を聴いて これを公表するもの 各都道府県にお 全国医療費 当該計

(診療報酬に係る意見の提出等)

条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準ときは、厚生労働大臣に対し、健康保険法第七十六条第二項の規定に第七十一ときは、厚生労働大臣に対し、健康保険法第七十六条第二項の規定に第十三条 都道府県は、第十一条第一項又は前条第一項の評価の結果、

ることができる。
び次条第一項において「診療報酬」という。)に関する意見を提出すび次条第一項において「診療報酬」という。)に関する意見を提出す及び第七十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準(次項及

ならない。 ときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるように努めなければときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるように努めなければ2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県から意見が提出された

(診療報酬の特例)

第十四条 達成し、 見て合理的であると認められる範囲内において、 えつつ、 項第二号及び各都道府県における第九条第1 内における診療報酬と異なる定めをすることができる。 の都道府県の区域内における診療報酬について、 適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から 厚生労働大臣は、 医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、 第十二条第三項の評価の結果、 |項第| 他の都道府県の区域 一号に掲げる目標を 地域の実情を踏ま 第八条第四

係都道府県知事に協議するものとする。2 厚生労働大臣は、前項の定めをするに当たつては、あらかじめ、関

(資料提出の協力及び助言等)

は医療機関に対し、必要な助言又は援助をすることができる。 の評価又は第十二条第一項若しくは第三項の評価に基づき、保険者又2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十一条第一項若しくは第二項

(医療費適正化計 画 の作成等 のため の調査及び分析等)

第十六条 する情報について調査及び分析を行い 適正化計 厚生労働大臣は、 画の作成 実施及び評価に資するため 全国医療費適正化計画及び都道府県医療費 その結果を公表するものとす 次に掲げる事項に関

他 医療に要する費用に関する地域別 の厚生労働省令で定める事項 年齢別又は疾病別の状況その

働省令で定める事項 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労

2 労働省令で定める方法により提供しなければならない。 労働大臣に対し、 保険者及び第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合は、 前項に規定する調査及び分析に必要な情報を 厚 生 厚生

(支払基金等 への委託

第十七条 事務の るものに委託することができる 体連合会 十九号)による社会保険診療報酬支払基金 又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団 部を社会保険診療報酬支払基金法 厚生労働大臣は、 (以 下 「国保連合会」という。 前条第 項に規定する調査及び分析に係る その他厚生労働省令で定め (以 下 (昭和二十三年法律第百) 「支払基金」という

第 節 特定健康診査等基本指針等

(特定健康診査等基本指針)

第十八条 厚生労働大臣は、 特定健康診査 (糖尿病その他の政令で定め

は、大工場がな事員とEからのでは、大工場がな事員とEからのです。 「以下「特定健康診査等基本指針」という。)を定めるものとする。 で厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及 で厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及 で原生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及 で以下「特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者とし で以下「特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者とし

- 。) の実施方法に関する基本的な事項 特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という
- 事項 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な

等実施計画の作成に関する重要事項 三 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に規定する特定健康診査

- したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 写生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更

(特定健康診査等実施計画)

健康診査等実施計画」という。)を定めるものとする。
五年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画(以下「特定第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、五年ごとに、

とする。2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるもの

一 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項

二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標

施のために必要な事項三前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実

きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したと

(特定健康診査)

第一 を受け、 条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたとき 行うものとする。 で定めるところにより、 この限りでない。 保険者は、 その結果を証明する書面の提出を受けたとき ただし 特定健康診査等実施計画に基づ 四十歳以上の加入者に対し、 加入者が特定健康診査に相当する健康診査 き 特定健康診査を 厚生労働省令 又は第一

(他の法令に基づく健康診断との関係)

「事業者等」という。) は、当該健康診断の実施を保険者に対し委託き特定健康診査に相当する健康診断を実施する責務を有する者(以下2) 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づ

4.^。は、その健康診断の実施に必要な費用を保険者に支払わなければならは、その健康診断の実施に必要な費用を保険者に支払わなければならすることができる。この場合において、委託をしようとする事業者等

(特定健康診査に関する記録の保存)

まは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録を保存しなければならない。同条ただし書の規定により特定健康診査の結果を証明する書面の提出若しくは特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第三項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第三項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第三項の規定により特定健康診査に関する、同様とする。

(特定健康診査の結果の通知)

記録の送付を受けた場合においても、同様とする。
ばならない。第二十六条第二項の規定により、特定健康診査に関する診査を受けた加入者に対し、当該特定健康診査の結果を通知しなけれ第二十三条 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定健康

(特定保健指導)

令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。 第二十四条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省

(特定保健指導に関する記録の保存)

、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定保健指導に関する記第二十五条 保険者は、前条の規定により特定保健指導を行つたときは

様とする。特定保健指導に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同特定保健指導に関する記録の写けた場合又は第二十七条第三項の規定によりに関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第三項の規定により特定保健指導録を保存しなければならない。次条第二項の規定により特定保健指導

(他の保険者の加入者への特定健康診査等)

第二十六条 保険者は、その加入者の特定健康診査等の実施に支障がな第二十六条 保険者は、その加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査又は特定保健指導を受けた者に対し、原生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査又は特定保健指

- 2 保険者は、前項の規定により、他の保険者の加入者に対し特定健康2 保険者は、前項の規定により、他の保険者の加入者に対し特定健康
- て相当な額を支給する。
 ところにより、当該特定健康診査又は特定保健指導に要する費用とし者に支払つた場合には、当該加入者に対して、厚生労働省令で定める者に支払つた場合には、当該加入者に対して、厚生労働省令で定めるる。 保険者は、その加入者が、第一項の規定により、他の保険者が実施
- 費用の請求及び支給の取扱いに関し、別段の定めをすることができる。て、当該他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導の4 第一項及び前項の規定にかかわらず、保険者は他の保険者と協議し

(特定健康診査等に関する記録の提供)

診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。一等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する。 前二項の規定により、特定健康診査者しては特定保健指導に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者

(実施の委託)

第二十八条 おいて、 することができる。 康診査又は特定保健指導に関する記録の写しその他必要な情報を提供 は、 条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに 受託者に対し、 その実施を委託することができる。 厚生労働省令で定めるところにより、 保険者は、 委託する特定健康診査等の実施に必要な範囲内に 特定健康診査等について、 この場合において 自らが保存する特定健 健康保険法第六十三 保険者

(関係者との連携)

である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法第百十五条の三加入者に対して特定健康診査等を実施するに当たつては、前期高齢者第二十九条 保険者は、第三十二条第一項に規定する前期高齢者である

携を図るよう留意するとともに 十八第 項の規定により地域支援事業を実施する市町村との適切な連 当該特定健康診査等が効率的に実施

されるよう努めるものとする。

2 ければならない。 施のために 保険者は 他の保険者 前項に規定するもののほか 医療機関その他の関係者との連携に努めな 特定健康診査の効率的な実

(秘密保持義務)

第三十条 得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。 委託を受けた者 しくはその職員又はこれらの者であつた者は、 第二十八条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の (その者が法人である場合にあつては、 その実施に関して知り その役員) 若

健 康診査等指針との調和

第三十一条 らない。 第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければな 三項並びに第二十八条に規定する厚生労働省令は、 条から第一 一十五条まで、 第十八条第 項、 第二十六条第一 第二十条、 項 第 $\overline{+}$ 第一 一条第 一十七条第一 健康增進法第九条 項、 一項及び第 第 一 十 二

第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整

(前期高齢者交付金)

第三十二条 の初日であるときは、 者である加入者 支払基金は、 (六十五歳に達する日の属する月の翌月 その日の属する月)以後である加入者であつて 各保険者に係る加入者の数に占める前期高齢 (その日が月

> 第三章 保健事業等

第 節 保健事業の種類

(保健事業の種類)

第十二条 保健事業の種類は 次のとおりとする。

調整するため、政令で定めるところにより、保険者に対して、前期高で定めるものをいう。以下同じ。)の数の割合に係る負担の不均衡を、七十五歳に達する日の属する月以前であるものその他厚生労働省令

金が徴収する前期高齢者納付金をもつて充てる。 2 前項の前期高齢者交付金は、第三十六条第一項の規定により支払基

齢者交付金を交付する。

(前期高齢者交付金の額)

第三十三条 きは、 ただし、 額とする。 満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た 齢者交付金の額が前々年度の確定前期高齢者交付金の額に満たないと との合計額を控除して得た額とするものとし の額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額 高齢者交付金の額を超えるときは、 高齢者交付金の額は、 当該年度の概算前期高齢者交付金の額にその満たない額とその 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が前々年度の確定前期 前条第 項の規定により各保険者に対して交付される前期 当該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。 当該年度の概算前期高齢者交付金 前々年度の概算前期高

省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。ての保険者に係る概算前期高齢者交付金の額と確定前期高齢者交付金の額と確定前期高齢者交付金の額と確定前期高齢者交付金

(概算前期高齢者交付金)

二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額(当第三十四条 前条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、第一号及び第

一健康手帳の交付

二 健康教育

三 健康相談

四健康診査

五 医療(医療費の支給を含む。

五の二 入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。

五の三 入院時生活療養費の支給(医療費の支給を含む。

五の五 老人訪問看護療養費の支給

五の四

保険外併用療養費の支給

(医療費の支給を含む。

五の六 移送費の支給

五の七 高額医療費の支給

六 機能訓練

七訪問指導

事業として政令で定める事業人が一前各号に掲げるもののほか、老後における健康の保持のため必要な

(健康手帳の交付)

確保に資するため交付するものとする。ために必要な事項を記載するものとし、自らの健康管理と適切な医療の第十三条健康手帳は、健康診査の記録その他老後における健康の保持の

(健康教育)

健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育とする。第十四条 健康教育は、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の

(健康相談)

該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

される後期高齢者支援金の額に当該年度における当該保険者に係る二 当該年度における当該保険者に係る第百十九条の規定により算定一 当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額

第三十八条第二項において「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の基礎として保険者ごとに算定される率を乗じて得た額(第三項及び加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合をは

概算額」という。

三 当該年度における概算調整対象基準額

号に掲げる額を控除して得た額とする。
2 前項第一号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額から第二

一 当該保険者が概算基準超過保険者(イに掲げる額を口に掲げる額で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る前期高齢者が概算基準超過保険者(イに掲げる額を口に掲げる額るところにより算定される額

もの

(以下「食事療養」という。)

- 一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高

第十五条 健康相談は、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及

び助言とする。

(健康診査)

第十六条 健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当

該診査に基づく指導とする。

(医療)

第十七条 医療は、疾病又は負傷に関して行われる次に掲げる給付とする。

診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護四 家庭における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の医療に含まれないものとする。 六 その他政令で定める給付

他の看護(以下「長期入院療養」という。)を除く。)と併せて行う(以下「療養病床」という。)への入院及びその療養に伴う世話その和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床一 食事の提供たる療養であつて前項第五号に掲げる療養(医療法(昭

限る。)と併せて行うもの(以下「生活療養」という。)

一次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養(長期入院療養に

イ 食事の提供たる療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養で

される額齢者給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定

口 一人平均前期高齢者給付費見込額

概算額の合計額に概算加入者調整率を乗じて得た額とする。
号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の3 第一項第三号の概算調整対象基準額は、当該保険者に係る同項第一

4 する。 る。 割合 の見込総数の割合の動向を勘案して政令で定める割合をいう。 者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の 期高齢者である加入者の見込総数の割合を当該年度における当該保険 当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する前 ての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者 項及び次条第四項において同じ。 前 項の概算加入者調整率は (その割合が当該年度における下限割合 で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とす 厚生労働省令で定めるところにより、 に満たないときは、 (当該年度におけるすべ 下限割合と 以下こ

とする。

(確定前期高齢者交付金)

額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た第三十五条第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、第一号

一前々年度における当該保険者に係る調整対象給付費額

して厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養とあつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正

生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。) 療受給対象者」という。)の選定に係る特別の病室の提供その他の厚四 この法律の規定による医療を受けることができる者(以下「老人医

(入院時食事療養費の支給)

により支給する給付とする。 第十七条の二 入院時食事療養費の支給は、第三十一条の二第一項の規定

(入院時生活療養費の支給)

| 規定により支給する給付とする。| | 規定により支給する給付とする。| 第十七条の三 | 入院時生活療養費の支給は、第三十一条の二の二第一項

(保険外併用療養費の支給)

一条の三第一項の規定により支給する給付とする。第十七条の四 保険外併用療養費の支給は、疾病又は負傷に関して第三十

(老人訪問看護療養費の支給)

の規定により支給する給付とする。第十七条の五を人訪問看護療養費の支給は、第四十六条の五の二第一項

(移送費の支給)

 \mathcal{O}

という。)

一次のでは、これので

三 前々年度における確定調整対象基準額

掲げる額を控除して得た額とする。 2 前項第一号の調整対象給付費額は、第一号に掲げる額から第二号に

額 を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される | 付費額のうち、ロに掲げる額に当該政令で定める率を乗じて得た額 | () で除して得た率が、前条第二項第二号の政令で定める率を超える保 | で除して得た率が、前条第二項第二号の政令で定める率を超える保 | で除して得た率が、前条第二項第二号の政令で定める率を超える保 | で除して得た率が、前条第二項第二号の政令で定める率を超える保 | で除して得た率が、前条第二項第二号の政令で定める率を超える保 | で除して得た率が、前条第二項第二号の政令で定める率を超える保

る額 齢者給付費額として厚生労働省令で定めるところにより算定されず 一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高

1 一人平均前期高齢者給付費額

額の合計額に確定加入者調整率を乗じて得た額とする。一号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定3 第一項第三号の確定調整対象基準額は、当該保険者に係る同項第一

(高額医療費の支給)

(機能訓練)

訓練とする。
に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる第十八条 機能訓練は、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者

(訪問指導)

の他の者を訪問させて行われる指導とする。 して療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師そ第十九条 訪問指導は、その心身の状況、その置かれている環境等に照ら

第二節 医療等以外の保健事業

(医療等以外の保健事業の実施)

第二十条 額医療費の支給 費の支給を含む。 養費の支給 に居住地を有する四十歳以上の者に対し 入院時食事療養費の支給 市町村 (医療費の支給を含む。 (以 下 (特別区を含む。 老人訪問看護療養費の支給、 「医療等」という。 (医療費の支給を含む。)、 以下同じ。 保険外併用療養費の支給)以外の保健事業を行う。 医療 は、 (医療費の支給を含む。 当該市町村の区域内 移送費の支給及び高 入院時生活療 (医療

第二十一条都道府県は、前条の規定により市町村が行う医療等以外の保

前々年度における下限割合に満たないときは、下限割合とする。)で加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数の割合(その割合が齢者である加入者の総数の割合を前々年度における当該保険者に係る加入者の総数に対する前期高前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する前期高

均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額とする。 に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額の平5 第二項第二号ロの一人平均前期高齢者給付費額は、すべての保険者

除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

(前期高齢者納付金等の徴収及び納付義務)

以下「前期高齢者納付金等」という。)を徴収する。
、保険者から、前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金(当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに第三十六条、支払基金は、第百三十九条第一項第一号に掲げる業務及び

2 保険者は、前期高齢者納付金等を納付する義務を負う。

(前期高齢者納付金の額)

第三十七条 当該年度の概算前期高齢者納付金の額にその満たない額とその満たな 付金の額が前 計額を控除して得た額とするものとし、 らその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合 納付金の額を超えるときは 前々年度の概算前期高齢者納付金の額が前々年度の確定前期高齢者 金 一の額 前条第 は 々年度の確定前期高齢者納付金の額に満たないときは、 当該年度の概算前期高齢者納付金の額とする。 項の規定により各保険者から徴収する前期高齢者 当該年度の概算前期高齢者納付金の 前々年度の概算前期高齢者納 ただし 額か

に代わつて、医療等以外の保健事業の一部を行うことができる。
うほか、政令で定めるところにより、市町村と連携を図りつつ、市町村協力その他市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行健事業の実施に関し、その設置する保健所による技術的事項についての

(実施の委託)

められる者に対し、その実施を委託することができる。 について、第二十五条第三項に規定する保険医療機関等その他適当と認健事業を行うときは、当該都道府県)は、医療等以外の保健事業の一部第二十三条 市町村(第二十一条の規定により都道府県が医療等以外の保

(実施の基準)

働大臣が定める。
市町村の人口規模及び財政事情その他地域の諸事情に配意して、厚生労第二十四条 医療等以外の保健事業の実施の基準は、事業の種類ごとに、

ない。
第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければなら2 前項の実施の基準は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第九条

(保健サービス等との連携及び調整等)

|第二十四条の二 市町村は、医療等以外の保健事業の実施に当たつては、|

る。い額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とすい額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とす

省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。 の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働ての保険者に係る概算前期高齢者納付金の額と確定前期高齢者納付金 前項に規定する前期高齢者納付調整金額は、前々年度におけるすべ

(概算前期高齢者納付金)

げる保険者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。第三十八条前条第一項の概算前期高齢者納付金の額は、次の各号に掲

算前期高齢者納付金相当額を上回るときは 概算前期高齢者納付金相当額から負担調整対象見込額 齢者納付金相当額とする。 合計額からロに掲げる額を控除して得た額 額を超えるものをいう。 相当額が零を超える保険者のうち、 概算負担調整基準超過保険者 以下この条において同じ。 をいう。 (負担調整前概算前期高齢者納付金 イに掲げる合計額がロに掲げる 第三項において同じ。 (当該額が負担調整前概 負担調整前概算前期高 (イに掲げる 負担調整前 を控

次に掲げる額の合計額

除して得た額と負担調整見込額との合計額

- (1) 当該年度における負担調整前概算前期高齢者納付金相当額
- 算定される後期高齢者支援金の額2 当該年度における当該保険者に係る第百十九条の規定により
- ロ 次に掲げる額の合計額に負担調整基準率を乗じて得た額
- (1) イに掲げる合計額
- 二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用を含む。第四項2 当該保険者の給付に要する費用(健康保険法第百七十三条第

(生た) または、「はない」には、「はない」になって、「はない」になって、「第百三十三号)その他の法令に基づく福祉サービス並びに介護保険法第二十二条に規定する保健サービス、老人福祉法 (昭和三十八年法律

らない。
との連携及び調整に努めるとともに、その計画的推進を図らなければなどの連携及び調整に努めるとともに、その計画的推進を図らなければな「平成九年法律第百二十三号)に基づく居宅サービス及び施設サービス

| 外併用療養費の支給 | | 外併用療養費の支給 | 医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険

第

及び保険外併用療養費の支給第一款 医療の実施並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費

(医療の実施)

第二十五条 等」という。 日であるときは、その日の属する月) のいずれかに該当する者 L 当該各号に該当するに至つた日の属する月の翌月 市町 であつて当該市町村の区域内に居住地を有するものに対 村長 (特別区の区長を含む。 (加入者に限る。 から医療を行う。 以 下 以下同じ。 「七十五歳以上の加入者 (その日が月の は 次の各号

七十五歳以上の者

- の認定を受けたものころにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該市町村長のお土土土産のでである程度のであって、厚生労働省令で定めると
- 、市町村長が必要と認める場合に限り、行うものとする。2 第十七条第一項第六号に掲げる給付(政令で定めるものに限る。) は
- は、政令で定めるものに限る。)を受けようとする者は、厚生労働省令3 第十七条第一項各号に掲げる給付(同項第六号に掲げるものにあつて

令で定めるところにより算定される額用等」という。)の当該年度における見込額として厚生労働省及び次条第一項第一号ロ②において「保険者の給付に要する費

- 高齢者納付金相当額と負担調整見込額との合計額二 概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 負担調整前概算前期
- をとする。)とする。 の概算額の合計額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、一号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金一号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算調整対象基準額から、当該保険者に係る同項第一号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、第三十四
- 3 第一項第一号の負担調整見込額は、当該年度におけるすべての概算 者の見込数を乗じて得た額とする。 「定めるところにより算定した当該年度におけるすべて」であるところにより算定した当該年度におけるすべて」であるところにより算定した当該年度におけるすべて」であるところにより算定した当該年度におけるすべて」であるところにより算定した当該年度におけるすべての概算

(確定前期高齢者納付金)

号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。第三十九条第三十七条第一項の確定前期高齢者納付金の額は、次の各

相当額が零を超える保険者のうち、イに掲げる合計額が口に掲げる | 7 | 確定負担調整基準超過保険者(負担調整前確定前期高齢者納付金

に該当するときは、健康手帳を提示することを要しない。帳を提示して、受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合医療機関等」という。)のうち、自己の選定するものについて、健康手で定めるところにより、次に掲げる病院、診療所又は薬局(以下「保険

険薬局健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関及び保

- 事に届け出たものびに薬局であつて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知びに薬局であつて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める病院及び診療所並
- 、医療を受けることができるものとする。
 ては、当該病院、診療所又は薬局ごとに厚生労働省令で定める者のみが4 前項の規定にかかわらず、同項第二号の病院、診療所又は薬局にあつ
- う。)とする。各号に掲げる医師若しくは歯科医師又は薬剤師(以下「保険医等」とい剤師は、次の各号に掲げる保険医療機関等の区分に応じ、それぞれ当該利・保険医療機関等において医療を担当する医師若しくは歯科医師又は薬
- 定する保険医又は保険薬剤師第三項第一号の病院、診療所又は薬局健康保険法第六十四条に規
- 定めるものの者以外の医師若しくは歯科医師又は薬剤師であつて厚生労働省令でいる。第三項第二号の病院、診療所又は薬局が問号に掲げる者又はこれら
- 7 第一項の規定にかかわらず、七十五歳以上の加入者等であつて国民健

納付金相当額とする。 期高齢者納付金相当額を上回るときは 額からロに掲げる額を控除して得た額 確定前期高齢者納付金相当額から負担調整対象額 額を超えるものをいう。) をいう。 以下この条において同じ。 第三項において同じ。 (当該額が負担調整前確定前 負担調整前確定前期高齢者 (イに掲げる合計)を控除し 負担調整前

て得た額と負担調整額との合計額

次に掲げる額の合計額

- (2)(1)前々年度における負担調整前確定前期高齢者納付金相当額
- 算定される後期高齢者支援金の額 前々年度における当該保険者に係る第百十九条の規定により

口 められた負担調整基準率を乗じて得た額 次に掲げる額の合計額に前々年度の前条第四項の規定により定

- イに掲げる合計額
- (2)(1)当該保険者の給付に要する費用等の前 々年度における額
- 高齢者納付金相当額と負担調整額との合計額 確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 負担調整前確定前期
- 2 する。 定額の 条第一項第三号の確定調整対象基準額から、 号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確 前 項第) とする。 合計額を控除して得た額 号の負担調整前確定前期高齢者納付金相当 (当該額が零を下回る場合には、 当該保険者に係る同項第 T額は、 第三十五 零と 2
- 3 に係る加入者の総数で除して得た額に、 省令で定めるところにより算定した前々年度におけるすべての保険者 調整基準超過保険者に係る同号の負担調整対象額の総額を 第 項 第 一号の負担調整額は 前々年度におけるすべての確定負担 厚生労働省令で定めるところ 厚生労働

が行う国民健康保険の被保険者とされた者に対しては、 康保険法第百十六条の二第 の長が医療を行う。 項 又は第 項 各号に規定する他の 当該他の市町 市 町 村 村

(届出)

第二十五条の二 *١* ٥ るところにより の他厚生労働省令で定める場合に該当するときは 加入者は、 速やかに 前条第 市町村長にその旨を届け出なければならな 一項第一号に該当するに至つたときそ 厚生労働省令で定め

(保険医 |療機関等の責務|

第二十六条 ばならない。 扱い及び担当に関する基準に従い 保険医療機関等及び保険医等は、 医療を取り扱い 第三十条第 又は担当しなけ 一項の医 原の 取 れ

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

第二十七条 又は都道府県知事の指導を受けなければならない。 保険医療機関等及び保険医等は 医療に関し 厚生労働大臣

い。 必要と認めるときは を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は 指定により指導に立ち会わせるものとする。 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体 前項の指導をする場合において、 ただし、 関係団体が指定 この限りでな

部負担金)

により算定した前々年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じ|第二十八条 第二十五条第三項の規定により保険医療機関等について医療

て得た額とする。

(前期高齢者関係事務費拠出金の額)

(保険者の合併等の場合における前期高齢者交付金等の額の特例)

は、政令で定める。

「前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の特例についてする保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者に係る第四十一条 合併又は分割により成立した保険者、合併又は分割後存続

(前期高齢者交付金の額の決定、通知等)

しなければならない。 対すべき前期高齢者交付金の額、交付の方法その他必要な事項を通知 期高齢者交付金の額を決定し、当該各保険者に対し、その者に対し交 第四十二条 支払基金は、各年度につき、各保険者に対し交付すべき前

負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部当該医療につき第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関するを受ける者は、医療を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

次号に掲げる場合以外の場合 百分の十

ることができる。 \bigcirc の全部又は一部を支払わないときは、市町村長は、当該保険医療機関等 ることに努めたにもかかわらず 一 当該医療を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員であつて老人 請求に基づき、 保険医療機関等が善良な管理者と同 保険医療機関等は、 医療受給対象者その他政令で定める者について政令で定めるところに より算定した所得の額が政令で定める額以上である場合 この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分す 第一項の一部負担金の支払を受けるべきものとし なお医療を受けた者が当該 一の注意をもつてその支払を受け 百分の三十 部負担 金

行われた場合における一部負担金の支払について準用する。 2 前項の規定は、前条第三項の規定により一部負担金の減額又は免除が

の規定による変更後の前期高齢者交付金の額に満たない場合には、 の交付金がないときはこれを返還させなければならない 交付金があるときはこれに充当し 金の額を超える場合には 他必要な事項を通知 不足する額につ L 同項の その超える額について 同項の規定による変更後の前期高齢者交付 規定による通知とともに交付の方法そ なお残余があれば返還させ 未払の 前期高齢者 未払 そ

(前期高齢者納付金等の額の決定、通知等)

要な事項を通知しなければならない。

き前期高齢者納付金等の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必

齢者納付金等の額を決定し、当該各保険者に対し、その者が納付すべ

第四十三条 支払基金は、各年度につき、各保険者が納付すべき前期高

- 2 前項の規定により前期高齢者納付金等の額を通知しなければならな 4 者に対し、変更後の前期高齢者納付金等の額を変更し、当該各保険 格保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を変更し、当該 4 である 1 である 2 である
- 3 後の前期高齢者納付金等の額を超える場合には、 び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、 規定による変更後の前期高齢者納付金等の額に満たない場合には、 徴収金がないときはこれを還付しなければならない。 徴収金があるときはこれに充当し、 不足する額に 支払基金は、 未納 前期高齢者納付金等その他この章の規定による支払基金の 保険者が納付した前期高齢者納付金等の額が、 同項の 規定による通知とともに納付の方法及 なお残余があれば還付し 同項の規定による変更 その超える額につい 前項 未納の そ \hat{o}

(医療に関する費用)

第二十九条 関等に支払われるべき一部負担金に相当する額を控除した額とする。 とし、 算定した医療に要する費用の額から \mathcal{O} 額は、 保険医療機関等が医療に関し市町村に請求することができる費用 次条第 市町 村は、 項の 医療に要する費用の額の算定に関する基準により 医 屋療に 脱する費用を保険医療機関等に支払うも 当該医療に関して当該保険医 療 機

2

- 3 第五項に規定する国民健康保険団体連合会 その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。 療報酬支払基金 療報酬支払基金法 市町村は 前項の規定による審査及び支払に関する事 (以 下 (昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険 「基金」という。 (以下 国民健康保険法第四 「連合会」 務を社会保険 という。 十五条 診
- 請求に関して必要な事項は、政令で定める。
 4 前三項に規定するもののほか、保険医療機関等の医療に関する費用の

(医療に関する基準)

議会の意見を聴いて定めるものとする。額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協第三十条 医療の取扱い及び担当に関する基準並びに医療に要する費用の

同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議す見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、律第四十七号)第二条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意2 中央社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法(昭和二十五年法

(督促及び滞納処分)

- 、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を限までにその督促状に係る前期高齢者納付金等及び次条の規定による
- 道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都

(延滞金)

第四十 は、 は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する つき年十四・五パーセントの割合で、 たときは、 ただし、 この限りでない。 五条 督促に係る前期高齢者納付金等の額が千円未満であるとき 前 支払基金は、 条第 項の規定により前期高齢者納付金等の納付を督促 その督促に係る前期高齢者納付金等の額に 納付期日の翌日からその完納又 5

て準用する。

ることができる。

(保険医療機関等の報告等)

第三十 管理者、 帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、 医療機関等について設備若しくは診療録が くは管理者、 と認めるときは、 させることができる。 「開設者であつた者等」という。 出頭を求め、 一条 保険医等その他の従業者 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 保険医等その他の従業者であつた者(以下この項において 又は当該職員に関係者に対して質問させ、 保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若し (開設者であつた者等を含む。 に対し報告若しくは診療録その他の 保険医療機関等の開設者若しくは 帳簿書類その他の物件を検査 医療に関して必要がある 若しくは保険) に 対

- れを提示しなければならない。

 その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、こ

 ョ 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、
- 4 第二十七条第二項の規定は、第一項の規定による質問又は検査についしてはならない。
- の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付してきこの法律の規定による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師である者に限る。)につきころは規定する保険医療機関又は保険薬局であるものに限る。)につきころは規定する保険医療機関又は保険薬局であるものに限る。)につきころは規定する保険医療機関とは保険薬局であるものに限る。)につきころは対しているのがであると認めるとき、又は保険薬剤師である者に限る。)につきころに規定する保険医療機関等(健康保険法第六十三条第三項第一番道府県知事は、保険医療機関等(健康保険法第六十三条第三項第一番

- 満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。3 延滞金の計算において、前二項の前期高齢者納付金等の額に千円未
- ときは、その端数は、切り捨てる。
 4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数がある
- | ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に | 5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。 |
- 一 督促状に指定した期限までに前期高齢者納付金等を完納したとき。

対応する部分の金額に限る。

- 二 延滞金の額が百円未満であるとき。
- したとき。 | 一三 前期高齢者納付金等について滞納処分の執行を停止し、又は猶予 2

(納付の猶予)

生労働大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間厚生労働省令で定めるところにより、当該保険者の申請に基づき、厚っ者納付金等を納付することが著しく困難であると認められるときは、第四十六条 支払基金は、やむを得ない事情により、保険者が前期高齢

通知しなければならない。保る前期高齢者納付金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者に2支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に

を限り

その

部の納付を猶予することができる。

「項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をする内は、その猶予に係る前期高齢者納付金等につき新たに第四十四条第3 支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間

その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(入院時食事療養費)

第三十 この条及び次条において同じ。 る者 十七条第一項第五号に掲げる給付と併せて受けた食事療養に要した費用 について、その者に対し、 以下この条において同じ。 一条の二 (次条において「長期入院老人医療受給対象者」という。 市町村長は 入院時食事療養費を支給する。)が、保険医療機関等 老人医療受給対象者 のうち自己の選定するものについ (長期入院療養を受け (薬局を除く。 以 下 て第

- 別に定める額とする。 事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、 る食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額 た額とする。 該現に食事療養に要した費用の額とする。 的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用 額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、 入院時食事療養費の額は、 以下「食事療養標準負担額」という。 当該食事療養につき食事療養に要する平均 から、 (所得の状況その 平均的な家計におけ 厚生労働大臣が)を控除 他の
- | ない。 | ない。 | ない。 | の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければなら | の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければなら | の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければなら
- 、又は担当しなければならない。
 及び担当に関する基準に従い、入院時食事療養費に係る療養を取り扱いじ。)は、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る療養の取扱い
 4 保険医療機関等及び保険医等(薬剤師を除く。次条第四項において同
- は、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該保険医療機関等に支払5 老人医療受給対象者が保険医療機関等について食事療養を受けたとき

に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として老人医

- 院時食事療養費の支給があつたものとみなす。 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し入
- ところにより、領収証を交付しなければならない。際、当該支払をした老人医療受給対象者に対し、厚生労働省令で定める7保険医療機関等は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける
- らない。 | おい。 | おいでは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければなるときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければない。 | 特食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとする。 | 厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び第四項に規定する入院
- | 医療協議会の権限について準用する。 | 9 | 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険 |
- において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合ら第四項まで及び前条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療

(入院時生活療養費)

し、入院時生活療養費を支給する。

掲げる給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、その者に対医療機関等のうち自己の選定するものについて第十七条第一項第五号に第三十一条の二の二 市町村長は、長期入院老人医療受給対象者が、保険

| 的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用 | 2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均 |

する。 別に定める額。 額を勘案して厚生労働大臣が定める額(所得の状況、病状の程度、 費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用 該現に生活療養に要した費用の額) について介護保険法第五十一条の二第二項第 額 内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、 (その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、 以下「生活療養標準負担額」という。)を控除した額と から、 平均的な家計における食費及 一号に規定する食費の基準 治療 当

費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時生活療養人保険医療機関等及び保険医等は、厚生労働大臣が定める入院時生活療

ない。 ときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければなら生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとする 厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び前項に規定する入院時

医療協議会の権限について準用する。 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険

7 第二十五条第三項から第六項まで、第二十七条、第二十九条第二項から第二十五条第三項から第六項まで、第二十五条第三項から第六項まで、第二十七条、第二十九条第二項から第六項まで、第二十七条、第二十九条第二項か

(保険外併用療養費)

その者に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支うち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養を受けたときは、第三十一条の三 市町村長は、老人医療受給対象者が、保険医療機関等の

| 含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生|| 2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が|| 給する。

活療養が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合計額)とす

る。

同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額を関係した関連の額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額が現に当該療力があるとのでは、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第三十条第一項

)から食事療養標準負担額を控除した額要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に二 当該食事療養につき第三十一条の二第二項に規定する厚生労働大臣

療養標準負担額を控除した額の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から生活準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用三 当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基

養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、保険外併用療養3 保険医療機関等及び保険医等は、厚生労働大臣が定める保険外併用療

費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、評価療養(第十七条第二項第三号に規定する高度の協議会の意見を聴かなければならない。 となって、おらかじめ中央社会保険医療、生産がでに前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担 というでは、評価療養(第十七条第二項第三号に規定する高度の協議会の意見を聴かなければならない。
- 医療協議会の権限について準用する。 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険
- 7 第二十八条の二の規定は、前項の規定により準用する第三十一条の二7 第二十八条の二の規定は、前項の規定により準用する第三年の場合において当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療

(医療費)

一、医療、人売寺食事寮を費りを合、人売寺と舌寮を費りを合ては最免の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給に代えての支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給に代えて第三十二条 市町村長は、次に掲げる場合には、医療、入院時食事療養費

必要があると認めるとき。

定めるとき。
いて、必要があると認めるときその他これに準ずる場合として政令で得ない理由によりその費用を当該保険医療機関等に支払つた場合にお三、保険医療機関等について診療、薬剤の支給又は手当を受け、やむを

2 前項の規定により支給する医療費の額は、医療に要する費用又は保険 7 対長が定める。

3 用の額を超えることができない。 は食事療養 める基準により算定した額とする。ただし、 の厚生労働大臣が定める基準により算定した額とし、 の額は、 の額の算定に関する基準により算定した額とし、 に係る療養に要する費用の額は、 た額とし、 前項の医療に要する費用の額は、 第三十一条の二第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定 生活療養に要する費用の額は、第三十一条の二の二第二項 生活療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に要した費 前条第二項第一号の厚生労働大臣が定 第三十条第 それらの額は、 一項の医療に要する費用 食事療養に要する費用 保険外併用療養費 現に医療又

(特別会計)

第三十三条「市町村は、医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養

)に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。の支給を含む。)及び保険外併用療養費の支給(医療費の支給を含む。費の支給(医療費の支給を含む。)、入院時生活療養費の支給(医療費

第二款 補則

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第三十四条 険法 む。 とができるとき、 の款において同じ。 は保険外併用療養費の支給(医療費の支給を含む。同項を除き、 おいて、 共団体の負担において医療に関する給付が行われたときは、 療養給付その他政令で定める法令に基づく医療に関する給付を受けるこ この款において同じ。 (医療費の支給を含む。 同項を除き、 (昭和二十二年法律第五十号) 行わない。 医療 (医療費の支給を含む。 又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公 以下この款において同じ。 は、 入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含 当該疾病又は負傷につき、 同項を除き、 の規定による療養補償給付若しくは 以下この款において同じ。 第四十二条第三 入院時生活療養費の支 労働者災害補償保 |項を除き その限度に 以下こ 以下 又

は、行わない。
は、行わない。
は、行わない。
は、行わない。
は、行わない。
は、行わない。
は、行わない。
は、行わない。
は、行わない。

第三十五条 医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又(健康保険法の規定による日雇特例被保険者等に関する取扱い)

受給資格者票 又は日雇特例被保険者であつた者であつて、 は保険外併用療養費の支給は、 同法の規定によるその者の被扶養者については、 百四十五条第 (同条第五項の規定に該当するものに限る。) 及び同法第 項の特別療養費受給票のいずれをも有しないもの並びに 健康保険法に規定する日雇特例被保険者 同法第百二十九条第三項の 行わない。

併用療養費の支給の制限) (医療、 入院時食事療養費の支給 入院時生活療養費の支給又は保険外

第三十六条 については、 刑事施設、 その期間に係る医療、 労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者 入院時食事療養費の支給 行わない。 入院時生

活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給は、

第三十七条 ては、 は保険外併用療養費の支給は、 に疾病にかかり、 行わない。 医療、 又は負傷した者については、当該疾病又は負傷に関し 入院時食事療養費の支給、 自己の故意の犯罪行為により 入院時生活療養費の支給又 又は故意

第三十八条 の全部又は一部を行わないことができる。 病にかかり、 は保険外併用療養費の支給は、 医療、 又は負傷した者については、 入院時食事療養費の支給、 闘争、 泥酔又は著しい不行跡によつて疾 当該疾病又は負傷に関し、 入院時生活療養費の支給又 そ

第三十九条 に医療、 は保険外併用療養費に係る療養に関する指示に従わないときは、 養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受ける者が、正当な理由なし 入院時食事療養費に係る療養、 市町村長は、 医療、 入院時食事療養費の支給、 入院時生活療養費に係る療養又 入院時生活療 医療、

| 費の支給の一部を行わないことができる。| 入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養

療養費の支給の全部又は一部を行わないことができる。

療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受ける者が、正当な理由なしに要の支給又は保険外併用療養費の支給を受ける者が、正当な理由なしに要が表して、第四十条・市町村長は、医療、入院時生活療養費の支給の全部又は一部を行わないことができる。

(損害賠償請求権)

2 第四 費の支給、 支給した保険外併用療養費の額の限度において、 保険外併用療養費の支給を行つたときは、 た者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。 おいて、 $\bar{+}$ 支給した入院時食事療養費の額、 一条 医療、 入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受け 市町村長は、 入院時食事療養費の支給、 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合に 支給した入院時生活療養費の額又は 入院時生活療養費の支給又は その医療に関し支払つた価額 医療、 入院時食事療養

2 前項の場合において、医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給では、 一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村長は、その価額の限 一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村長は、その価額の限 では、たの価額の限

することができる。 徴収又は収納の事務を連合会であつて厚生労働省令の定めるものに委託徴収又は収納の事務を連合会であつて厚生労働省令の定めるものに委託3 市町村長は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の

(不正利得の徴収等)

項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。 生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けた者に連帯して同 村長は、 載をしたため、その医療、 等 の支給又は保険外併用療養費の支給が行われたものであるときは、 前項の場合において、 (薬剤師を除く。 当該保険医等に対し、 が 保険医療機関等において診療に従事する保険医 入院時食事療養費の支給、 市町村長に提出されるべき診断書に虚偽の記 医療、 入院時食事療養費の支給、 入院時生活療養費 入院時 市町

3 市町村は、保険医療機関等が偽りその他不正の行為により医療に関する 市町村は、保険医療機関等が偽りその他不正の行為により医療に関す

(文書の提出等)

養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養きは、当該医療、入院時食事療養費の支給、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給若さは、当該医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給若管理・主義・一般の対象をでは、当該医療、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、入院時生活療

示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせる費に係る療養を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提

(診療録の提示等)

ことができる。

第四十四条 の支給、 必要があると認めるときは、 手当に関し、 つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、 又は当該職員に質問させることができる。 入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給に関して 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 報告若しくは診療録、 医師、 歯科医師 帳簿書類その他の物件の提示を命じ 医療、 薬剤師若しくは手当を行 入院時食事療養費 薬剤の支給又は

3 2 の内容に関し、 院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給に係る診療又は調剤 養費の支給を受けた者に対し、 入院時食事療養費の支給、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、 第三十一条第二項の規定は、 報告を命じ 又は当該職員に質問させることができる。 入院時生活療養費の支給又は保険外併用療 当該医療、 前二項の規定による質問について 入院時食事療養費の支給、 同条 医療

(受給権の保護)

第三項の規定は、

前二項の規定による権限について準用する。

(租税その他の公課の禁止)

第四十六条 給付であつて政令で定めるものを除く して課することができない。 院時生活療養費及び保険外併用療養費として支給を受けた金品を標準と 租税その他の公課は 医療 (第十七条第 並びに入院時食事療養費 項第六号に掲げる

第四十六条の二 削除

第四十六条の三 削除

第四十六条の四 削除

第四十六条の 五 削除

第四 節 老人訪問看護療養費の支給

(老人訪問看護療養費の支給)

第四 う。 業者 その老人医療受給対象者に対し の補助をいう。 護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療 適合していると認めたものに限る。 又は負傷により、 問看護事業をいう。 主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に 十六条の五の二 以下同じ。 (健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をい 以下 家庭において継続して療養を受ける状態にある老人 から当該指定に係る訪問看護事業)を行う事業所により行われる老人訪問看護 市町村長は、 「指定老人訪問看護」という。 当該指定老人訪問看護に要した費用に 老人医療受給対象者が指定訪問看護事 に対し、 その者の家庭において看 (同項に規定する訪 を受けたときは、 (疾病

ついて、老人訪問看護療養費を支給する。

- 市町村長が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
 2 前項の老人訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、
- 示して、受けるものとする。 ろにより、自己の選定する指定訪問看護事業者について、健康手帳を提る 指定老人訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるとこ
- 問看護費用額(指定老人訪問看護に要する平均的な費用の額をいう。)4 老人訪問看護療養費の額は、当該指定老人訪問看護につき平均老人訪

の額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、そ

5 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中める割合を乗じて得た額を控除した額とする。

央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

- 医療協議会の権限について準用する。 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険
- 7 老人医療受給対象者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払 事業者に支払うべき当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人 事業者に支払うべき当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人 すべきは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該指定訪問看護 うことができる。
- | 人訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。 | 8 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し老
- 第一項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老たときは、第四項の厚生労働大臣が定める基準及び第四十六条の五の四9 市町村は、指定訪問看護事業者から老人訪問看護療養費の請求があつ

| 払うものとする。 | 人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。) に照らして審査した上、支

会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。 10 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金、連合

必要な事項は、政令で定める。 法の適用及び指定訪問看護事業者の老人訪問看護療養費の請求に関して 11 前各項に規定するもののほか、第四項の厚生労働大臣が定める算定方

(領収証の交付)

ければならない。
した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払を第四十六条の五の三 指定訪問看護事業者は、指定老人訪問看護その他の

(指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準)

ては、厚生労働大臣が定める。第四十六条の五の四 指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準につい

3 2 関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。 を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。 評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定老人訪問看護 問看護を提供するとともに、 営に関する基準に従い、 ようとするときは 厚生労働大臣は 指定訪問看護事業者は、 第一項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かな 老人の心身の状況等に応じて適切な指定老人訪 前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運 自らその提供する指定老人訪問看護の質の)を定め

ければならない。

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

道府県知事の指導を受けなければならない。護師その他の従業者は、指定老人訪問看護に関し、厚生労働大臣又は都第四十六条の五の五 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看

(報告等)

第四十六条の五の六 件を検査させることができる。 看護師その他の従業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者等に対し 者であつた者等」 養費の支給に関して必要があると認めるときは、 定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物 出頭を求め、 くは提示を命じ、 師その他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業 は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護 又は当該職員に関係者に対して質問させ、 指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の という。 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 に対し、 報告若しくは帳簿書類の提出若し 指定訪問看護事業者又 老人訪問看護療 若しくは当該指

- 、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。2 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について
- 通知しなければならない。る必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に定老人訪問看護に関し健康保険法第九十五条の規定による処分が行われ定老人訪問看護に関し健康保険法第九十五条の規定による担害を表した。